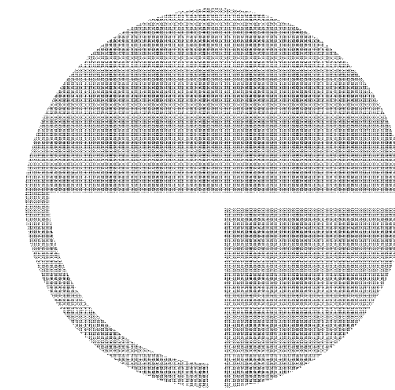


令和6年度

福祉のあらし



長野市保健福祉部
長野市こども未来部
長野市福祉事務所

令和6年度

福祉のあらし

長野市保健福祉部・長野市こども未来部・長野市福祉事務所

人にやさしく人がいきいき
暮らすまち「ながの」

長野市民憲章

信濃の国の

歴史と伝統のあるまちで

私たち長野市民は

すぐれた自然と文化を愛し

平和を願い

ひとの尊厳を大切にし

国際人としての資質を高め

ともに力を合わせて

豊かに

発展する未来へ向けて

羽ばたく

昭和62年12月21日制定

長野市

人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例

条例のあらまし（抜粋）

平成8年7月1日 施行

目的

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念並びに部落解放都市宣言の精神にのっとり、人権意識の高揚を図ることにより、部落差別等あらゆる差別のない明るい長野市を築くことを目的とする。

市の責務

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するものとする。

市民の責務

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

教育及び啓発活動の充実

第4条 市は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

実態調査の実施

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に反映するため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

目次

保健福祉部機構図	1
こども未来部機構図	5
福祉施策体系	8
1 医療関係	10
1) 後期高齢者医療	10
2) 福祉医療	20
2 高齢者福祉関係	22
1) 高齢者の介護予防・生活支援事業	22
2) 減免制度	26
3) 高齢者福祉施設等の整備等	28
4) 高齢者の社会参加支援・生きがい対策	32
3 介護保険制度	40
4 障害者福祉関係	56
1) 福祉給付	56
2) 障害児者福祉対策	60
3) 障害福祉サービス	76
4) 割引・減免事業	84
5) 障害者福祉施設・事業所	90
5 児童福祉関係	92
6 母子福祉関係	106
7 生活保護関係	112
1) 生活保護法	112
2) 各種給付事業	112
3) 各種減免制度	114
4) 最低生活基準額	116
5) 生活保護受給者等の就労支援事業	116
6) 生活困窮者自立支援制度	118
8 その他の福祉	124
9 社会福祉協議会関係	132
10 診療施設	142
11 国民健康保険関係	144
12 市内社会福祉施設一覧表	148
13 身体障害者障害程度等級表（その一）	201
身体障害者障害程度等級表（その二）	203
14 知的障害者の知的障害の程度	205
15 精神障害者保健福祉手帳障害等級表	207
郵便等による不在者投票制度	209

保健福祉部(民生関係)機構図

長野市ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

(※ 兼 福祉事務所)

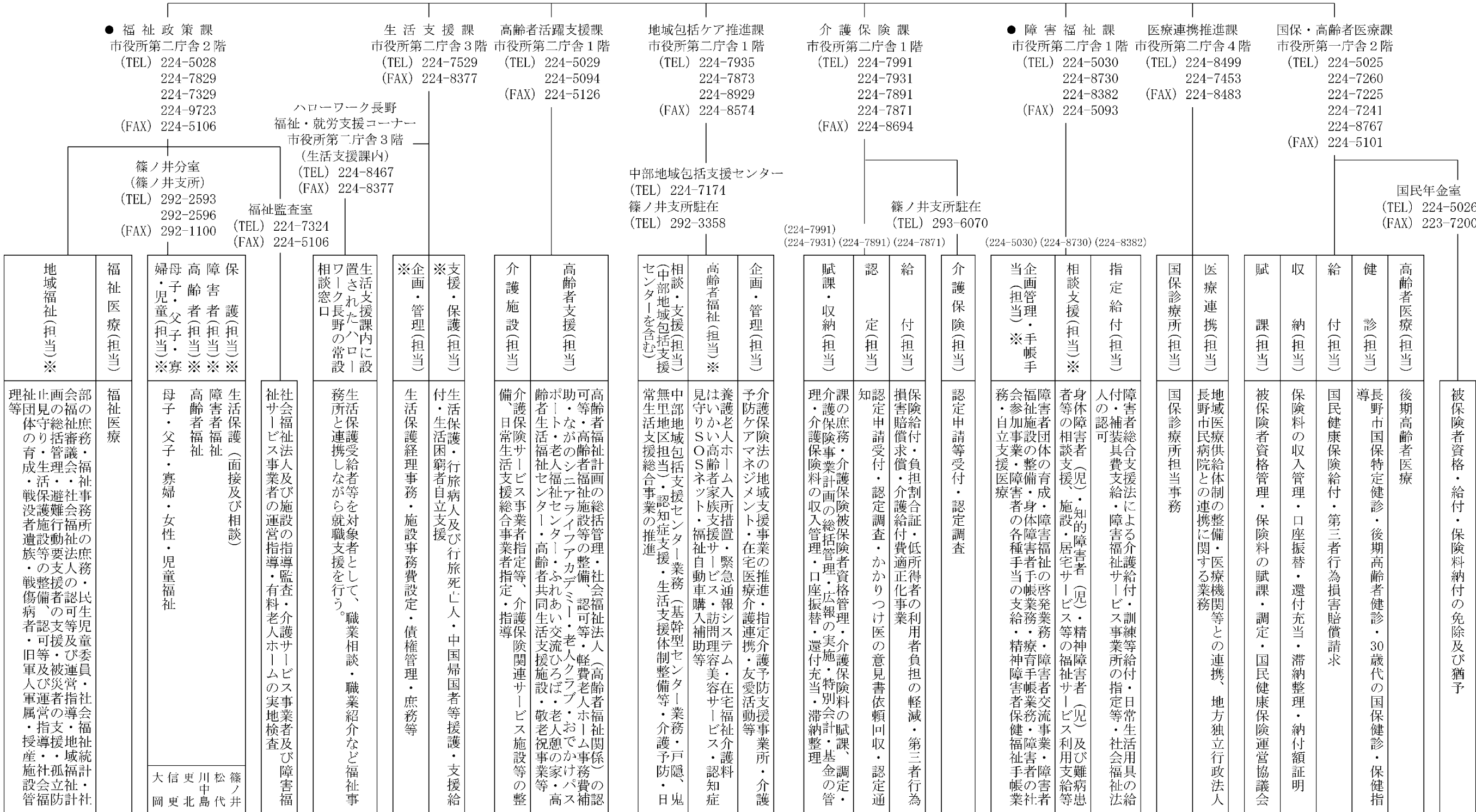
(● こども総合支援センターの機能を担う)

令和6年4月1日

市役所第一庁舎2階・第二庁舎1～4階

電話(代)226-4911

又は各課直通へ

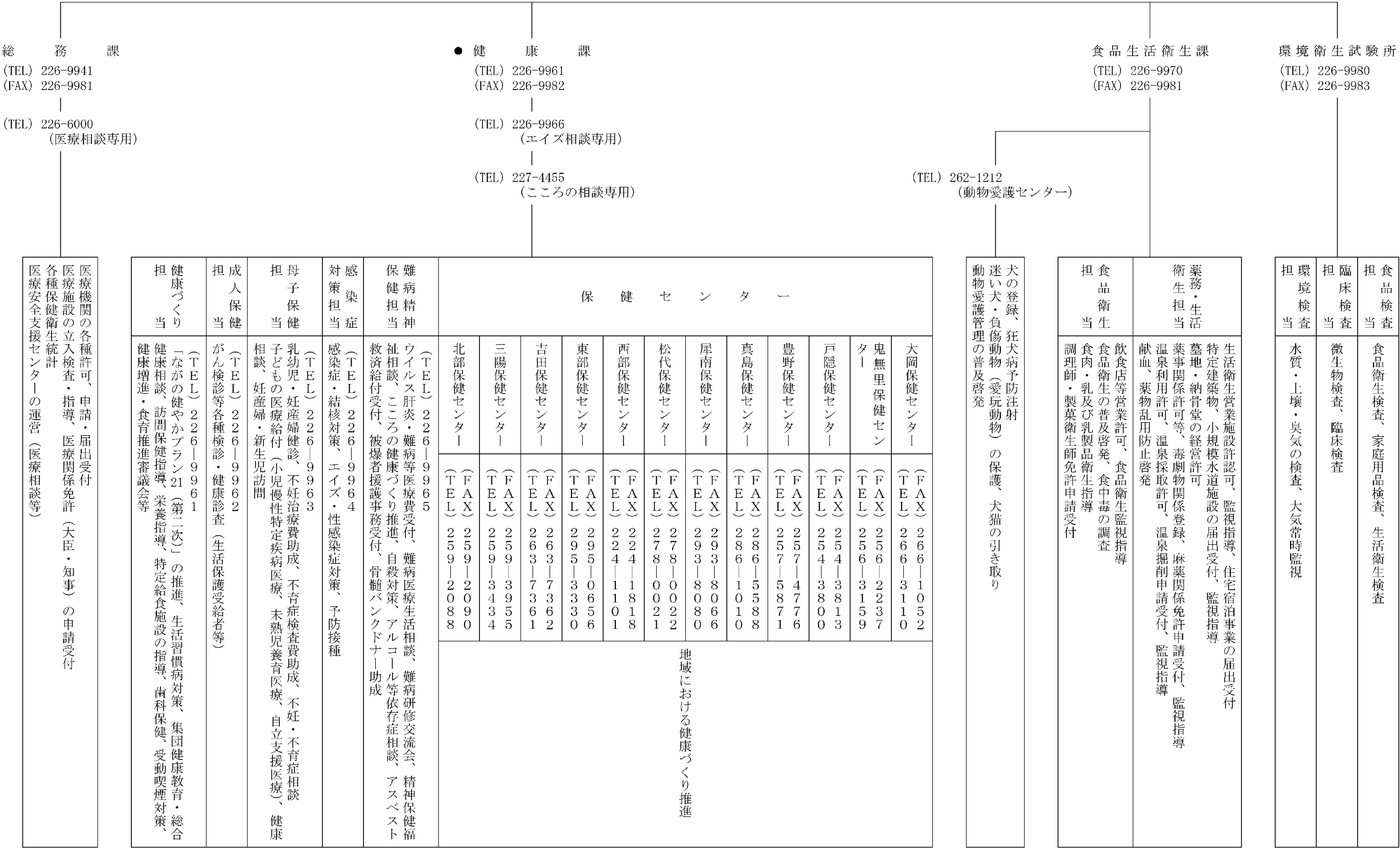


保健福祉部（長野市保健所）機構図

長野市保健所庁舎（若里六丁目6番1号）

（● こども総合支援センターの機能を担う）

令和6年4月1日



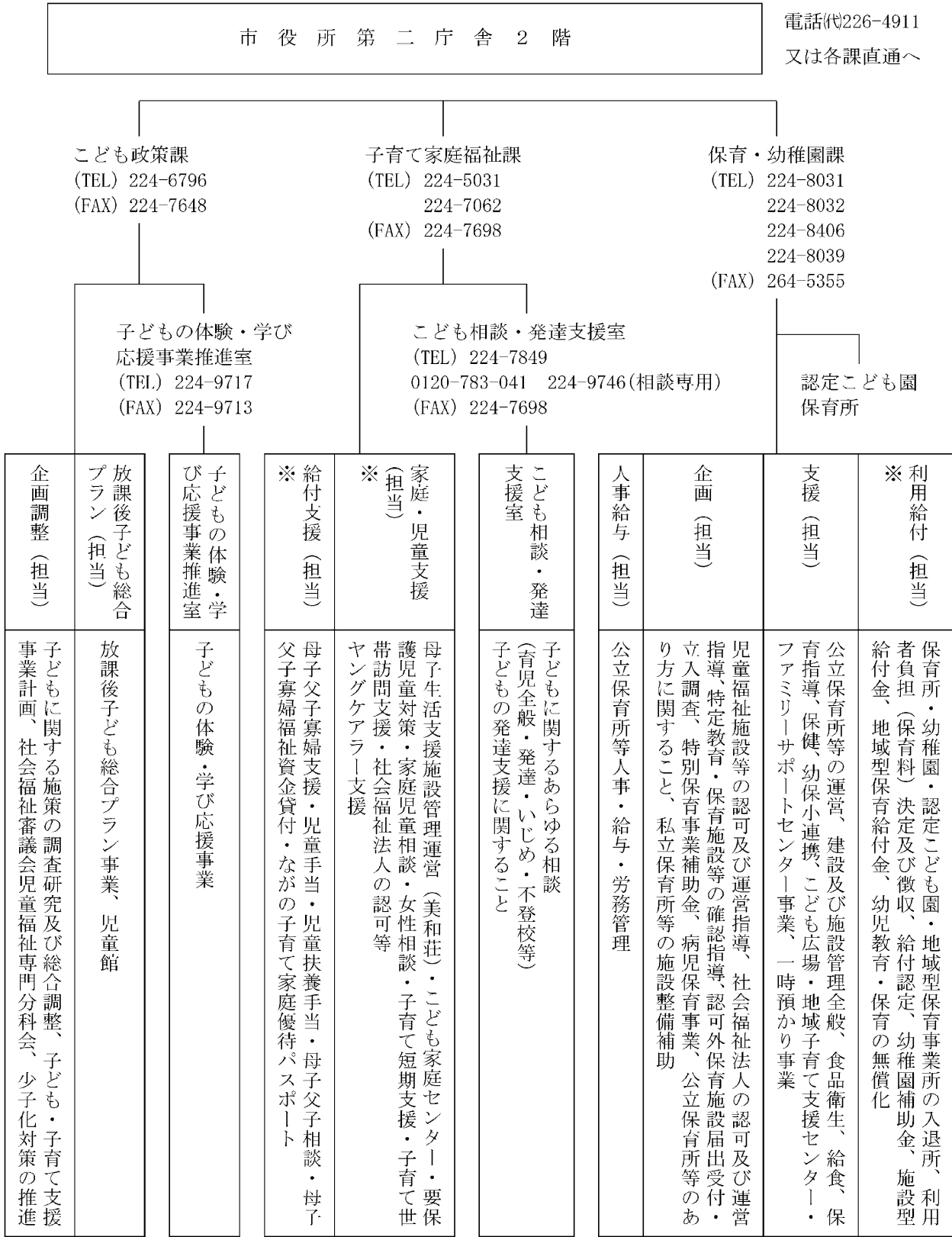
こども未来部機構図

(こども総合支援センターの機能を担う)

長野市ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

(※ 兼 福祉事務所)

令和6年4月1日



福 祉 都 市 宣 言

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

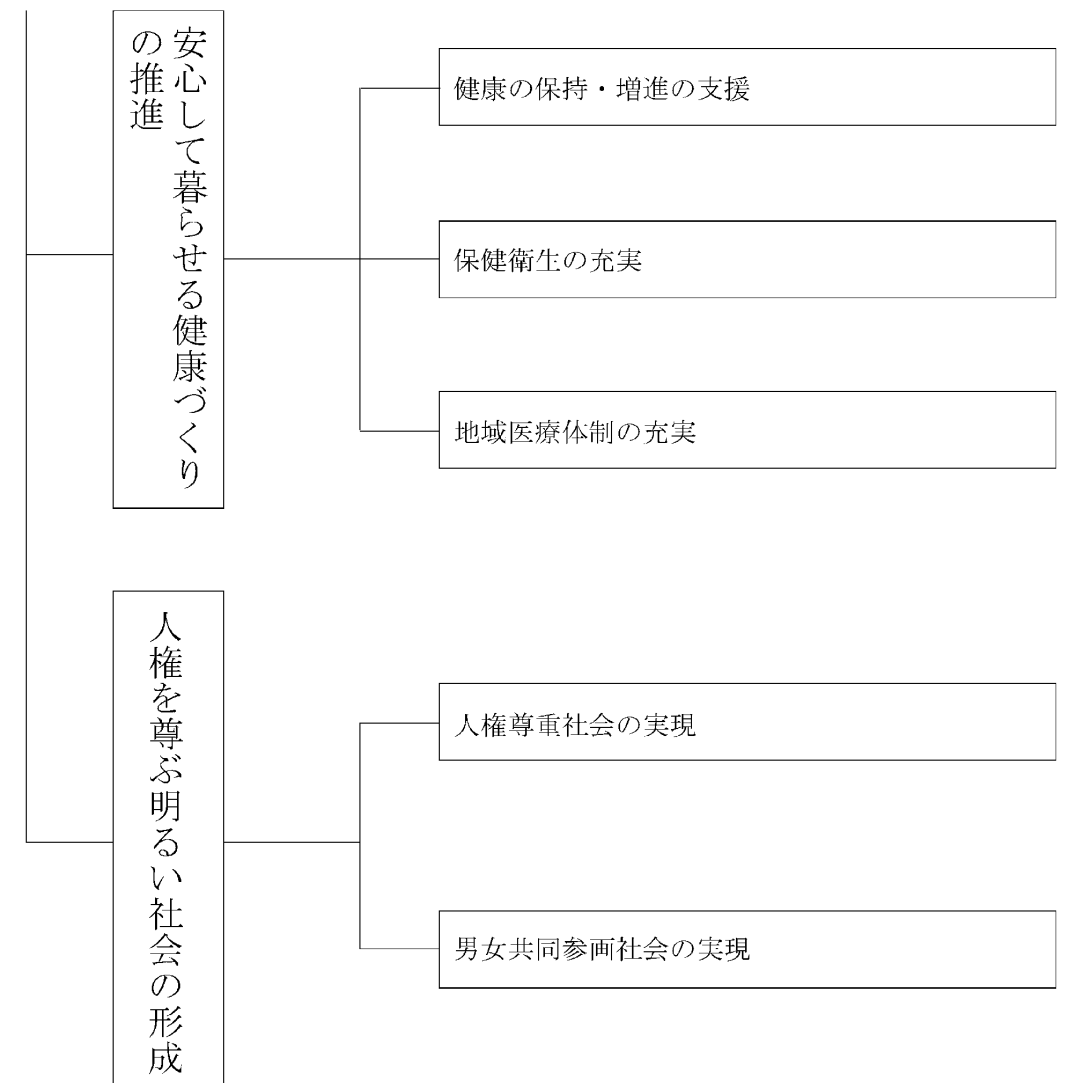
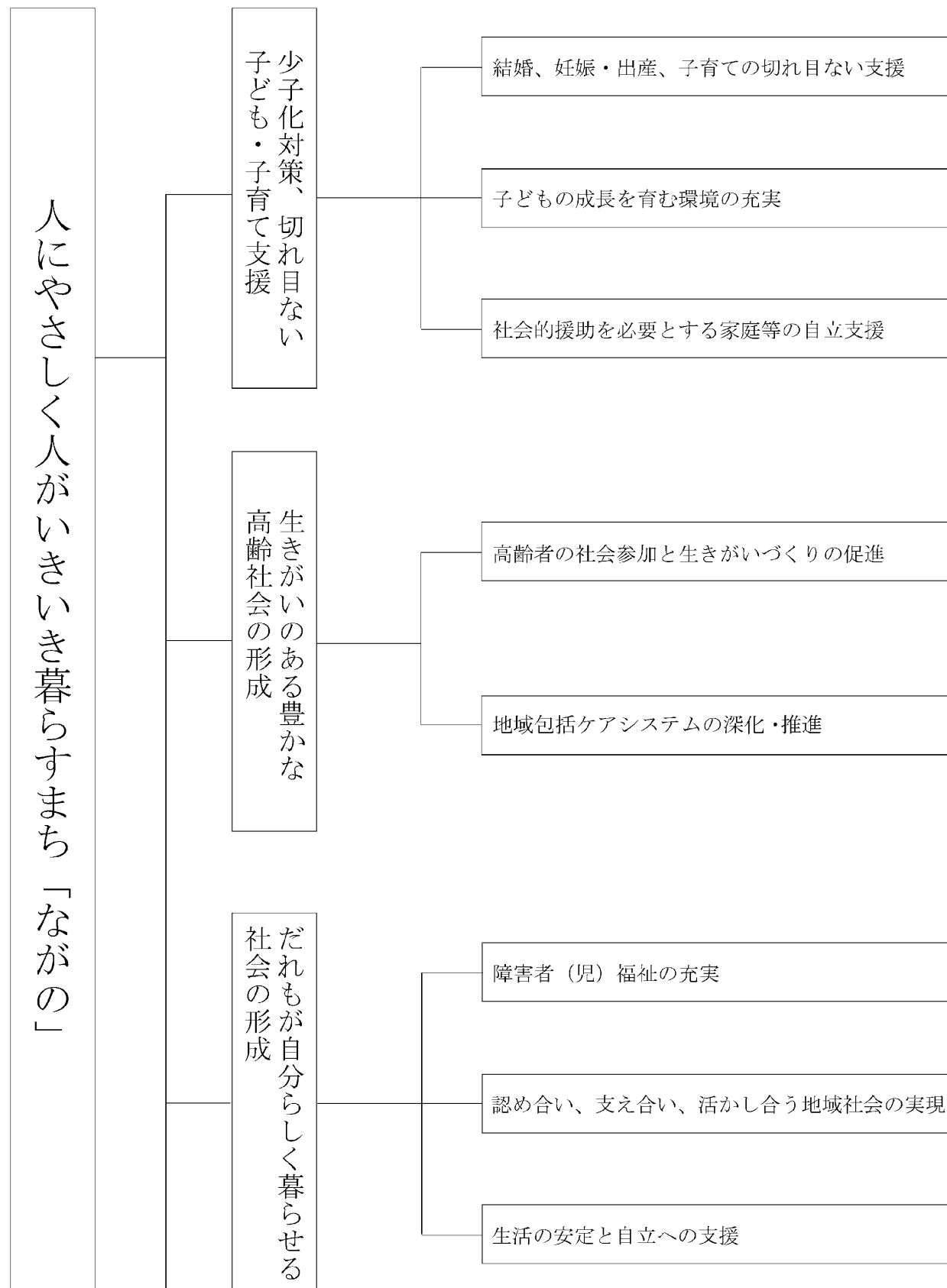
私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づくいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

- 1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。
- 1 人と人との触合いを大切にし、一人一人が生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。
- 1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広げよう。

昭和 5 2 年 1 0 月 9 日

長 野 市

福祉施策体系



1 医 療 関 係

1) 後期高齢者医療

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
後期高齢者医療制度	高齢者の適切な医療の確保を図るため、共同連帯の理念等に基づき、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うことをもって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。	高齢者の医療の確保に関する法律 H18. 6	1 資格対象者 (1) 75歳以上の方 (2) 65～75歳未満の者で一定以上の障害の状態にある次の方 ○身体障害者手帳 1～3級及び4級の一部 ○療育手帳 A（知的障害者） ○精神障害者保健福祉手帳 1・2級 ○障害年金証書 1・2級 ○その他これに準ずる者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 医療の給付 受診者は、かかった総医療費の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を自己負担し診療を受ける。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所（障害認定の場合のみ申請が必要） 2 必要書類等（資格取得の際） (1) 申請書 (2) 同一世帯に後期高齢の被保険者がいる場合その保険証 (3) その他 障害状況が分かるもの	資格取得日 ○ 75歳の誕生日 ○ 障害認定の場合は、市町村窓口で障害認定申請を受け付けた日以降
2 負担割合の判定（1割または2割または3割） 同じ世帯の後期高齢者医療被保険者本人及び他の被保険者の方の市民税課税標準額を基に判定する。 いずれかの市民税課税標準額が145万円以上… 3割（現役並み所得者） ◆ 1) (1) 同じ世帯の被保険者の前年の収入合計が次の一定額に満たない場合は、申請により2割または1割負担となる ●被保険者が2人以上：520万円 ●被保険者が1人：383万円 (2) 次に該当する場合は、申請により2割または1割負担になる 世帯の被保険者が1人で前年の収入が383万円以上の場合で、同一世帯に属する70歳～74歳の方を含めた前年の収入が520万円未満 (3) 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下である場合、2割または1割負担になります。 いずれかの市民税課税標準額が28万円以上145万円未満… 2割（一般Ⅱ） ◆ 2) 同じ世帯の被保険者の前年の「年金収入＋その他の合計所得金額」が次の一定額に満たない場合は1割負担となる ●被保険者が2人以上：320万円 ●被保険者が1人：200万円 いずれも市民税課税標準額が28万円未満… 1割（一般Ⅰ） ◆ 3) 世帯員全員が市民税非課税の場合、申請により医療費自己負担額及び入院時の食事代が減額となる 区分Ⅱ：世帯員全員が市民税非課税の場合 区分Ⅰ：各収入から所定の控除を差し引くと、いずれの所得も0円（年金の所得は控除額を80万円で計算し、給与所得を有する場合その金額から10万円を控除する）となる場合		

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
後期高齢者医療制度（つづき）			

給 付 内 容		申 請 手 続		備 考	
3 診療の際の自己負担額					
(1) 通院の場合		3割の方…総医療費の3割相当額を負担 2割の方…総医療費の2割相当額を負担 1割の方…総医療費の1割相当額を負担			
(2) 入院の場合					
区 分		負担割合	医療費の上限額	一般病床 食費(1食)	療養病床 食費(1食) 居住費(1日)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)		3 割	252,600円＋1％★ ¹ (140,100円)★ ⁴	490円	490円★ ⁵ 370円 (指定難病患者 の人など 一部例外は 0円)
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上690万円未満)			167,400円＋1％★ ² (93,000円)★ ⁴		
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上380万円未満)			80,100円＋1％★ ³ (44,400円)★ ⁴		
一般Ⅱ		2 割	57,600円 (44,400円)★ ⁴	230円 180円	230円
一般Ⅰ		1 割	24,600円		
区分Ⅱ	入院90日以下			15,000円	110円
	入院91日以上		110円		
区分Ⅰ					
区分Ⅰ (老福)★ ⁶					

★ 1 252,600円に総医療費から842,000円を差し引いた額の1％加算

★ 2 167,400円に総医療費から558,000円を差し引いた額の1％加算

★ 3 80,100円に総医療費から267,000円を差し引いた額の1％加算

★ 4 過去12か月以内に3回以上高額該当(多数該当)した場合は、4回目から適用になる金額

★ 5 一部医療機関では450円

★ 6 「区分Ⅰ」(老福)：老齢福祉年金受給者

●特定疾病(人工腎臓を実施している慢性腎不全・血友病等)により、特定疾病療養受療証の交付を受けている方の場合、通院・入院とも医療費の負担は1か月10,000円が上限額となる。

●通院、入院にかかわらず、1か月に自己負担した医療費の負担合計額が一定額を超えた場合、高額療養費の対象となり、長野県後期高齢者医療広域連合から払い戻しが受けられる。(17ページの9を参照)

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
後期高齢者医療制度（つづき）			

給付内容	申請手続	備考								
4 保険料 後期高齢者医療は長野県後期高齢者医療広域連合が運営する独立した医療保険であり高齢者医療に要する費用の一部として保険料の負担が被保険者に発生する。 (1) 保険料の額 保険料の額は、所得に応じて負担する所得割額（前年の所得に所得割率を掛けた額）と、被保険者が等しく負担する均等割額との合計額となる。 1人当たりの保険料 = 所得割額 前年中の総所得金額等－基本控除額(43万円) × 所得割率 9.45% または 8.56% + 均等割額 44,365円 ※保険料額は、100円未満の端数を切り捨てる。 ※1人当たりの賦課限度額は80万円または73万円。 〈所得が低い方は、保険料が世帯の所得によって軽減される〉 ◇均等割額の軽減（令和6年度） <table><tr><td>軽減割合</td><td>世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額</td></tr><tr><td>7割軽減</td><td>43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合</td></tr><tr><td>5割軽減</td><td>43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合</td></tr><tr><td>2割軽減</td><td>43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合</td></tr></table> ※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する者の数と公的年金等の収入が125万円（その者が65歳未満の場合は60万円）を超える者（給与所得を有する者を除く）の数の合計をいいます。 (2) 保険料の納付 年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合、保険料は原則として年金から差し引き（特別徴収）となる。それ以外の人は、納付書や口座振替による個別納付となる（普通徴収）。 ※制度加入前日まで被用者保険などの被扶養者であった方は、それまで保険料を負担していなかったことから激変緩和措置として、「所得割額」はかからず「均等額割」については、資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割が軽減される。			軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	5割軽減	43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	2割軽減	43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合
軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額									
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合									
5割軽減	43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合									
2割軽減	43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合									
5 基準収入額適用申請 市民税課税標準額により3割負担と判定されても、同一世帯の高齢者の収入合計が一定額に満たない場合、申請により2割または1割負担適用となる。 (11ページ2の◆1を参照)	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 申請書・保険証 (2) 高齢者の収入のわかるもの ・公的年金等源泉徴収票 ・給与源泉徴収票 ・確定申告書の写し など	申請日の翌月1日から適用。 収入には次のものは含まれない。 障害年金、遺族年金、恩給、特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当、災害弔慰金 等								
6 限度額適用認定申請 「現役並み所得者」で課税所得が145万円から690万円未満の方は各区分の医療費の限度額が適用になる。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 申請書・保険証	申請月の1日から適用 認定証の交付を受けた後、医療機関へ提示する。								

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
後期高齢者医療制度（つづき）			

給付内容	申請手続	備考																															
7 限度額適用・標準負担額減額認定申請 世帯員全員が市民税非課税の場合、医療費自己負担額及び入院の際の食事代が減額となる。 (11ページ2の◆3を参照)	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 申請書・保険証・領収書（※長期認定の場合）	申請月の1日から適用 認定証の交付を受けた後、医療機関へ提示する。 過去1年間で、区分Ⅱの認定期間中に90日を超える入院をしている場合には「長期認定」に該当。																															
8 特定疾病認定申請 人工腎臓を実施している慢性腎不全・血友病等の方の場合、通院・入院とも医療費の自己負担上限額が1か月10,000円となる。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 申請書（医師の証明を受けたもの）・保険証	申請月の1日から適用 認定証の交付を受けた後、医療機関へ提示する。																															
9 高額療養費支給制度 1ヶ月に負担した医療費合計額が次の表を超えると対象となる。	高額療養費の対象者には申請書を送付する。一度申請するとその後には該当する高額療養費は自動的に支給される。																																
<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">外来＋入院（世帯単位）</th><th rowspan="2">高額介護合算療養費制度における世帯での自己負担限度額</th></tr><tr><th>外来（個人単位）</th><th></th></tr><tr><td>現役並み所得者 （課税所得690万円以上）</td><td>252,600円＋1％ （140,100円）</td><td>※1 ※4</td><td>212万円</td></tr><tr><td>現役並み所得者 （課税所得380万円以上690万円未満）</td><td>167,400円＋1％ （93,000円）</td><td>※2 ※4</td><td>141万円</td></tr><tr><td>現役並み所得者 （課税所得145万円以上380万円未満）</td><td>80,100円＋1％ （44,400円）</td><td>※3 ※4</td><td>67万円</td></tr><tr><td>一般Ⅱ</td><td>「18,000円」または6,000円＋（医療費－30,000円）×10％のうちいずれか低い金額（年間上限14.4万円）</td><td rowspan="2">57,600円 （44,400円） ※4</td><td rowspan="2">56万円</td></tr><tr><td>一般Ⅰ</td><td>18,000円 （年間上限14.4万円）</td></tr><tr><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td><td>31万円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td><td>19万円</td></tr></table>			区 分	外来＋入院（世帯単位）		高額介護合算療養費制度における世帯での自己負担限度額	外来（個人単位）		現役並み所得者 （課税所得690万円以上）	252,600円＋1％ （140,100円）	※1 ※4	212万円	現役並み所得者 （課税所得380万円以上690万円未満）	167,400円＋1％ （93,000円）	※2 ※4	141万円	現役並み所得者 （課税所得145万円以上380万円未満）	80,100円＋1％ （44,400円）	※3 ※4	67万円	一般Ⅱ	「18,000円」または6,000円＋（医療費－30,000円）×10％のうちいずれか低い金額（年間上限14.4万円）	57,600円 （44,400円） ※4	56万円	一般Ⅰ	18,000円 （年間上限14.4万円）	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	31万円	区分Ⅰ	15,000円	19万円
区 分	外来＋入院（世帯単位）			高額介護合算療養費制度における世帯での自己負担限度額																													
	外来（個人単位）																																
現役並み所得者 （課税所得690万円以上）	252,600円＋1％ （140,100円）	※1 ※4	212万円																														
現役並み所得者 （課税所得380万円以上690万円未満）	167,400円＋1％ （93,000円）	※2 ※4	141万円																														
現役並み所得者 （課税所得145万円以上380万円未満）	80,100円＋1％ （44,400円）	※3 ※4	67万円																														
一般Ⅱ	「18,000円」または6,000円＋（医療費－30,000円）×10％のうちいずれか低い金額（年間上限14.4万円）	57,600円 （44,400円） ※4	56万円																														
一般Ⅰ	18,000円 （年間上限14.4万円）																																
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	31万円																														
区分Ⅰ		15,000円	19万円																														
※1 252,600円に総医療費から842,000円を差し引いた額の1％加算 ※2 167,400円に総医療費から558,000円を差し引いた額の1％加算 ※3 80,100円に総医療費から267,000円を差し引いた額の1％加算 ※4 過去12か月以内に3回以上高額該当（多数該当）した場合は、4回目から適用になる金額																																	
10 食事代差額支給申請 やむを得ない事情で医療機関に区分Ⅱ又は区分Ⅰの認定証を提示できなかった場合、食事代の差額を支給する。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 申請書・保険証・領収書・本人名義の通帳																																

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
後期高齢者医療制度（つづき）			

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
11 その他の医療費の支給 次の治療費等を全額自己負担した場合は、基準額範囲内で医療費として支給する。 ① 保険証を持たず受診し全額自己負担した場合 ② 医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具代金を全額負担した場合 ③ 医師が治療上必要と認めたあんま・マッサージ・針・灸の費用を全額自己負担した場合 ④ 緊急の事情により転（入）院に要した車代等 ⑤ 輸血のため第三者から生血の提供を受けた場合	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 申請書・保険証・領収書・本人名義の通帳 (2) その他 急病等の場合（①） 領収書・診療報酬明細書 補装具代金（②） 医師の証明書・領収書 あんま・マッサージ・針・灸代（③） 医師の同意書・施術明細書 緊急移送の車代等（④） 領収書等 輸血代（⑤） 医師診断書・領収書	
12 葬祭費 5万円 被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に対して支給される	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 申請書・保険証・葬祭執行者名義の通帳	
13 交通事故にあった場合 交通事故など、第三者の行為によってけがや病気をした場合は、届け出をすることにより後期高齢者医療制度で医療を受けることができる。この場合、本制度が一時的に医療費を立て替えて、あとで加害者に請求することになる。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 保険証、事故証明書（交通事故にあったら警察に届け出て、受領する。） (2) 窓口で「第三者行為による被害届」の手続きをする。	先に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、医療制度で医療を受けることができなくなることがあるので、すみやかな担当窓口への相談が必要。

2) 福祉医療

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
福祉医療費給付金	子ども、障害者（児）、ひとり親家庭の健康保持及び経済的負担を軽減することにより福祉の増進を図る。	市福祉医療費給付金条例	1 子ども 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の入院・通院分 2 障害者（児）（70歳未満） （1）身体障害者手帳保持者で1～5級に該当する者（但し、5級は所得税非課税世帯） （2）療育手帳保持者でA1、A2、B1、B2に該当する者（但し、B2は所得税非課税世帯） （3）特別児童扶養手当の1級、2級該当者 （4）精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者で、特別障害者手当準拠世帯に属する者の通院分〔但し、18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）は所得要件なし〕 3 65歳以上の重度心身障害者（国民年金法施行令別表該当者） 4 母子家庭の母子等 （1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条1項に規定する女子で20歳未満の児童（18歳以上の児童は高等学校等に在学中に限る）を現に扶養する者及びその児童 （2）父母のない20歳未満の者（18歳以上の児童は高等学校等に在学中に限る） 5 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条2項に規定する男子で20歳未満の児童（18歳以上の児童は高等学校等に在学中に限る）を現に扶養する者及びその児童

給 付 内 容	中 請 手 続	備 考
1 診療に要した自己負担額（保険診療分に限る）から1レセプトにつき500円を控除した金額を支給する。 （子どもの場合） 現物給付により、受給者負担金分（上限500円）の自己負担額（保険診療分に限る）を医療機関等で支払うのみとなる。 2 加入健康保険の付加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除する。 3 診療を受けた月から起算して、6ヵ月以内の申請について支給する。	1 申請先 福祉政策課又は各支所 2 必要書類等 〈資格取得関係〉 （1）受給資格者証交付申請書 （2）健康保険証 （3）本人名義の預金通帳（但し、子ども・障害児は保護者名義） （4）障害者（児）は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など （5）父子、母子の場合は、戸籍謄本 （6）個人番号確認書類 （7）本人確認書類 〈給付関係〉 医療機関等へ福祉医療費受給者証を提示することにより、給付金の申請があったものとみなしている。受給者証を提示していない、県外の医療機関を受診した等の場合は、以下の手続きが必要。 （1）給付金支給申請書 （2）領収書（受診者名等が確認できるもの）	

2 高齢者福祉関係

1) 高齢者の介護予防・生活支援事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者等に多様なサービスを提供し、重度化防止や自立した日常生活を営むことができるよう支援をする。 また、65歳以上の高齢者の主体的な介護予防の取り組みを推進するための支援を行う。	介護保険法 第115条の45第1項	1 介護予防・生活支援サービス事業対象者 ・要支援認定者 ・事業対象者 (基本チェックリスト該当者) 2 一般介護予防事業対象者 ・65歳以上の高齢者等
介護者教室	介護をする家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とした健康相談や、介護者の相互交流会等を内容とする介護者教室を開催し、介護予防及び在宅介護を支援する。		長野市内に居住する希望者 教室ごとに対象者を設定
訪問理容・美容サービス	寝たきり、認知症等のため、理容店又は美容院へ行くことが困難な在宅の高齢者等に対し、出張によりこれらのサービスを提供する。	長野市訪問理容・美容サービス事業実施要綱 R5. 4. 1	1 要介護2～5の認定を受けていて、次の要件に該当する65歳以上の在宅の者 (1) 寝たきり高齢者 常に寝たきりの状態が6月以上続いており、日常生活に介護を必要とする者 (2) 認知症高齢者 認知症と診断された者又は日常生活の中で認知症によるものと判断される問題行動がある者で、日常生活に介護を必要とする者 2 利用料 本人負担額 1,500円／回

給付内容	申請手続	備考																
1 介護予防・生活支援サービス事業 (1) 第一号訪問事業 ・介護予防訪問介護相当サービス ・訪問型基準緩和サービス ・訪問型短期集中予防サービス (2) 第一号通所事業 ・介護予防通所介護相当サービス ・通所型基準緩和サービス ■利用限度額 <table><tr><td></td><td>利用できる 単位数</td><td colspan="2">1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担 になります</td></tr><tr><td>事業対象者</td><td>5,032単位</td><td>50,320円程度</td><td>※1 単位を10円と して計算した場合の 目安の金額です。実 際の費用は、「各サー ビス毎の単位数×長 野市地域区分単価 (訪問型は10.21円、 通所型は10.14円)」 により計算されます。</td></tr><tr><td>要支援1</td><td>5,032単位 ※2</td><td>50,320円程度</td><td>※2 介護予防給付 と合算での単位数で す。</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>10,531単位 ※2</td><td>105,310円程度</td><td></td></tr></table> (3) 第一号生活支援事業 ・その他生活支援サービス (地域たすけあい事業) 2 一般介護予防事業 65歳以上の介護予防の主体的な 取り組みを支援する。		利用できる 単位数	1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担 になります		事業対象者	5,032単位	50,320円程度	※1 単位を10円と して計算した場合の 目安の金額です。実 際の費用は、「各サー ビス毎の単位数×長 野市地域区分単価 (訪問型は10.21円、 通所型は10.14円)」 により計算されます。	要支援1	5,032単位 ※2	50,320円程度	※2 介護予防給付 と合算での単位数で す。	要支援2	10,531単位 ※2	105,310円程度		1 介護予防・生活支援サービス事業 (1) 各地域包括支援センター (2) // (3) 長野市社会福祉協議会 2 一般介護予防事業 地域包括ケア推進課	
	利用できる 単位数	1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担 になります																
事業対象者	5,032単位	50,320円程度	※1 単位を10円と して計算した場合の 目安の金額です。実 際の費用は、「各サー ビス毎の単位数×長 野市地域区分単価 (訪問型は10.21円、 通所型は10.14円)」 により計算されます。															
要支援1	5,032単位 ※2	50,320円程度	※2 介護予防給付 と合算での単位数で す。															
要支援2	10,531単位 ※2	105,310円程度																
1 市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催 2 参加費無料（教材費等実費負担あり） 3 開催日、会場等については別途	1 開催する地域包括支援センター・在宅介護支援センターへ直接申込み																	
1 利用回数は、年6回以内 2 理容師又は美容師が自宅を訪問し、サービスを提供する。	1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申請方法 訪問理容・美容サービス券交付申請書を提出する。 3 利用方法 理容・美容組合加盟店等へ直接申し込む。																	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置等を設置し、緊急時に対応できる体制を整備する。	長野市ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者緊急通報装置設置事業実施要綱 H1.12. 5	利用者が長野市内に居住している方で、 ① 65歳以上のひとり暮らしの方 ② 75歳以上のみの世帯の方 ③ 65歳以上の方及び重度身体障害者からなる世帯の方 上記①～③のいずれかを満たして、自宅の近くに協力員を確保できることが必要
在宅福祉介護料	介護が必要な高齢者を在宅で介護している介護者に対し、介護の労をねぎらうとともに介護に必要な費用の一部として介護料を支給し、在宅介護を支援する。	長野市在宅福祉介護料支給条例 S59. 4. 1	市内に引き続き1年以上居住し、要介護3・4・5の状況にあると認められる高齢者等を通算6か月（180日）以上在宅で介護している介護者 基準日 7月1日又は1月1日
はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	民間事業者が提供する位置情報検索サービスを利用するのに必要な費用を助成し、はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減を図る。	長野市はいかい高齢者家族支援サービス助成事業実施要綱 H25. 4. 1	市内在住の65歳以上でははいかい行動のある事業対象者、要支援1～要介護5の認知症高齢者を在宅又は通いで介護している方
在宅介護者リフレッシュ事業	在宅で介護を行っている介護者の疲労とストレスの解消を図るとともに介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等を行う長野市社会福祉協議会の事業に補助し、介護者の心身のリフレッシュを図る。	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金交付要綱 H4. 1.30	在宅で要介護高齢者等を介護している介護者
長野市要介護被保険者等住宅整備事業	介護が必要となった高齢者等の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を助成し、在宅生活の支援を行う。	長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金交付要綱 H3. 4. 1	次のいずれにも該当する世帯 ① 介護保険の要支援・要介護の認定者（第2号被保険者で障害の程度が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けているものは除く）が住民登録のある住居で生活している世帯 ② 同一の住居及び生計を一にしているすべての人の市町村民税が非課税である世帯 ③ 要支援・要介護の認定者と、同一の世帯に属する人及び生計を一にする者の全てが介護保険料を滞納していないこと。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
緊急通報装置等の貸与	1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申請方法 長野市緊急通報装置設置申出書を提出する。 ※申請には、民生委員の確認が必要	利用者負担金 月 300円 （ただし、生活保護者は無料） ※緊急通報時の通話料は、別途本人負担
1 介護料 第1種 要介護4・5 35,000円 第2種 要介護3 25,000円 2 支給方法 口座振込 3 支給時期 9月又は3月（9月に支給された者を除く）	1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申請方法 在宅福祉介護料受給資格認定申請書を提出する。 3 申請時期 7月中又は1月中	
1 助成率及び助成限度額 初期費用 10分の10以内 （上限8,000円） 月額利用料 10分の10以内 （上限 700円）	1 申込先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申込方法 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業利用申込書及び同意書を提出する。	
1 在宅介護者リフレッシュ事業 介護者の相互交流や介護技術の研修を行うもの	1 申込先 長野市社会福祉協議会（地域福祉課） 2 申込時期 開催について別途案内がされる。	
1 補助対象工事 補助対象者が常時使用する居室、浴室、便所、洗面所等の整備（あくまでも本人の自立支援のために市長が必要と認める必要最低限なもの） 2 補助金額 交付額 630,000円（補助限度基準額700,000円の9割）が上限	1 申請先 介護保険課、介護保険担当（篠ノ井支所駐在）、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 申請方法 住宅整備事業補助金交付申請書、住宅改修を必要と認める理由書、工事費見積書、図面、改修前の日付入写真、税調査に関する同意書、住宅所有者の承諾書を提出する。 ※必ず事前に窓口にご相談ください。	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
高齢者友愛活動事業	地域社会から孤立するおそれのある高齢者の孤独感を和らげ、また、地域社会との関わりを持てるよう支援することを目的とした友愛活動実施団体へ、活動経費の一部を補助し、活動の促進を図る。	長野市高齢者友愛活動事業補助金交付要綱 R6. 4. 1	市内に在住する70歳以上のみの世帯の高齢者(または、65歳以上の障害者、認知症又は閉じこもりである人のみの世帯の高齢者)のうち、地域社会から孤立するおそれのある人を対象とした友愛活動（ふれあい交流会の実施・声かけ訪問）であること。 ふれあい交流会は、対象者が2人以上参加するものであって、年間6回以上の実施計画があること。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 ふれあい交流会 交流会に参加した対象者1人あたり500円以内を、1回の開催につき20人分までを補助する。但し、実際に要した年間の交流会実施経費と比較し、いずれか少ない額の補助となる。また、補助の対象は、月に1回を上限とする。 2 声かけ訪問 対象者がいる世帯（対象世帯）への訪問、又は電話による声かけ1回につき150円以内を補助する。但し、対象世帯につき週1回（月4回）分を上限とする。	1 申請先 地域包括ケア推進課 2 申請書類 (1) 補助金交付申請書 (2) 実施計画書	

2）減免制度

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
家庭ごみ処理手数料の減免	紙おむつ等を使用する世帯の経済的負担を軽減するため、一定枚数の可燃ごみ指定袋を交付します。	長野市家庭ごみ処理手数料の減免に関する要領	市内に住所を有し、紙おむつを常時使用する人又は在宅で腹膜透析を実施する人等で、以下のいずれかに該当する人 ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている人 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人 ※施設入所等により紙おむつ等を家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合は対象となりません。 ※「紙おむつ」はリハビリパンツ、尿とりパッド等を含みますが、外出時のみ使用する等一時的に使用する場合は対象となりません。 ※在宅で腹膜透析を実施する人等とは、医療廃棄物等を1年間に可燃ごみ（大）30ℓ指定袋で概ね20枚程度家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が対象となります。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
・紙おむつ使用者 ・可燃ごみ（大）30ℓ袋 60枚／年 ・在宅腹膜透析実施者等 ・可燃ごみ（大）30ℓ袋 20枚／年 ※年度途中に対象となった場合は交付枚数が異なります。	下記①②③を持参して市役所生活環境課（第二庁舎3階）又は各支所で申請をお願いします。（代理人の申請可、土、日曜・祝日を除く） ①介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか ②紙おむつ又は在宅医療用具の使用が確認できるもの（レシート(申請日以前6ヶ月以内のもの)又は公的な証明書等) ③申請に来られる方の印鑑	1度されますと、翌年度（4月）からは袋をご自宅に配達します。

3) 高齢者福祉施設等の整備等

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
地域包括支援センター	介護予防のマネジメント及び介護に関する総合相談支援など地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援	介護保険法第115条の45、46	
在宅介護支援センター	介護に関する総合的な相談に応じるとともに地域内の関係機関との連絡調整を行う。	老人福祉法第20条の7の2	
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を措置入所により養護する。	老人福祉法第11条	1 おおむね65歳以上の高齢者で養護老人ホームへの入所措置が必要と認められる者 2 本人及び扶養義務者の収入・課税状況に応じた費用負担が必要
軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）	家庭環境、住宅環境等によって居宅生活が困難な高齢者を低額な料金で入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、高齢者が健康で明るい生活を送れることを目的とする。	老人福祉法第20条の6	1 満60歳以上であること。（同居する配偶者等にあつてはこの限りでない。） 2 施設が定める入居者の要件を満たすこと。
有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいよう配慮した住まいに、「食事の提供」、「介護の提供」、「家事」、「健康管理」のいずれかのサービスを提供する、民間事業者が設置した施設	老人福祉法第29条	1 満60歳以上であること。（配偶者はこの限りでない。） 2 施設が定める入居の要件を満たすこと。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造やケアの専門家による安否確認サービス、生活相談サービスを提供する賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条	1 60歳以上又は要介護・要支援を受けている者及びその同居者
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう高齢者に配慮された賃貸住宅に入居する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認等のサービスを提供する。	長野市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱 H10.10.1	1 入居者の要件 ① 単身者：65歳以上で日常生活動作に支障のない程度の者 ② 2人世帯：2人とも65歳以上（この場合のうち、配偶者についてはおおむね60歳以上）で、日常生活動作に支障のない程度の者 2 入居者の負担 前年の所得税額により、生活援助員の派遣に要する費用を負担

給 付 内 容	中 請 手 続	備 考
1 総合相談支援 2 介護予防ケアマネジメント 3 権利擁護 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援等 5 在宅医療・介護連携推進 6 認知症支援 7 地域ケア会議 8 生活支援体制整備 9 指定介護予防支援事業所		施設一覧153頁
1 各種相談（電話、面接、訪問） 2 各種保健福祉サービスの利用手続きの支援 3 要援護高齢者の実態把握等		施設一覧154頁
1 養護老人ホームへの入所措置	1 入所相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室	施設一覧149頁
	1 入所申込先 施設へ直接 2 利用料 施設ごとに定めてある生活費及び事務費等を納入する。ただし、入所者の所得により事務費の軽減がある。 ケアハウスでは、管理費入居・時金が必要	施設一覧150頁
	1 入居申込先 施設へ直接 2 利用料 施設へお問い合わせください。	施設一覧150頁
	1 入居中込先 施設へ直接 2 利用料 施設へお問い合わせください。	施設一覧152頁
1 生活援助員による次のサービス ① 生活指導、相談 ② 安否の確認 ③ 一時的な家事援助 ④ 緊急時の対応 ⑤ 関係機関との連絡 ⑥ その他日常生活上必要な援助 2 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）入居者用団欒室等の利用	1 シルバーハウジングへの入居は、施設の設置者へ申し込む。 長野県住宅供給公社（市営住宅今井団地指定管理者）	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
「おひとりさま」あんしんサポート事業	身寄りのない高齢者の相談窓口を設置し、住宅入居、入院、施設入所等の際の身元保証、日常の財産管理及び葬儀、相続、財産の処分等死後の事務について、弁護士、司法書士、NPO法人、その他支援機関等につなぎ、自立した生活から死後に至るまで包括的に支援する体制を構築する。	長野市「おひとりさま」あんしんサポート事業実施要綱 R3. 4. 1	市内に住所を有する身寄りのない高齢者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 身元保証・財産管理・死後事務相談業務 ア おひとりさま相談窓口の実施 イ 訪問相談・アウトリーチ支援 ウ 人生会議開催支援、代理人受任 エ 支援方針検討会議の実施 2 任意後見制度等利用支援業務 ア 任意後見契約受任者等受任者調整 イ 任意後見契約受任者等からの相談対応	問合せ先 「おひとりさま」あんしんサポート相談室 （長野市社会福祉協議会内） （219－5115）来所・訪問による相談は事前の電話予約をお願いします。	

４）高齢者の社会参加支援・生きがい対策

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
老人クラブの育成事業	老人クラブ活動を通じて、高齢者の教養の向上、健康の増進や社会活動の実施・地域社会との交流を促進し、老後の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び連合会に補助金を交付してその活動促進を図る。	老人福祉法 S38. 7.11 長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱 H27. 4.30	1 老人クラブ活動助成 老人クラブが行う会員の教養向上、健康増進、スポーツ振興事業及び社会奉仕活動等の推進に対し助成を行う。 2 老人クラブ連合会助成 長野市老人クラブ連合会に補助金を交付し、独自の事業活動を促す。
おでかけパスポート事業	高齢者の生きがい及び健康づくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関であるバスの利用促進を図る。	長野市おでかけパスポート実行委員会設置規約 H23. 7.29	市内に住所を有する70歳以上の者

給付内容	申請手続	備考
1 老人クラブ活動促進事業補助金 加入会員数、活動実績に応じて交付（限度額あり。）	1 申請先 高齢者活躍支援課 2 必要書類 (1) 補助金交付申請書類 (2) 各種添付書類が必要（問い合わせのこと。）	○老人クラブ連合会の活動内容 ・会報発行 ・指導者研修会 ・環境保護運動 ・交通安全の推進 ・敬老祝賀 ・健康づくり事業
市内の一般路線バス及び市営バスを利用するとき、おでかけパスポートで乗車すると、市内区間の運賃が通常より安くなります。	1 申込先 高齢者活躍支援課、各支所	市内バス会社（アルピコ交通・長電バス）と市で実行委員会を組織し、事業を運営。

☆おでかけパスポートの利用者負担額

通常運賃	150円～380円	390円～640円	650円以上
利用者負担額	110円 (最低負担額)	通常運賃の3割 (10円刻み)	200円 (上限額)

※令和7年春以降地域連携ICカードの変更に伴い負担内容の変更を予定

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
敬老祝事業	長寿を祝福し、市民の高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、老人の日にお祝い品等を贈呈する。		(1) 敬老メッセージカード 1) 8月15日現在市内に住所を有する者 2) 88歳の者
			(2) 敬老お祝い状 1) 8月15日現在市内に住所を有する者 2) 100歳及び市内最高齢の者（当該年度末現在）
			(3) 高齢者記念品 市内最高齢の者（ 〃 ）
		県要綱	(4) 高齢者お祝い状 100歳の者（ 〃 ）
		国要綱	(5) 高齢者お祝い状等 100歳の者（ 〃 ）
			(6) 高齢者訪問 100歳の者（ 〃 ）
		長野市高齢者写真撮影事業実施要領	(7) 高齢者写真無料撮影事業 77・100歳の者（ 〃 ）
ながのシニアライフアカデミー運営事業	高齢社会においてシニアの果たす役割が重要になっていることから、地域社会活動等の専門知識を習得し、社会で活躍貢献できる人材を育成する。		市内に居住するおおむね60歳以上の者
老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、地域における福祉活動の場を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。	長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S 53. 3. 31	1 市内に居住する60歳以上の者 2 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
(1) メッセージカード 実施時期 9 月	申請不要	
(2) お祝い状 実施時期 9 月	申請不要	
(3) 記念品 交付時期 9 月	申請不要	
(4) お祝い状 交付時期 9 月	申請不要	
(5) お祝い状等 交付時期 9 月	申請不要	
(6) 市長又は支所長等が希望者宅を訪問し、長寿を祝う。 実施時期 9 月	訪問希望の有無を事前に本人に確認。	
(7) キャビネ版(台紙又は額付・77歳) 実施時期 6 月頃（77歳） 四つ切り版（100歳） （実施方法は市広報に掲載） 実施時期 9 月（100歳）	申請不要 ・77歳は撮影券を持って、実施日に写真館で撮影。（5～6月郵送） ・100歳は撮影希望の有無を事前に本人に確認。（5～6月郵送予定）	長野市営業写真館協会の協力を得て、記念写真を贈り長寿を祝う。
1 講義内容 地域マネジメントコース 健康マネジメントコース 2 講 義 数 1カ年 月1、2回 10日間程度 1コマ90分 3 定 員 40名 4 会 場 長野市ふれあい福祉センター・長野市生涯学習センター等 5 受 講 料 一講義：250円	1 申請先 高齢者活躍支援課、各支所、各かがやきひろば 2 必要書類 ① 入学願書 ※入学願書は長野市HP及び各申請先にあります（毎年4月頃）。 ② 84円切手を貼付した返信用封筒	
1 開館時間 午前9時～午後9時 2 休 館 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12／29～1／3 3 各講座等の開催 4 受 講 料 1回100円	1 利用申込 各かがやきひろばへ直接	かがやきひろば（老人福祉センター）の所在地・電話番号等 →148頁

名 称	目 的	準 拠 法	要 件																
ふれあい交流ひろば (愛称：かがやきひろば)	老人福祉センターの機能を有する比較的小規模な施設として、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として福祉の向上を図る。	長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S 53. 3. 31	1 市内に居住する60歳以上の者 2 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者																
老人憩の家 (愛称：いこいの家)	高齢者の相互交流・教養の向上、レクリエーション等の場として、心身の健康の増進を図る。	長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例 S 47. 4. 1	1 市内に居住する60歳以上の者 2 利用料 (1) 利用券提示の者 250円 (2) 上記 1 の付添者等 300円 3 静養室利用料等 <table> <tr> <td>使用時間</td><td>9:00 ～12:30</td><td>12:30 ～16:00</td><td>9:00 ～16:00</td></tr> <tr> <td>6 畳</td><td>600円</td><td>600円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>8 畳以上</td><td>800円</td><td>800円</td><td>1,600円</td></tr> <tr> <td>冷暖房料</td><td colspan="3">実 費</td></tr> </table>	使用時間	9:00 ～12:30	12:30 ～16:00	9:00 ～16:00	6 畳	600円	600円	1,200円	8 畳以上	800円	800円	1,600円	冷暖房料	実 費		
使用時間	9:00 ～12:30	12:30 ～16:00	9:00 ～16:00																
6 畳	600円	600円	1,200円																
8 畳以上	800円	800円	1,600円																
冷暖房料	実 費																		
はり、マッサージ費等助成事業	いこいの家利用者に、はり・マッサージを施術し、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図る。	長野市はり、マッサージ事業実施要綱 H8. 4. 1	1 いこいの家利用者 2 負担金 本人 600円 (はり、マッサージの両方を同一施術者から受ける場合の本人負担は1,000円) 3 市の助成金 施術者一人当たり 1 日 5,500円																
高齢者授産施設就労奨励金支給事業	授産施設に就労する高齢者に交通費の一部（就労奨励金）を支給し、就労の促進を図る。	長野市高齢者授産施設就労奨励金支給要綱 S 60. 4. 1	市内に住所を有する60歳以上の者で、次に挙げるもの (1) 通所のため、電車又はバスを利用する者 (2) 通所のため、自動車又は原動機付自転車を使用する者（通所距離が片道 2 キロメートル以上の者に限る。）																

給付内容	申請手続	備考																																																																																
1 開館時間 午前9時～午後4時 ※（松代・戸隠は午前9時～午後3時30分・大岡は午後5時まで） 2 開館日 （小田切 火・木曜日） （松代・大岡 月～金曜日） （七工会 水・金曜日） （信更 水・金曜日） （戸隠 火～金曜日） 3 各講座等の開催 4 受講料 1回100円	1 利用申込 各かがやきひろばへ直接又は高齢者活躍支援課 ・かがやきひろば信更は、信更公民館でも受付可 ・かがやきひろば大岡は、大岡支所市民担当へ	かがやきひろば（ふれあい交流ひろば）の所在地・電話番号等 →148頁																																																																																
1 開館時間 午前9時～午後4時（入浴は午前10時～午後3時30分） 2 休館日 右記日程表の日と国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12／29～1／3 若穂いこいの家は右記日程表の日と12／31及び1／1	1 いこいの家利用券申請先 高齢者活躍支援課又は各支所 いこいの家週間日程表 <table><tr><th>名称</th><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td>松代</td><td></td><td>マッサージ</td><td>マッサージは</td><td>マッサージは</td><td></td><td>休館日</td><td>マッサージは</td></tr><tr><td>石川</td><td></td><td></td><td>休館日</td><td>マッサージ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大豆島</td><td></td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td></tr><tr><td>茂菅</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td><td></td></tr><tr><td>新橋</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td></tr><tr><td>氷鮑</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージは</td><td>マッサージ</td><td></td><td>マッサージは</td><td></td></tr><tr><td>東北</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>マッサージ</td><td></td><td>休館日</td><td></td></tr><tr><td>若穂</td><td></td><td></td><td></td><td>マッサージは</td><td>第3木曜休館日</td><td>マッサージは</td><td></td></tr><tr><td>東長野</td><td>休館日</td><td>マッサージ</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	日	月	火	水	木	金	土	松代		マッサージ	マッサージは	マッサージは		休館日	マッサージは	石川			休館日	マッサージ				大豆島				マッサージ	休館日		マッサージ	茂菅			マッサージ	休館日		マッサージ		新橋					休館日		マッサージ	氷鮑	休館日		マッサージは	マッサージ		マッサージは		東北			マッサージ	マッサージ		休館日		若穂				マッサージは	第3木曜休館日	マッサージは		東長野	休館日	マッサージ			マッサージ			いこいの家の所在地・電話番号等 →148・149頁
名称	日	月	火	水	木	金	土																																																																											
松代		マッサージ	マッサージは	マッサージは		休館日	マッサージは																																																																											
石川			休館日	マッサージ																																																																														
大豆島				マッサージ	休館日		マッサージ																																																																											
茂菅			マッサージ	休館日		マッサージ																																																																												
新橋					休館日		マッサージ																																																																											
氷鮑	休館日		マッサージは	マッサージ		マッサージは																																																																												
東北			マッサージ	マッサージ		休館日																																																																												
若穂				マッサージは	第3木曜休館日	マッサージは																																																																												
東長野	休館日	マッサージ			マッサージ																																																																													
1 時間 各施設午前10時～午後3時30分まで 2 実施日 上記いこいの家週間日程表参照	1 申請先 各いこいの家 2 必要書類 いこいの家利用券																																																																																	
1 電車又はバスの利用者 1日の往復にかかる運賃の2分の1（ただし、1日につき250円を上限とする。） 2 自動車又は原動機付自転車の使用者 日額100円（ただし、1月につき2,000円を上限とする。）	授産施設の長が対象者名簿を提出																																																																																	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
シニアアクティブ ルーム	中心市街地での老人福祉 センター等の機能を持つ高 齢者の活動拠点として、教 養や趣味等の講座を行うな ど高齢者の福祉の向上を図 る。	長野市シニ アアクティ ブルーム運 営事業実施 要綱 H15. 4. 1	1 市内に居住する60歳以上の者 2 市内居住する者で、地域福祉に関 する活動をしようとする者 3 参加料 1 回100円

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 開館時間 午前10時～午後5時 2 休 館 日 日曜日及び土曜日、 国民の祝日に関する 法律に規定する休日 及び12／29～1／3、 毎月第1、第3水曜 日（その日が休日の ときはその翌日） 3 各講座等の開催	1 利用申込 シニアアクティブ ルームへ往復はがきで申込	開設場所 もんぜんぷら座3階 （大字南長野新田町 1485番地1） TEL 223－0058

3 介護保険制度

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
被保険者証の交付	介護保険被保険者の資格があることを証するもので、認定申請や介護サービスを利用するときに使うため、交付する。	法第12条	1 第1号被保険者 市内に住所を有する65歳以上の者 2 第2号被保険者 市内に住所を有する40歳から65歳未満の医療保険加入者で、 ① 要介護・要支援認定申請をした者 ② 被保険者証の交付を申請した者 3 住所地特例者 上記1、2の者で、市外の介護保険施設に入所し、そこへ住所を異動させた者
介護保険料の徴収猶予・減免	災害による損害、稼得者の死亡などによる収入の減少等に該当する者の介護保険料について徴収猶予・減免を行う。	法第142条 市介護保険条例第10・11条	1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計維持者が、災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合 2 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡、心身への重大な障害、長期入院したことにより著しく収入が減少した場合 3 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が事業の休廃業、事業への著しい損害、失業等により著しく収入が減少した場合 4 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が干ばつ、冷害等による農作物の不作等により著しく収入が減少した場合 5 その他特別な事情があると認められた場合

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 第1号被保険者 65歳到達月の前々月末に被保険者証を交付する。（長野市への転入時点で65歳以上の者に対しては、転入届出口から数日後に交付） 2 第2号被保険者 認定申請提出者及び被保険者証交付申請者に対して交付する。	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 第1号被保険者 申請の必要はない。（身体障害者療護施設等の適用除外施設を退所した者は、資格取得届を提出） (2) 第2号被保険者 ① 認定申請書または被保険者証交付申請書 ② 医療保険被保険者証 (3) 住所地特例に該当する場合 ① 住所地特例適用届	既に被保険者証の交付を受けている第2号被保険者が65歳に到達したときには、改めて交付しない。 ※転出、死亡などにより被保険者の資格が喪失した場合は、被保険者証を介護保険課又は各支所へ返還する。
介護保険料の徴収猶予（最高10か月）または減額、免除	1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 徴収猶予・減免申請書 (2) 徴収猶予・減免を受けようとする理由を証する書類 (3) 同意書 (4) 印鑑 3 申請期限（減免申請のみ） 普通徴収者…納期限前7日まで 特別徴収者…年金支払月の8日まで	

■第 1 号被保険者（65歳以上）の介護保険料

■第 2 号被保険者（40～64歳）の介護保険料

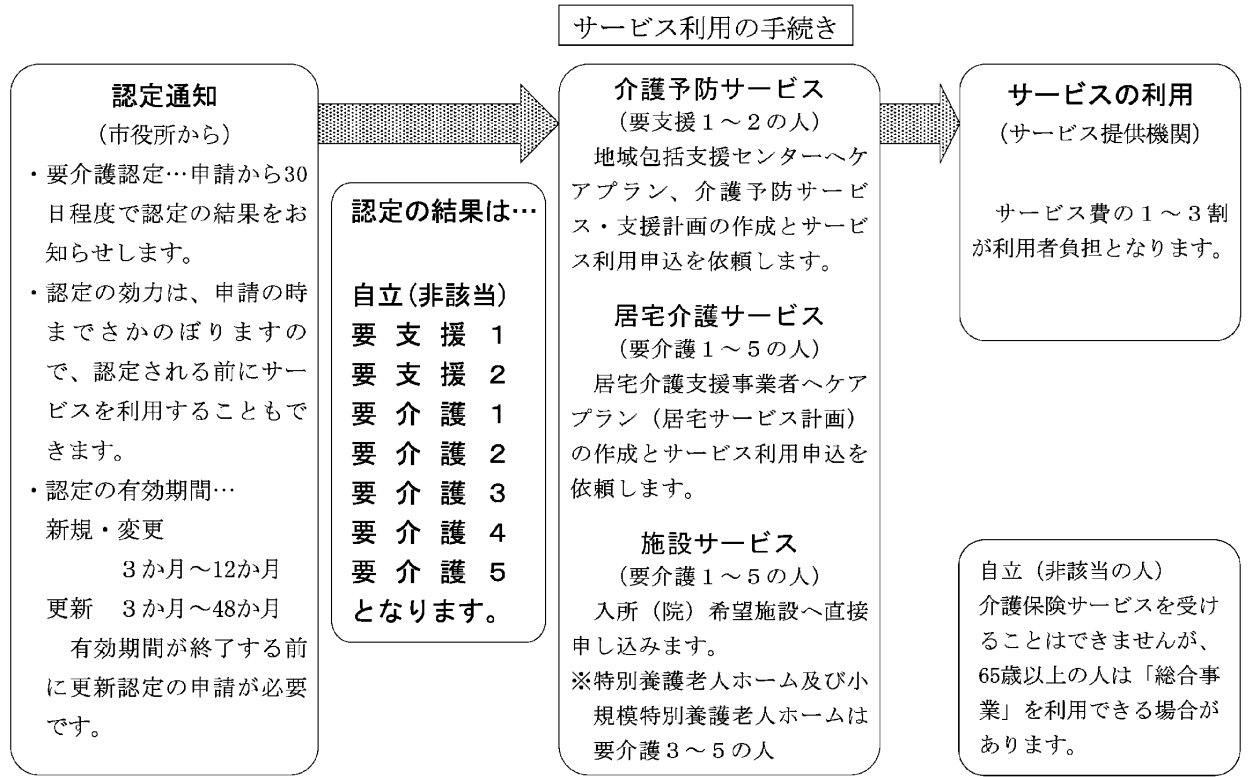
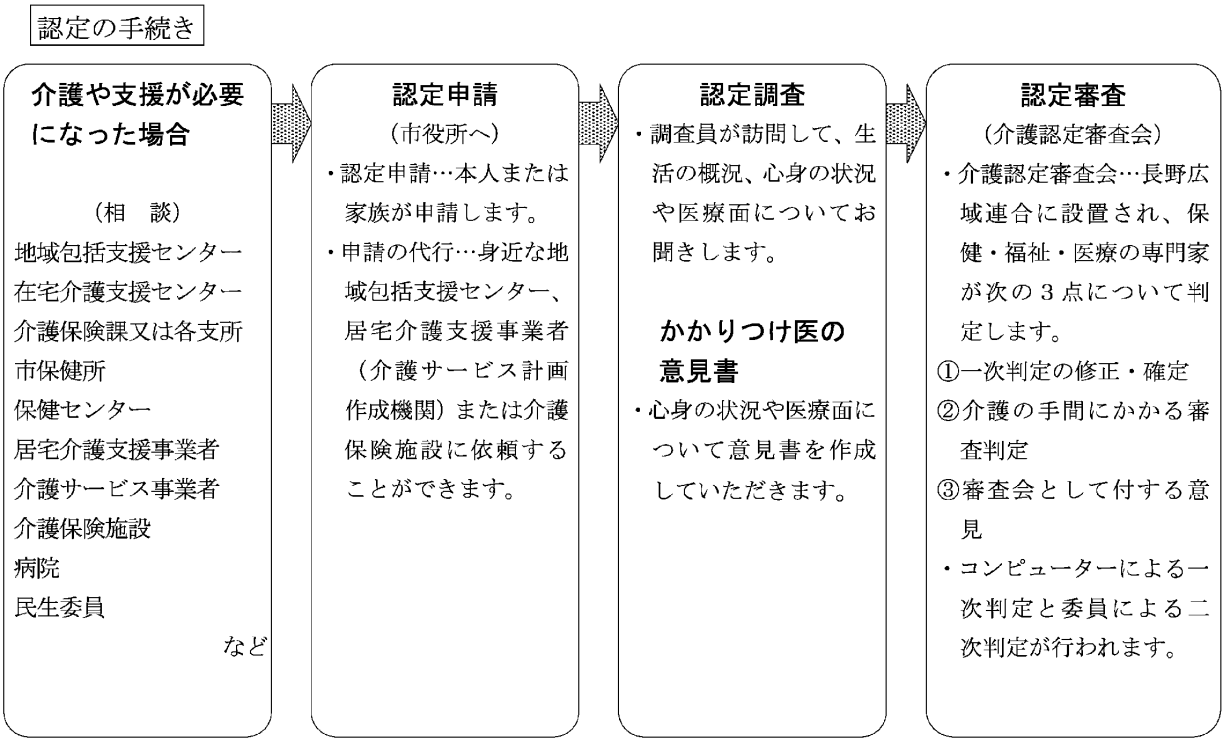
（令和 6 年度）

段 階	対 象 者	年 額
第 1 段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	19,050円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	32,310円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	46,600円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	59,530円
第 5 段階 （基準額）	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	68,040円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,240円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	86,750円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	102,060円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	115,660円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	129,270円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	142,880円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上1,000万円未満の人	156,490円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	163,290円

加入している健康保険料の中に介護保険料が含まれる。
保険料の算定は、それぞれの健康保険組合（国民健康保険、社会保険、共済組合など）で独自に決めている。

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
要介護（要支援） 認定	保険給付を受けようとする被保険者の要介護状態の区分を定めるもの 被保険者は、認定された状態区分に応じて、介護保険サービスを利用できる。	法第27、32条	市内に住居する40歳以上の者で次に該当する者 (1) 65歳以上の者で寝たきり、認知症又は虚弱等により介護や支援が必要な者 (2) 40歳以上65歳未満の者で、加齢が原因とされる※病気により、介護や支援が必要な者 ※特定疾病（16種類） ・筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性の神経障害・腎症・網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
次に掲げる事項について要介護（要支援）認定を行う。 (1) 要介護状態区分 (2) 対象サービスの指定（必要な場合のみ） (3) 認定有効期間（新規・変更申請は原則6か月、更新申請は原則12か月）	1 申請先 (1) 介護保険課又は各支所、市保健所 申請代行先 居宅介護支援事業者又は介護保険施設への依頼可 2 必要書類 (1) 介護保険被保険者証 (2) 認定申請書 (3) 医療保険の被保険者証（40歳以上65歳未満の者のみ） (4) 主治医意見書（主治医から渡された場合）	



名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
介護給付 予防給付	要介護又は要支援の認定を受けた被保険者に、要介護状態区分に応じて介護保険給付を行う。	法第18、40、52条	要介護、要支援認定を受けた者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
○費用の9～7割を支給する 介護給付（要介護者が利用できる） ◇居宅サービス 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与ほか ◇地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 予防給付（要支援者が利用できる） ◇介護予防サービス 介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与ほか ◇地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の人のみ） ■主な在宅サービスの利用限度額	次を除いて手続不要（現物給付） ○住宅改修費の支給 1 申請先 介護保険課、介護保険担当（篠ノ井支所駐在）、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各支所 2 事前申請（工事前） (1) 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事前） (2) 住宅改修が必要な理由書 (3) 工事費見積書 (4) 日付入り改修前写真 (5) 住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者でない場合） (6) 図面（上記見積書、写真等だけでは改修内容が把握しにくい場合） (7) 受領委任払い承認申請書及び委任状（受領委任払い方式を利用する場合） (8) 介護保険被保険者証 3 完了報告 (1) 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書 (2) 住宅改修費に要した費用に係る領収書（被保険者あてのもの） (3) 工事費内訳書 (4) 日付入り改修後写真 (5) 介護保険被保険者証 ○福祉用具購入費の支給 1 申請先 介護保険課又は介護保険担当（篠ノ井支所駐在） 2 必要書類等 (1) 福祉用具購入費支給申請書 (2) 領収書（被保険者あてのもの） (3) パンフレット（写し可） (4) 介護保険被保険者証	

要介護度		1 か月あたりの利用限度額※ （下表の額の約1～3割が自己負担になります。）	
要支援	要支援1	5,032単位	50,320円程度
	要支援2	10,531単位	105,310円程度
要介護	要介護1	16,765単位	167,650円程度
	要介護2	19,705単位	197,050円程度
	要介護3	27,048単位	270,480円程度
	要介護4	30,938単位	309,380円程度
	要介護5	36,217単位	362,170円程度

福祉用具購入	1年間に10万円まで
住宅改修	原則20万円まで

◇施設サービス（要介護者が利用できる）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
高額介護（介護予防）サービス費の支給（総合事業含む）	利用者負担の軽減を図るため、介護保険のサービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等が1か月に支払った自己負担額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。 なお、同じ世帯に介護保険のサービスを利用した要介護者等が複数いる場合は世帯全体の自己負担額が基準額を超えた場合に支給する。	法第51条、 法第61条	介護保険のサービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等 ただし、1か月の負担額から次の費用負担を除く 住宅改修費、福祉用具購入費、施設の食費・居住費・日常生活費、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス費等
高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（総合事業含む）	利用者負担の軽減を図るため、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間に支払った医療保険と介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。	法第51条の2、 法第61条の2	介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等と、同一の医療保険に加入する方（世帯内の同一の医療保険の加入者ごとに計算する。） ただし、1年間の自己負担額から次の費用負担を除く 高額介護（介護予防）サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費、施設の食費・居住費・日常生活費、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス費等

給 付 内 容		申 請 手 続	備 考																														
要介護者等が1ヵ月に支払った額が次の上限額を超えた金額 なお、同じ世帯に要介護者等が複数いる場合は世帯全体の利用者負担額が次の上限額を超えた金額		対象者には事前に勧奨通知を送付する。 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 長野市高額介護（介護予防）サービス費支給申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 預貯金通帳 (4) 「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」通知	申請から支給までに2～3か月程度かかるため、この間支給額の8割までを貸付する制度がある。																														
区 分	自己負担の世帯上限額（月額）																																
市民税課税世帯に属し、同世帯の第一号被保険者の所得が																																	
課税所得690万円以上の人	140,100円																																
課税所得380万円以上690万円未満の人	93,000円																																
課税所得145万円以上380万円未満の人	44,400円																																
住民税課税世帯に属する人	44,400円																																
市民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が																																	
80万円を超える人	24,600円																																
80万円以下の人	（個人負担上限額 15,000円）																																
生活保護を受けてる人	15,000円																																
毎年8月1日から翌年7月31日の1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が次の基準額を超えた金額 ただし、医療保険者からは「高額介護合算療養費」、介護保険者からは「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給する。		対象者には事前に勧奨通知を送付する。 申請は、基準日（7月31日）に加入する医療保険の窓口 ただし、被用者保険に加入される方等は事前に介護保険の自己負担額証明書の交付申請を行う。 1 自己負担額証明書の申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 基準日に加入する医療保険の被保険者証 (4) 預貯金通帳 (5) 印鑑																															
<table><tr><th rowspan="2">医療保険者 区分 各医療保険者の 所得区分</th><th colspan="3">世帯での自己負担上限額</th></tr><tr><th>後期高齢者 ＋介護保険 (75歳以上)</th><th>国民健康保険又は被用者保険＋介護保険（70～74歳の人 がいる世帯）</th><th>国民健康保険又は被用者保険－介護保険（70歳未満の人 がいる世帯）</th></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）</td><td>212万円</td><td>212万円</td><td>212万円</td></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上 課税所得690万円未満）</td><td>141万円</td><td>141万円</td><td>141万円</td></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上 課税所得380万円未満）</td><td>67万円</td><td>67万円</td><td>67万円</td></tr><tr><td>一般（課税所得145万円 未満）</td><td>56万円</td><td>56万円</td><td>60万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>31万円</td><td>31万円</td><td rowspan="2">34万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>19万円</td><td>19万円</td></tr></table> ※所得により細分化されています。		医療保険者 区分 各医療保険者の 所得区分	世帯での自己負担上限額			後期高齢者 ＋介護保険 (75歳以上)	国民健康保険又は被用者保険＋介護保険（70～74歳の人 がいる世帯）	国民健康保険又は被用者保険－介護保険（70歳未満の人 がいる世帯）	現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	212万円	212万円	212万円	現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上 課税所得690万円未満）	141万円	141万円	141万円	現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上 課税所得380万円未満）	67万円	67万円	67万円	一般（課税所得145万円 未満）	56万円	56万円	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円	低所得者Ⅰ	19万円	19万円		
医療保険者 区分 各医療保険者の 所得区分	世帯での自己負担上限額																																
	後期高齢者 ＋介護保険 (75歳以上)	国民健康保険又は被用者保険＋介護保険（70～74歳の人 がいる世帯）	国民健康保険又は被用者保険－介護保険（70歳未満の人 がいる世帯）																														
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	212万円	212万円	212万円																														
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上 課税所得690万円未満）	141万円	141万円	141万円																														
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上 課税所得380万円未満）	67万円	67万円	67万円																														
一般（課税所得145万円 未満）	56万円	56万円	60万円																														
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円																														
低所得者Ⅰ	19万円	19万円																															

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
特 定 入 所 者 介 護 (介護予防) サービス費の支給	介護保険施設利用者等の負担軽減を図るため、所得に応じて食費・居住費の1日当たりの負担額を定める。	法第51条の3、法第61条の3	施設サービス(介護老人福祉施設(地域密着型を含む)・介護老人保健施設・介護医療院)及び特定の在宅サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用する者で、市町村民税非課税世帯に属する者 別世帯でも配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外 預貯金額等が年金収入額等に応じて設定された金額以下であること。 ※グループホームを利用する者は除く
旧措置入所者に関する経過措置	法施行日に特別養護老人ホームに入所していた者について、急激な負担増を緩和するため、従前の費用徴収額を上回らないように利用料・食費・居住費を設定する。	法施行法第13条	法施行日(平成12年4月1日)の入所者
利用者負担の減免	災害等特別な事情がある場合に、利用者負担を減免する。	法第50条 法第60条	1 被保険者又は主たる生計維持者が災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合 2 主たる生計維持者の収入が、死亡、入院、事業の休廃業、失業、農作物の不作等で著しく減少した場合

給 付 内 容			申 請 手 続			備 考	
			1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 負担限度額認定申請書 (2) 同意書（申請書裏面） (3) 預貯金額等の写し（名義人、口座番号がわかるページ及び直近2カ月以内の最終残高が記載されている部分の写し） ※配偶者がいる場合は配偶者の預貯金額の写しも必要（別世帯でも同様） (4) 印鑑 (5) 介護保険被保険者証				
○食費・居住費の「負担限度額」について（令和6年8月から）							
利用者負担段階	審査要件		食費の負担 限度額 （日額）	居住費の負担限度額（日額）			
	年金収入額等 ※1	預貯金額合計 （配偶者も含む） ※2		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室
第1段階	老齢福祉年金受給者		300円 【300円】	880円	550円	550円 （（380円））	0円
	生活保護受給者						
第2段階	80万円以下の場合	650万円以下 （1,650万円以下）	390円 【600円】	880円	550円	550円 （（480円））	430円
第3段階①	80万円を超え 120万円以下 の場合	550万円以下 （1,550万円以下）	650円 【1,000円】	1,370円	1,370円	1,370円 （（880円））	430円
第3段階②	120万円を 超える場合	500万円以下 （1,500万円以下）	1,360円 【1,300円】	1,370円	1,370円	1,370円 （（880円））	430円
（（ ））内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額。 【 】内は短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の負担限度額。 ※1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額（年金の所得金額を除く）。 ※2 40～64歳は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下（配偶者がいる場合は両者で2,000万円以下）であること。							
○居室の種類・所得内容により給付額が異なります。 詳しくは介護保険課まで			1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担額減額・免除等認定申請書（旧措置入所者） (2) 特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者） (3) 介護保険被保険者証				
○給付割合 利用料の減免、免除。 申請日の属する月の初日から12か月の利用にかかる給付			1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 利用者負担額減免申請書 (2) 収入状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 収入状況が確認できるもの				

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
社会福祉法人等利用者負担軽減事業	低所得者の利用者負担の軽減を図る。	要綱（国の特別対策）	市町村民税非課税世帯で、次の要件を全て満たす者及び生活保護受給者 1 年間収入が単身世帯で150万円以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 2 預貯金等が単身世帯で350万円以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 3 日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない 4 負担能力のある親族等に扶養されていない 5 介護保険料を滞納していない
特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担の減額	振興山村等地域に所在する指定訪問介護事業所等が行う訪問介護サービス等を利用する者の負担軽減を図る。	要綱（国の特別対策）	市町村民税本人非課税で、次の者を除く 1 生活保護受給世帯 2 訪問介護利用者負担減額認定者 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者
訪問介護利用者負担の減額	低所得の障害者の急激な負担増を緩和する。	要綱（国の特別対策）	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として負担額が0円となっている者で、次のいずれかに該当することによって介護保険へ移行する者。 1 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者。 2 40歳から64歳までの特定疾病により介護保険の適用を受ける者。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
○社会福祉法人・広域連合が提供する下記のサービスを利用した場合の利用料（1割負担分）・食費・居住費（滞在費）及び宿泊費の1／4を軽減する。 ・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、複合型サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス、第一号通所事業のうち介護予防通所介護相当サービス ※高齢福祉年金受給者は1／2 ※生活保護受給者は、個室の居住費のみ全額軽減対象	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (2) 家計状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 医療保険被保険者証 (6) 印鑑 (7) 預貯金通帳の写し（直近1年以上の収入、支出状況が記載されている世帯全員のもの） (8) 年金証書等収入状況が確認できるもの	
振興山村等地域に所在する社会福祉法人等が行う訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービスを利用した場合に、利用者負担額を10％から9％に減額する。	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額対象確認申請書 (2) 介護保険被保険者証	
○利用者負担額 0％（全額免除）	1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 訪問介護利用者負担減額申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 印鑑	

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
利用者負担援護事業	特に生計の困難な者が介護保険のサービスを利用した場合に援護金を支給し、経済的負担を軽減する。	要綱(市単)	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」を利用してもなお生計の維持が困難な者で、次のいずれかの要件を満たす者 1 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している者 2 収入・資産等を勘案して、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる者 ※生活保護受給世帯を除く

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
○支給対象サービス 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）日常生活費などの実費負担額を除く介護給付サービス ○支給額 1 か月の負担額が3,000円を超えた金額 ※高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給額や、訪問介護利用者負担減額等の適用後の利用者負担額を対象とする。	○対象者確認申請 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担援護金支給申請書 (2) 家計状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 医療保険被保険者証 (6) 印鑑 (7) 預貯金通帳の写し（直近1年以上の収入、支出状況が記載されている世帯全員のもの） (8) 年金証書等収入状況が確認できるもの ○援護金支給請求 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担援護金請求書 (2) 領収書	申請から支給までに3か月程度かかるため、この間支給額の8割までを貸付する制度がある。

4 障害者福祉関係

1) 福祉給付

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母以外の者が養育するときに支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S 39. 9. 1	1 市内に住所がある者が身体又は精神に重度もしくは中度の障害がある 20歳未満の児童を監護しているとき 2 障害を理由とする公的年金と併給できない 3 施設入所児は除く 4 所得制限あり
障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の障害児にその障害によって生ずる経済的負担の軽減の一助として支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S 39. 9. 1	1 市内に住所がある20歳未満の児童が精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするとき 2 施設入所児は除く 3 所得制限あり
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする在宅の障害者にその障害によって生ずる経済的負担の軽減の一助として支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S 39. 9. 1	1 市内に住所がある20歳以上の者が精神又は身体に著しく重度の障害が重複している（または同程度の障害を有している）ため、日常生活において常時特別の介護を必要とするとき 2 施設入所者は除く 3 3か月以上継続して入院していないこと 4 所得制限あり

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支 給 額 月額 （1級） 55,350円 （2級） 36,860円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年3回 4月・8月・11月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七 二会、信更、豊野、戸 隠、鬼無里、大岡、信 州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 認定請求書 (2) 戸籍謄本（外国籍の方は在留 カード） (3) 所定の診断書 (4) 日常生活の状況について（精 神障害・知的障害および内部障 害の場合） (5) 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 (6) 振込先口座申出書（公金受取 口座を利用する場合は省略可） (7) 請求者名義の預金通帳（公金 受取口座を利用する場合は省略 可） (8) 保護者（受給者）が対象児童 と別居している場合は、別居監 護申立書 (9) 個人番号、身元確認書類 (10) その他必要書類	
1 支 給 額 月額 15,690円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年4回 5月・8月・11月・2月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七 二会、信更、豊野、戸 隠、鬼無里、大岡、信 州新町、中条支所 2 必要書類等 (1)、(3)、(5)、(9)、(10)は同上 (11) 本人名義の預金通帳（公金受 取口座を利用する場合は省略可） (12) 所得状況届	
1 支 給 額 月額 28,840円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年4回 5月・8月・11月・2月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七 二会、信更、豊野、戸 隠、鬼無里、大岡、信 州新町、中条支所 2 必要書類等 (1)、(3)、(5)、(9)～(12)は同上 (13) 年金証書 (14) 年金受給額のわかるもの （1月～6月申請は前々年の、 7月～12月申請は、前年の年金 受給額）	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
障害者扶養共済	障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害となった場合に、障害者に年金を支給する。	県心身障害者扶養共済制度条例 S51. 4. 1	1 保護者の加入要件 (1) 市内に住所を有すること (2) 4月1日現在の年齢が65歳未満であること (3) 特別な疾病又は障害がないこと 2 障害者の加入要件 療育手帳A ₁ ～B ₂ 、身障手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級程度の永続的障害を有すること
重度心身障害児福祉年金	障害児の保護者に対し支給し、もって福祉の増進を図るため年金を支給する。	市重度心身障害児福祉年金条例 S58. 3.30	1 20歳未満の市内に居住している障害児の保護者で、市内に6か月以上居住している者 (1) 第1種 身障手帳1～3級、療育手帳A、又は特別児童扶養手当1級認定者（第3種に該当する場合を除く） (2) 第2種 身障手帳4級、療育手帳B、又は特別児童扶養手当2級認定者（第3種に該当する場合を除く） (3) 第3種 障害児福祉手当受給者 2 施設入所児は除く 3 基準日 7月1日又は1月1日
在宅福祉介護料	重度の障害者の介護者に対し、その労に報い併せて家族の福祉増進を図るため介護料を支給する。	市在宅福祉介護料支給条例 S59. 3.30	1 市内に1年以上居住する20歳以上の在宅障害者を基準日以前1年間に居宅において通算して6か月以上介護している者 (1) 第1種障害者 身体障害、精神障害又は知的障害のある者のうち、障害者総合支援法に規定する障害支援区分5もしくは区分6又は介護保険法に規定する要介護4もしくは要介護5の状態に該当する者（第3種、第4種に該当する場合を除く） (2) 第2種障害者 身体障害、精神障害又は知的障害のある者のうち、障害者総合支援法に規定する障害支援区分4又は、介護保険法に規定する要介護3の状態に該当する者（第3種、第4種に該当する場合を除く） (3) 第3種障害者 特別障害者手当受給者 (4) 第4種障害者 福祉手当受給者 2 基準日 7月1日又は1月1日

給付内容	申請手続	備考																				
1 障害者を扶養する保護者が死亡又は重度の障害となった場合 一口加入の場合 月額20,000円の年金を支給 二口加入の場合 月額40,000円の年金を支給 2 保護者（加入者）の生存中に障害者が死亡した場合 加入期間に応じて弔慰金を支給 3 支給方法 口座振替	1 申請先 障害福祉課 又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 加入申込書 (2) 印鑑 (3) 加入者と障害者の住民票 (4) 障害の程度を証明する書類 (5) 加入申込者の健康状態の告知書 (6) 年金管理者指定届書（指定が必要な方のみ） (7) 税務情報の閲覧に関する同意書	掛金援護金支給割合 <table><tr><td></td><td>県</td><td>市</td><td>本人</td></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>10/10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>5/10</td><td>5/10</td><td>0</td></tr><tr><td>市民税均等割のみ世帯</td><td>3/10</td><td>3/10</td><td>4/10</td></tr><tr><td>2人以上の障害者加入</td><td>3/10</td><td>2/10</td><td>5/10</td></tr></table>		県	市	本人	生活保護世帯	10/10	0	0	市民税非課税世帯	5/10	5/10	0	市民税均等割のみ世帯	3/10	3/10	4/10	2人以上の障害者加入	3/10	2/10	5/10
	県	市	本人																			
生活保護世帯	10/10	0	0																			
市民税非課税世帯	5/10	5/10	0																			
市民税均等割のみ世帯	3/10	3/10	4/10																			
2人以上の障害者加入	3/10	2/10	5/10																			
1 支給金額 (1) 第1種障害児 年額135,000円 (2) 第2種障害児 年額 99,000円 (3) 第3種障害児 年額 33,000円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 9月又は3月 但し、9月に受給した者は3月に重ねて給付しない	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 重度心身障害児福祉年金受給資格認定申請書 (2) 身体障害者手帳又は療育手帳、もしくは特別児童扶養手当証書等 (3) 保護者名義の預金通帳																					
1 支給金額 (1) 第1種障害者 年額 35,000円 (2) 第2種障害者 年額 25,000円 (3) 第3種障害者 年額 11,000円 (4) 第4種障害者 年額 9,000円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 9月又は3月 但し、9月に受給した者は3月に重ねて給付しない	1 申請先 障害福祉課 又は各支所 2 必要書類等 (1) 在宅福祉介護料受給資格認定申請書 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 (3) 介護者名義の預金通帳	次の場合は支給対象者から除く ① 基準日の前日までに介護者又は障害者が死亡又は市外へ転出した場合 ② 基準日の前日以前から障害者が福祉施設に入所中となっている場合（短期入所は除きます）																				

2) 障害児者福祉対策

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
身体障害者手帳交付事業	身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図る。	身体障害者福祉法第4条 S 24. 12. 26	1 身体障害者障害程度等級表に掲げる身体上の障害がある者 2 15歳未満のものについては、保護者が申請する
療育手帳	知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的とする。	療育手帳交付要綱(県) S 50. 4. 3	児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された者
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。	精神保健福祉法第45条	1 障害等級判定基準に掲げる精神疾患、能力障害を有すること 2 初診から6か月以上経過していること
自立支援医療給付事業（更生医療）	障害者等の心身障害の軽減を図り、自立した生活を営むため必要な医療を給付するもの。	障害者総合支援法第52条	給付の判定：県立総合リハビリテーションセンター内長野県更生相談所

給 付 内 容	中 請 手 続	備 考
身体障害者手帳 総合等級1～6級	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は各支所 2 必要書類 (1) 身体障害者診断書・意見書 (2) 身体障害者手帳交付(再交付)申請書 (3) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (4) 個人番号、身元確認書類	・7級の単独の障害は手帳は交付されない
療育手帳 A 1（障害児福祉手当該当程度）、A 1、A 2、B 1、B 2	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 交付申請書 (2) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (3) 個人番号、身元確認書類 ※2歳未満や18歳以上の方の新規申請には、別途必要な書類等がありますのでお問い合わせください。	
精神障害者保健福祉手帳 1～3級	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 添付書類(次のアまたは、イ、ウのいずれか) ア 医師の診断書 イ 障害者年金関係書類と同意書 年金証書の写し 裁定通知書の写し 直近振込み通知書の写し ウ 特別障害給付金 受給資格者証等の写し (3) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (4) 個人番号、身元確認書類	・有効期限2年 ・3か月前から更新申請可能
1 医療給付 ペースメーカー、人工透析医療他 2 世帯の課税状況により自己負担上限額が設定	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 (2) 自立支援医療費（更生医療）意見書 (3) 身体障害者手帳 (4) 保険証のコピー (5) 障害年金を受給している方は、年間の金額の分かる資料 (6) 個人番号、身元確認書類	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自立支援医療給付事業（精神通院）	障害者等の心身障害の軽減を図り、自立した生活を営むため必要な医療を給付するもの。	障害者総合支援法第52条	通院による精神障害の医療を受ける者
タイムケア事業	在宅障害者等の介護者が疾病その他の理由により、介護ができない場合や、介護者の介護軽減及び在宅障害者等の日常生活の継続的な支援を図るため、事前に登録してある介護者に介護サービスを依頼するもの。	障害者総合支援法第77条 市在宅障害者タイムケア事業実施要綱 H17.10.18	市内に住所を有する満18歳以上の在宅障害者等（障害児自立サポート事業対象者を除く。）及び居住地特例適用者（障害福祉サービス等の支給決定を本市において受けている者。）で、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の障害程度が1級、2級のもの (2) 療育手帳の交付を受けているもの (3) 精神障害者福祉手帳の交付を受けているもの (4) その他市長が特に認める者
障害児自立サポート事業	在宅の障害児の生活の自立を支援、及びその保護者の介護に係る負担軽減を図るため、事前に登録してある支援者に支援サービスを依頼するもの。	障害者総合支援法第77条 長野市障害児自立サポート事業実施要綱 H18.10.1	市内に住所を有する児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者を含む。）で、次のいずれかに該当する者 (1) 特別支援学級又は特別支援学校へ通学する児童 (2) 身体障害者手帳の障害の程度が1級、2級の児童 (3) 療育手帳の交付を受けている児童 (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている児童 (5) その他市長が特に認めた児童

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 精神通院医療費の9／10を健康保険と公費で給付する。 2 1／10の本人負担分については所得と病名により自己負担上限額が設定	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定の申請書 (2) 診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）…2年毎提出 (3) 保険証のコピー (4) 障害年金等の証書の写しまたは振込通知書の写し（障害年金等の受給者のみ） (5) 個人番号及び税情報の閲覧及び提供に関する同意書 (6) 個人番号、身元確認書類	・1年毎の更新 ・一定所得以上の世帯は対象外（健康保険3割自己負担となる）であるが疾病が重度かつ継続の範囲であれば対象となる。 ・3か月前から更新申請可能
1 年間300時間以内（ただし、1日に8時間を超えないこと） 2 利用負担 利用者または配偶者が市民税課税者の場合はタイムケア費（基準単価）の10％	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 利用申請書	
1 利用形態 (1) 放課後休日サポート 1ポイント／1時間 (2) いつでもサポート 1.5ポイント／1時間 2 年間の利用ポイントは500ポイント以内（乳幼児は300ポイント以内） 3 利用者負担 市民税課税世帯の利用者は、自立サポート費（基準単価）の10％	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 利用申請書	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
長野市移動支援サービス事業	在宅の障害者が社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出の際、従業者を派遣し、必要な移動の介助や外出に伴って必要となる介護を行うもの。	障害者総合支援法第77条 長野市移動支援サービス事業実施要綱 H18.10. 1	市内に居住する小学生以上の者及び居住地特例適用者であって、次のいずれかに該当する者。 (1) 視覚障害の程度が1級若しくは2級に該当する者 (2) 肢体障害（両上肢及び両下肢又は体幹）の程度が1級若しくは2級に該当する者（ただし、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (3) 療育手帳の交付を受けている者（ただし、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (4) 精神障害者手帳の交付を受けている者（ただし、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (5) 政令で定める難病患者等で(2)に準ずる者 (6) その他市長が特に認める障害者
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者等が日常生活または社会生活上必要な用務を行う際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図る。	コミュニケーション支援事業実施要綱 H18.10. 1	① 手話通訳…市内に在住する聴覚、音声機能または言語機能に障害がある人 ② 要約筆記…市内に在住する聴覚に障害がある人 ※いずれも、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。
地域活動支援センター（Ⅲ型）	在宅の障害者に日中の活動の場を提供し、相談や交流等を行い、障害者の社会参加の促進を図るもの。	障害者総合支援法第77条 長野市地域活動支援センター事業実施要綱 H18.10. 1	
相談支援事業	障害者および保護者等からの相談に応じ、また必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。	長野市相談支援事業実施要領 H19. 6. 1	
障害者自立生活訓練事業	障害者がグループホーム等での生活にスムーズに移行できるよう必要な訓練を行う。	市障害者自立生活訓練事業実施要綱 H16. 9.22	市内に在住する障害者のうち、現年度または翌年度にグループホーム等での生活を予定している者（障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を受けることが可能な場合を除く）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 利用形態 (1) 個別支援型（障害者1人に対して従業者1人又は2人により移動支援サービスを行うことをいう。） (2) 複数支援型（障害者複数人に対して従業者が1人又は複数人により移動支援サービスを行うことをいう。障害者と従業者の比率は2対1、3対2又は3対1のいずれかの比率とする。） 2 利用者負担 18歳未満 市民税課税世帯はサービス費の10％ 18歳以上 利用者または配偶者が市民税課税者の場合はサービス費の10％	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 長野市移動支援サービス費支給申請書	交通手段を提供するサービスではありません。主な利用目的、利用時間等の決定が必要となりますので、事前にご相談ください。
派遣する用務内容については次のとおり ア 健康管理に関すること イ 教育に関すること ウ 職業に関すること エ 福祉活動に関すること オ その他必要と認めること	申請先 長野市聴覚障害者センター（デフネットながの） 大字鶴賀276－10 市障害者福祉センター内 TEL 229－5557 FAX 229－5558	
創作的活動・生産活動の機会の提供等	各事業所	P174～ 施設一覧参照
(1) 障害者相談支援事業 (2) 相談支援機能強化事業 (3) 成年後見制度利用支援事業		
訓練にかかる経費の一部を助成	申請先 障害福祉課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
通園奨励費支給事業	施設に通園している障害児（者）に対し、交通費の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。	市心身障害者通園奨励費支給要綱 S 62. 4. 1	市内に居住する障害児（者）で、次の施設に通園している者又は保護者（(1)(2)は当該年度の市民税非課税世帯に属する者に限る） (1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス（休校日の通園のみ） (3) 生活介護 (4) 就労移行支援 (5) 就労継続支援 (6) 地域活動支援センターⅢ型
障害者等訪問入浴サービス事業	重度障害者に対し、訪問入浴サービスを実施し福祉の向上を図る。 （介護保険対象者を除く。）	障害者総合支援法第77条 市訪問入浴サービス事業実施要綱 H18. 10. 1	日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障害者、重度の難病患者等で、実地調査に基づく審査で認められた者
重度障害者福祉理美容助成事業	理容店又は美容店に行けない重度障害者に訪問理容費、美容費を助成し福祉の向上を図る。	市訪問理容・美容サービス事業実施要綱 H14. 4. 1	市内に在住する在宅の身障手帳 1 級程度の障害者で常に寝たきりの状態の者、又は外出困難な者
心身障害者相談員設置事業	各担当相談員をおき、障害者の日常生活等における相談を受け、助言、指導に当たり福祉の増進を図る。	市心身障害者相談員設置事業実施要綱 市 S 51. 6. 1	障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導助言を行う

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 通園方法により算出 交通機関使用者 月5,000円以内 自家用車使用者 月2,000円以内 バイク使用者 月500円以内 2 支給方法 口座振替 3 申請時期 3月	1 申請先 障害福祉課 2 申請方法 通園施設を通じて申請 3 必要書類等 (1) 心身障害者通園奨励費申請書 (2) 税務情報の閲覧に関する同意書（児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している場合のみ） (3) 申請者名義の預金通帳	
1 サービス内容 移動入浴車を利用して行う入浴介助（週 1 回または 2 回） 2 利用者負担 18歳未満 市民税課税世帯は、訪問入浴費の10% 18歳以上 利用者または配偶者が市民税課税者の場合は、訪問入浴費の10%	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 入浴サービス申請書 (2) 医師の診断書	利用者の身体状況、住宅環境等の確認をしますの で、事前にご相談ください。
1 訪問理美容は、年 6 回限度 2 実施方法 福祉理美容サービス券の交付を受けたら直接理容店又は美容店に申し込む 3 本人負担額 1,500円（1 回につき）	1 申請先 障害福祉課又は各支所 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 身体障害者手帳	
市 身体障害者相談員 33人 知的障害者相談員 13人 精神障害者相談員 2人 計 48人	問い合わせ先 障害福祉課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障害児者、重度知的障害児者、精神障害者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付し、福祉の増進を図る。	市日常生活用具給付事業実施要綱 H18.10. 1	1 市内に住所がある身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び政令で定める難病患者等のうち在宅の者 ※給付品目ごとに給付対象となる障害の部位、障害の程度等の規定あり ※介護保険の福祉用具と重複する品目については介護保険給付が優先される ※一定所得以上（本人又は世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者納税額が46万円以上）は給付対象外
補装具費支給事業	身体障害児者に対し、失われた身体機能を補完又は代替する用具について、日常生活の能率向上や独立自活を助長すること等を目的に、補装具費を支給する。	障害者総合支援法第76条	1 市内に住所がある身体障害者手帳の交付を受けている者及び政令に定める難病患者等 2 補装具の種目や内容により、県立総合リハビリテーションセンター更生相談室による判定が必要 ※治療用の装具、労災は除く ※一定所得以上（本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上）は支給対象外 ※介護保険の福祉用具と重複する品目については介護保険給付が優先
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度難聴児の日常生活への適応及び言語の習得を促進するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成する。	市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱	1 市内に住所がある18歳未満の者 2 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象にならない者 3 専門医により補聴器等の装用が必要であると診断された者 ※一定所得以上（本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上）は支給対象外
障害児感覚機能訓練事業	障害児通所支援事業を利用する障害児の心身機能の発達を図る。	市障害児感覚機能訓練事業補助金交付要綱 H27. 4. 1	児童発達支援センターが実施する障害児感覚機能訓練事業の場合

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
給付品目 視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用時計・点字タイプライター・視覚障害者用読書器・点字図書・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用情報受信装置・特殊寝台・特殊マット・移動用リフト・入浴補助用具・居宅生活動作補助用具（住宅改修）・携帯用会話補助装置・透析液加温器・人工咽頭・人工鼻・電気式たん吸引器・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具・紙オムツ等 ※基準額内までは一割負担。ただし、本人又は世帯の所得判定対象者の所得に応じて、月額負担上限額が適用される。（市民税課税は37,200円、非課税は0円）	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 申請時期 用具を購入する前 3 必要書類 (1) 申請書 ※給付品目によっては医師の意見書を必要とする。 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか (3) 給付を受けようとする用具の見積書及びカタログ(コピー可) ※給付品目ごとに対象要件が異なるので申請前に問い合わせください。	給付品目ごとに、耐用年数、基準額の規定あり
補装具の種目 義肢・装具・（電動）車いす・補聴器・白杖・歩行補助つえ（一本杖を除く）・歩行器・重度障害者用意思伝達装置等の購入、修理。（一部については借受け制度有り） ※基準額内までは一割負担。ただし、本人又は世帯の所得判定対象者の所得に応じて、月額負担上限額が適用される。（市民税課税は37,200円、非課税は0円）	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 見積書 (3) 身体障害者手帳 ※購入・修理や児・者の区分、種目の違いにより、次の書類等が必要になります。 ・医師意見書 ・処方箋 ・付属品等に関する理由書 ・カタログ（コピー可）など内容の分かるもの	要事前相談
購入又は修理に要する費用と基準額のいずれか低い額の3分の2(1,000円未満切捨て)	1 申請先 障害福祉課 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医による意見書 (3) 意見書の処方に基づく見積書 (4) 補聴援助システム(送受信機)については学校の担任等の意見書	要事前相談
障害児感覚機能訓練事業に要する専門家の招へいに係る費用の一部を補助する。	事業所からの申請	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
リフト付バス運行事業	一般の交通機関を利用することが困難な身体障害者の生活圏を広げその福祉の増進を図る。	市リフト付バス利用要領 S51. 3. 1	1 市内に住所を有する、車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者を構成員に含む団体又はグループが利用する場合で、身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が下肢又は体幹の機能障害3級以上の車いす使用者が2名以上いる場合。 2 利用料 無料 但し、有料道路及び有料駐車場料金は利用者負担
障害者タクシー利用券交付事業	タクシー利用券を交付し社会参加及び病院への通院等による健康管理を促進するとともに福祉の増進を図る。	市重度身体障害者タクシー利用事業実施要綱 S53. 7. 1	市内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、障害の程度が以下に該当する者 1 上肢障害1級 2 下肢または体幹障害1・2級 3 視覚障害1・2級 4 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸1級 5 ヒト免疫不全または肝臓障害1・2級 6 上肢障害2級かつ下肢障害3級、上肢障害2級かつ体幹障害3級
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者の社会参加及び介護者の負担軽減に資するための事業。当該身体障害者が所有し運転する自動車の運転装置等を改造するに要する経費又は、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当を受給している障害者及びその同一生計介護者が所有し介護者が運転する車両で介護装置を装備し、改造するに要する経費に対して補助金を交付する。	市身体障害者用自動車改造事業補助金交付要綱 H3.10.18	1 市内に住所を有し、自らが所有し運転する自動車の運転装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる身体障害者。(所得制限あり) 2 長野市内に住所を有し、自らもしくはその同一生計の介護者が所有し介護者が運転する自動車に、介護装置を装備し改造することにより本人の社会参加又は介護者の負担軽減が見込まれる者で、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している者。
補助犬助成事業	県より補助犬の給付のあった者に対し訓練交通費及び飼育費の助成を行う。	市身体障害者補助犬援護金支給要綱 S56. 4. 1	県から補助犬の給付が対象になった者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
バスの運行範囲は原則的に県内 利用時間 午前8時30分から午後5時	問い合わせ先、申込先 障害福祉課	利用する日が属する月の前月の20日までに申請（あらかじめ団体登録が必要） 乗車人員 車いす4名、その他8名
1 1回当たり600円（時間制福祉タクシーは700円）のタクシー利用券を年間36枚交付 2 利用タクシー (1) 一般タクシー (2) 時間制福祉タクシー（寝台・リフト付き・スロープ付きで時間制運賃）	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 障害者タクシー利用券支給申請書 (2) 身体障害者手帳	一般タクシーは乗車1回につき2枚まで、時間制福祉タクシーは4枚まで使用可 手帳提示による1割引きとの併用可（一部会社は割引不可）
1 本人運転装置の改造 補助率10分の9以内 2 介護装置の改造 補助率10分の10以内 ※いずれも補助限度額10万円	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 運転免許証 (3) 申請書 (4) 改造費の見積書 (5) 自動車検査証 （新規購入の場合は購入後） (6) 税務情報の閲覧に関する同意書 (7) 申請者名義の預金通帳	福祉車両の新規購入後または改造後の申請は対象になりません。
1 訓練交通費 2 飼育費 月額3,000円	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 補助犬訓練交通費及び飼育費援護金支給申請書 (2) 本人名義の預金通帳 (3) 身体障害者手帳	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
運転免許取得費助成事業	運転免許を取得することにより社会参加並びに自立更正の促進を図る。	市身体障害者自動車運転免許取得費助成要綱 R2. 4. 1	1 適性検査に合格した者。 2 市内に住所を有する者 3 前年の所得税額が75,000円以下の世帯に属する者 4 音声、言語、そしゃく、上下肢、体幹機能障害（肢体不自由者の場合は要補助手段の者に限る）で身体障害者手帳所持者又は聴覚、平衡機能障害4級以上の者
身体障害者住宅整備補助事業	身体障害者の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を補助し、在宅生活の支援を行い福祉の増進を図る。	市身体障害者住宅整備事業補助金交付要綱 S44.12. 1	1 市内に在住する身体障害者で、上肢、下肢、体幹、視覚のいずれかの障害があり、障害の程度が1～3級の者。 ※介護保険適用者は対象外 ※障害が重複している場合は、個々の障害の程度（級）により判断 2 前年の所得税額の合計が7万5千円以下の世帯
緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害者等の自宅に緊急通報装置を設置し急病や災害時に迅速かつ適切な対応をし福祉の増進を図る。	長野市ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者緊急通報装置設置事業実施要綱 II元.12. 4	1 ひとり暮らしの重度身体障害者（1級または2級の者） 2 家族の就労等により、日中ひとりで在宅となる、重度身体障害者のうち下記の者 (1) 視覚障害1級 (2) 下肢または体幹の機能障害1級 (3) 心臓、じん臓または呼吸器の機能障害1級または2級
緊急通報FAX	聴覚、音声、言語障害等により、音声による119番通報が困難な方がいる世帯を消防局に登録し、緊急時に備える。		長野市在住の音声による119番通報が困難な者
NET119緊急通報システム	聴覚・音声・言語機能障害等により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話などを使用して、簡単な画面操作で消防へ緊急通報できるサービス。		音声による119番通報が困難な方で、長野市消防局の管轄地域に居住または通学・通勤している者。 （障害者手帳保持などの条件なし）
防災・避難情報FAX（Biz FAX）	音声による防災・避難情報の取得が困難な聴覚障害者へ、市の総合防災情報システムと連動して情報を伝えるためのFAXサービス。		1 長野市在住の聴覚障害者（身体障害者手帳所持者） 2 携帯電話やスマートフォン等による防災・避難情報を受信することができない者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
補助金 1 件100,000円以内	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 予備適性検査結果通知書 (3) 申請書 (4) 税務情報の閲覧に関する同意書	免許取得後の申請は対象になりません
1 整備内容（補助対象） 既存住宅の浴槽、便所、玄関、階段、台所、洗面所等を改善するもの 2 補助金額 対象費用の10分の9以内 補助基準限度額 700,000円	1 申請先 障害福祉課 2 必要書類等 (1) 申請書 (2) 事業計画書 (3) 工事見積書 (4) 平面図 (5) 工事前の写真	新築、住宅の全面改築・水洗化工事は除く
緊急通報装置・携帯用通報端末機・安否確認用人感センサー・煙式火災報知器の貸与	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 申請書 （民生委員の確認欄あり） (2) 身体障害者手帳	
	申請先 障害福祉課	・FAXがある方 ・日常生活用具でFAX給付あり（聴覚障害者のみ）
	申請先 障害福祉課、通信指令課 利用には事前登録が必要なため、携帯電話やスマートフォンをお持ちください。	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
封筒点字化事業	重度視覚障害者が長野市から送付された封筒であること、または担当所属名や文書の内容が分かるよう発送封筒に点字表示を行い福祉に寄与するもの	市封筒点字化事業実施要領 (H2. 6. 1)	
人工透析患者通院費助成	じん臓機能に障害を有する方が、人工透析を受けるために医療機関へ通院している交通費に対し、経済的負担を軽減することを目的に通院に要する交通費の一部を助成。	長野市人工透析患者通院交通費助成事業実施要綱 (R5. 7. 1)	1 じん臓機能障害で身体障害者手帳所持者 2 血液透析のため通院し、かつ通院先の医療機関から送迎サービスを受けていない者（※1） 3 本人及びその配偶者の前年の所得が、市町村民税非課税であること 4 自宅から通院先医療機関までの距離が2km以上であること 5 生活保護を受けていない者 6 住所地特例の適用を受けていない者 ※1 基本、送迎サービスを受けているが、お盆や年末年始等に自家用車またはタクシーを利用する場合は対象になりません。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
		① 定型の封筒に「ナガノシ」と表示 ② 担当所属名・封筒の内容表示
1 本人または同一世帯の家族が運転する自動車に通院する場合の自動車燃料代で年間1万円を限度に助成 2 1回あたり600円（時間制福祉タクシーは700円）のタクシー利用券を年間18枚交付。	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 特定疾病療養受領証 (3) 通院先の診察券 (4) 申請者名義の預金通帳（燃料代を希望する方のみ）	タクシー券の利用方法については、「障害者タクシー利用券交付事業」（P70）と同じ。

3) 障害福祉サービス

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	・障害支援区分1以上 ・通院等介助（身体介助を伴う）については、障害支援区分2以上等
	重度訪問介護	重度の障害者で、常時介護を必要とする者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。		・障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺あり、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外で認定されている者 ・障害支援区分4以上で行動関連項目10点以上
	行動援護	知的、精神障害により行動が困難な者に、危険を回避するために必要な援護や外出時の介護を行う。		・障害支援区分3以上で行動関連項目10点以上
	同行援護	移動が困難な視覚障害者に対し、外出時に必要な援助を行う。		・同行援護アセスメント調査により対象となる者
護	重度障害者等包括支援	意思疎通が困難で常時介護を要する者に、複数のサービスを包括的に行う。		・障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する者のうち、行動関連項目10点以上、若しくは寝たきり等で重度の障害がある者
給	短期入所 (ショートステイ)	介護者等の疾病その他の理由により、短期間施設に入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援を行う。		・障害支援区分1以上
	療養介護	常時医療と介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。		・障害支援区分6のALS患者等、気管切開を伴い人工呼吸器を使用している者 ・障害支援区分5以上で次のア～エのいずれかに該当 ア 重症心身障害者又は筋ジストロフィー患者 イ 医療的ケアスコア16点以上 ウ 行動関連項目10点以上で医療的ケアスコア8点以上 エ 遷延性意識障害者で医療的ケアスコア8点以上
	生活介護	常に介護を必要とする者に、日中、施設において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。		・障害支援区分3以上（施設入所の場合は障害支援区分4以上） ・50歳以上は障害支援区分2以上（施設入所の場合は障害支援区分3以上）
付				

給付内容	申請手続	備考
1 身体介護 2 家事援助 3 通院等介助 4 通院等乗降介助	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証（写） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	
1 身体介護 2 家事援助 3 移動介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 短期入所サービス 2 日常生活支援 3 入浴サービス 4 給食サービス		
1 身体介護 2 機能訓練 3 療養管理		
1 日常生活支援 2 創作活動 3 入浴サービス 4 給食サービス		

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介護 給付	施設入所支援	入所施設で夜間や休日 に、入浴、排せつ、食事な どの介護を行う。	障害者総合 支援法第5 条、第19条、 第28条	・障害支援区分4以上 (50歳以上は障害支援区分3以上) ・通所困難な自立訓練および就労移 行支援受給者
訓 練 等	自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	自立した日常生活または 社会生活ができるよう、一 定期間、身体機能または生 活能力の維持・向上のため に必要な訓練等を行う。		地域活動を営む上で、一定の支援 が必要な障害者
	就労移行支援	就労に必要な知識及び能 力の向上のために必要な訓 練、又は求職に関する支援 等を行う。		・通常の事業所に雇用されることが 可能と見込まれる者 ・通常の事業所に新たに雇用された 後の労働時間の延長もしくは休職 からの復職の際に就労に必要な知 識及び能力の向上のための支援を 一時的に必要とする者
	就労継続支援 (A型、B型)	生産活動の機会の提供、 就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練 を行う。 ・A型…雇用契約に基づく 継続的な就労が可能な者 ・B型…一般企業の雇用に 結びつかない者や一定年 齢に達している者		・通常の事業所に雇用されることが 困難な者 ・通常の事業所に新たに雇用された 後の労働時間の延長もしくは休職 からの復職の際に就労に必要な知 識及び能力の向上のための支援を 一時的に必要とする者
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し て、通常の事務所に新たに 雇用された障害者の就労の 継続を図るため、企業、障 害福祉サービス事業者、医 療機関等との連絡調整を行 うとともに、雇用に伴い生 じる日常生活又は社会生活 を営む上での各般の問題に 関する相談、指導及び助言 等の必要な支援を行う。		就労移行支援等を利用した後、通 常の事業所に新たに雇用された障害 者であって、就労を継続している期 間が6月を経過した障害者
給 付	共同生活援助	主として夜間において、 共同生活を営むべき住居に おいて相談、入浴、排せつ、 食事の介護その他の日常生 活上の援助を行い、居宅に おける自立した日常生活へ の移行及び移行後の定着に 関する相談行う。		・身体、知的、精神障害者、難病等 患者で、介護や日常生活上の援助 が必要な者 ・身体障害者の場合は65歳未満に限 る（65歳到達以前に障害福祉サー ビスの利用を開始した者を含む）

給付内容	申請手続	備考
1 住居の提供 2 日常生活援助 3 日常生活上の相談支援	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証（写） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護 利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者の み ※3 (5)は難病等患者のみ	
1 住居の提供 2 日常生活援助 ・非課税世帯・生活保護世帯につい ては、家賃補助制度有（H23年10 月改正／月額10,000円まで）		

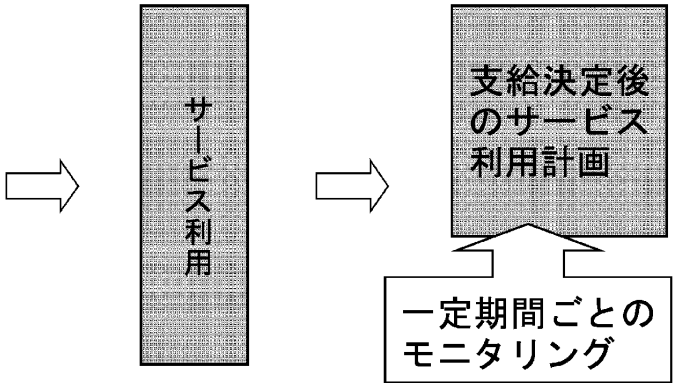
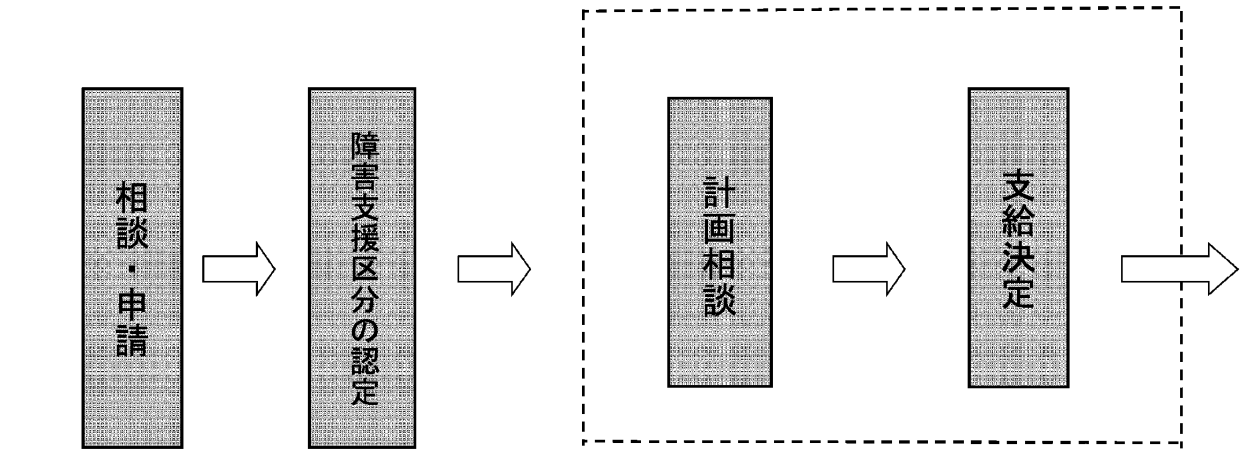
	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
訓練等 給付	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のために居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要する者
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所・入院している障害者について、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための相談のほか必要な支援を行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の5、第51条の13	・障害者支援施設、のぞみの園に入所、精神科病院に入院している障害者 ・保護施設（救護施設・更生施設）に入所している障害者 ・矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）に入所している障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他の必要な支援を行う。		・単身で生活する障害者 ・家族等と同居している障害者のうち、障害、疾病等のため、障害者に対して同居者による緊急時の支援が見込めない障害者
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害者の自立した生活を支えるとともに、課題解決や適切なサービス利用のためケアマネジメントを行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の16	・障害福祉サービスを申請した障害者（障害児） ・地域相談支援を申請した障害者
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援またはこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童

給付内容	申請手続	備考
居宅で生活する障害者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行う	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証（写） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	
・サービス等利用計画案の作成 ・サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		
1 日常生活上の療育訓練	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 健康保険証（写） (3) 特定疾患医療受給者証（写） (4) 診断書等	

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
障 害 児 通 所 支 援	放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）または専修学校等に就学している児童
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行う。		重度の障害の状態その他これに準ずる状態であり、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。		保育所その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要であると認められた障害児
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害児または保護者の生活を支えるとともに、課題解決や適切なサービス利用のためのケアマネジメントを行う。	児童福祉法第6条の2の2、第24条の25	・障害児通所支援を申請した障害児

給付内容	申請手続	備考
1 生活能力の向上のための療育訓練 2 社会との交流のための支援	※1 (2)は治療を受ける児童のみ ※2 (3)は難病等患者のみ ※3 (4)は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれも所有していない者のみ	
居宅を訪問しての 1 日常生活上の療育訓練 2 医療ケア 3 生活能力の向上のための療育訓練 4 社会との交流のための支援		
1 集団生活適応のための必要な支援		
・サービス等利用計画案の作成 ・サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		

障害福祉サービス等利用の流れ



4) 割引・減免事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
市有施設の入園料等の減免	障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。	市条例 H8. 4. 1	1 身体障害者手帳所持者 2 療育手帳所持者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者等
NHK放送受信料の免除に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	日本放送協会放送受信料免除基準 H13. 2. 1	1 全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者の世帯で、市民税非課税世帯 2 半額免除 (1) 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 (2) 世帯主が身体障害者手帳を所持する1級または2級障害者で契約者 (3) 世帯主が療育手帳を所持するA1判定された者で契約者 (4) 世帯主が精神保健福祉手帳を所持する1級障害者で契約者
長野ケーブルテレビ（I N C）利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	H5.12	1 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 2 世帯主が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者で契約者
a v i sケーブルインターネット利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		1 契約者が身体障害者手帳を所持する視覚・聴覚障害者 2 契約者が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者

給 付 内 容	中 請 手 続	備 考
対象となる施設 長野運動公園 戸隠スキー場 エムウェーブ 市民プール 茶臼山動物園 鬼無里ふるさと資料館 博物館 サンマリーンながの プラネタリウム テニスコート 真田宝物館 北部スポーツ・レクリエーションパーク 松代藩文武学校 他	施設の入場窓口に手帳を提示する	減免率は施設により異なる
NHK放送受信料の減免 全額免除又は半額免除 免除金額のお問い合わせはNHK長野放送局 TEL 291－5207へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳 (2) 印鑑 (3) 課税証明書（転入者の場合）	証明を受けた受信料免除 申請書は申請者がNHK長野放送局へ提出する
半額免除 金額についての問い合わせは I N C長野ケーブルテレビ TEL 233－1713へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料免除 申請書は申請者がI N C長野ケーブルテレビへ提出する
月額利用料減額 金額についての問い合わせは ㈱電算インターネットサービス部 フリーダイヤル 0120－55－1475	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料減免 申請書は申請者が㈱電算インターネットサービス部へ提出する

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免に係る同一生計証明	自動車所有の身体障害者世帯等の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		1 自動車税（種別割） 45,000円まで減免される。これを超える場合は差額分を納付。 排気量2.5リットル以下の自家用乗用車は、自動車税（種別割）額が45,000円以下のため、全額減免される。 2 自動車税（環境性能別） 250万円×税率（税率3％の場合は75,000円、2％の場合は50,000円、1％の場合は25,000円）を上限に減免される。 取得価額が250万円以下の自動車の場合は全額減免される。
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	割引により障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。		1 対象者 (1) 障害者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けられている方のみが対象。 (2) 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、<u>重度の障害</u>^(注)をお持ちの方が対象。 （身体障害者手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害をお持ちの方は、障害者ご本人で運転される場合も対象。） （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲。

給付内容			申請手続			備考									
1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所															
2 減免となる対象条件及び障害の程度規定要件															
A 身体障害者等が所有し自ら運転するもの															
B 障害児者と生計を同一にする者が障害者のために運転するもの															
C 障害者が独居等の場合、常時介護者が障害者のために運転するもの															
上記A B C別	該当障害者	視覚	聴覚	平衡機能	音声機能	上肢不自由	下肢不自由	休幹	脳原性上肢	脳原性移動	内 部	免疫機能障害	知的障害者	精神障害者	→ ・B・Cは介護者が自動車を運転する場合、同一生計の証明又は日常介護者の証明が必要（軽自動車税については同一生計の証明は不要）。 ・音声機能障害は喉頭摘出による場合に限る。 ・軽自動車の場合は音声機能3級・脳原性移動機能障害4～6級についてはB・Cにも対象。精神障害者については、自立支援医療（精神通院）制度を受給していることが必要。
A	級	1 ∪ 4	2 ・ 3	3	3	1 ・ 2	1 ∪ 6	1・2 3 5	1 ・ 2	1 ∪ 6	1 ∪ 3	1 ∪ 3	A 1 ・ A 2	1	
B・C	級	1 ∪ 4	2 ・ 3	3		1 ・ 2	1 ∪ 3	1 ∪ 3	1 ・ 2	1 ∪ 3	1 ∪ 3	1 ∪ 3	A 1 ・ A 2	1	

1 割引き金額 通常料金の半額を割り引く。 本割引の適用を受ける場合、重複して起用されない割引があるため注意が必要。			1 申請先 ・オンライン申請受付サイト https://www.expressway-discount.jp （ETCをご利用の場合のみ。マイナンバーカードが必要。） ・障害福祉課、または福祉政策課篠ノ井分室、または下記の支所 豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条			車は1台のみ登録（個人名義のみ） 介護者が運転する場合、本人が同乗していなければならない		
			2 必要書類等					
書 類 名		手続き内容						必要なケース
		事前申請において 自動車登録する場合			事前申請において 自動車登録しない場合			
		新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障害者ご本人の手帳		○	○	○	○	○	○	常に必要
手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（注1）		○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
割賦契約書又はリース契約書		○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合
ETCカード（注5）		○	○ （注2）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合
ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（注6）		○	○ （注3）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合
運転免許証		○	×	×	○	×	×	障害者ご本人が運転される場合

（注1）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認

（注2）カード名義、番号を変更する場合のみ （注3）車載器を変更する場合のみ

（注4）前回申請時から変更しない場合のみ

（注5）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象

（注6）ETC車載器の管理番号が確認できるもの

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
運賃割引 航空運賃割引 タクシー運賃割引	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		
いこいの家（老人憩の家）利用料の免除 障害者スポーツ大会・講習会の開催 障害者ライブラリー（市立長野図書館） 税金の控除 家庭ごみ処理手数料の減免	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考

5) 障害者福祉施設・事業所

	名 称	目 的	準拠法
1	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設	身体障害者福祉法第31条 長野県障がい者福祉センター 条例 H10. 3.30
			身体障害者福祉法第31条 長野市障害者福祉センターの 設置及び管理に関する条例 S57. 3.30
2	指定障害福祉サービス事業所（居宅系サービス）	居宅における生活支援や、日中活動の支援、住居支援など障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。	障害者総合支援法 第5条
3	〃 （日中活動系サービス）		
4	〃 （居住支援サービス）		
5	指定障害者支援施設		
6	障害児支援施設	障害児に対し、身近な療育の場として児童発達支援を提供する。	児童福祉法 第6・7条
7	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。	児童福祉法43条
8	地域生活支援事業所	県および市が、地域の実情に応じて、障害者への相談や情報提供、社会との交流促進ほか必要な援助を行う。	長野市障害者地域生活支援事業実施要綱 H18.10. 1

内 容	申請・問合せ先	備 考
A型（県が設置）： 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、職員に対する研修等	県障害者福祉センターサ ンアップルへ TEL 295－3111 1 開館時間 火～土 9～21時 日・祝 9～17時 2 休館日 月曜、毎月 第2火曜、祝日の翌 日、保守点検日、年末 年始、その他所定の日	P173～ 施設一覧参照
B型（市または社会福祉法人が設置）： 創作的活動等機会の提供、社会との交流の促進、機能回復 訓練等	市障害者福祉センターへ TEL 226－4884 1 開館時間 9～22時 2 休館日 月曜、祝日 の翌日、年末年始、そ の他所定の日	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害 者等包括支援	障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 相談支援事業所	P76～83参照
療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 支援・就労定着支援・自立生活援助		
短期入所・共同生活援助・宿泊型自立訓練		
その施設に入所する障害者につき、主として夜間において 介護、相談等日常生活上の支援施設入所支援を行なうとと もに、施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス（生活 介護、自立訓練及び就労移行支援）を行なう。		
通所支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 入所支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		
障害児通所支援事業・子育て支援・研修事業・相談支援事 業等	「にじいろキッズらいふ」 TEL 219－3780 あそびの教室Bee TEL 259－9970	P175～ 施設一覧参照
相談支援事業所 コミュニケーション支援事業所 地域活動支援センター 移動支援事業所	P64～67参照	P173～ 施設一覧参照

5 児童福祉関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	児童手当法 S47. 1. 1	1 市内に住所がある者 2 中学校修了前の児童（15歳に到達時の年度末）を養育する者
ながの子育て家庭 優待パスポート事業	子育て世帯を地域全体で支える機運づくりのため、県及び県内全市町村と事業者が協働し、子育て家庭の経済的支援を行う。	ながの子育て家庭優待パスポート事業実施要綱 (H22. 4. 1)	妊婦のいる家庭及び18歳未満（18歳に達する年度の3月末まで）の子どもが いる家庭
			更に、18歳未満（18歳に達する年度の3月末まで）の子どもが3人以上いる家庭 （多子世帯応援プレミアムパスポート事業）
保育所等運営事業	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する。	児童福祉法 S22. 12. 12 子ども・子育て支援法 H24. 8. 22	1 保育を必要とする理由 (1) 就労 (5) 災害の復旧 (2) 妊娠出産 (6) 求職活動 (3) 保護者の疾病・障害 (7) 就学 (4) 同居親族の介護・看護 (8) 虐待やDV など
私立保育所入所委託助成事業	私立保育所に委託費を支弁する。	子ども・子育て支援法 H24. 8. 22	子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設として確認された施設
施設型給付及び地域型保育給付	幼稚園、認定こども園に対する施設型給付費の支給及び地域型保育事業に対する地域型保育給付費の支給	同上	子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者として確認された施設

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降 15,000円（月額） 3歳以上小学生までの第1子、第2子及び中学生 10,000円（月額） 所得制限世帯に属する中学生までの児童 5,000円（月額） 令和4年6月分（10月支給分）から所得上限世帯に属する中学生までの児童は支給なし 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年3回 2月、6月、10月（各支払月の前月分まで）	1 請求先 子育て家庭福祉課又は各支所 2 必要書類等 (1) 申請書（認定請求書） (2) 請求者の保険証 (3) 請求者名義の預貯金通帳 (4) 窓口に来られる方の本人確認書類	公務員は勤務先で支給
1 妊婦のいる家庭、18歳未満の子どものいる家庭に「ながの子育て家庭優待パスポートカード」を2枚交付する。協賛店でパスポートカードを提示すると、割引きなどのサービスが受けられる。	1 4年に1度のカード有効期限更新時に対象世帯に郵送 ・転入時に妊婦及び18歳未満の子どもが いる家庭に交付。 ・母子健康手帳（第1子妊娠）交付時に交付。	パスポートカードを紛失又は追加交付の場合は、子育て家庭福祉課又は各支所で手続きする。
1 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「多子世帯応援プレミアムパスポートカード」を2枚交付する。協賛店でパスポートカードを提示するとながの子育て家庭優待パスポートカードのサービスに加え、追加のサービスが受けられる。	1 4年に1度のカード有効期限更新時に対象世帯に郵送 ・転入時に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に交付。 ・出生などで18歳未満の子どもが3人以上となった世帯に交付。	
1 保育の提供	1 申込先 各施設 2 必要書類等 (1) 給付認定申請書兼利用申込書 (2) 保育を必要とする理由を証明する書類	公立保育所 32園 （公設民営4園含む） （休園2園含む） 私立保育所 30園 公立認定こども園 2園 私立認定こども園 24園 地域型保育事業所 5園
1 負担金、補助金	1 請求先 保育・幼稚園課	私立保育所 30園
1 負担金、補助金	同上	私立認定こども園 24園 地域型保育事業所 5園

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
幼児教育・保育の無償化	子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図り、少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図る。	同上	3歳から5歳児クラスまでの幼稚園、保育所及び認定こども園等を利用する子ども
放課後子ども総合プラン推進事業	児童館・児童センターと小学校内施設（子どもプラザ）等を活用し小学生に対し、放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る。	児童福祉法 S 22. 12. 12 市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例 H30. 4. 1	小学生で、放課後等に保護者が留守の児童及び希望児童。ただし、受入対象児童は施設の状況により異なる。
一時里親委託事業	児童養護施設の児童を一時里親に預け家庭的雰囲気味わうように図る。		1 一時里親及び登録里親になる。
家庭児童相談事業	家庭における適正な児童の養育や福祉の向上を図る。	省令 S 39. 4. 1	特になし
こども広場事業	乳幼児の遊びのスペースと親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報の提供を行う。	市条例 H15. 6. 1	主に0歳から3歳までの乳幼児と保護者（妊婦を含む）
延長保育事業	早朝、夕刻の保育ニーズへの対応を図る。	市実施要綱 H30. 4. 1 国実施要綱 H27. 7. 17	保育短時間（8時間）、保育標準時間（11時間）以外の時間に保育を必要とする児童
心身障害児交流保育事業	心身に障害を有する児童を親子ともに市立指定保育所において、園児との交流を行うことにより心身の発達を促す。	市実施要領	1 心身に障害を有する学齢前の児童 2 篠ノ井愛の樹園に通所している児童

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 幼稚園 月額25,700円まで無料 2 保育所・認定こども園 無料 3 認可外保育施設※ 月額37,000円まで無料 ※「保育の必要性の認定」を受けた家庭のみ	1 子ども・子育て支援新制度移行幼稚園、保育所及び認定こども園の利用料は申請不要 2 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設の利用料 (1) 申請先 保育・幼稚園課 (2) 必要書類等 給付認定申請書ほか (3) 請求先 保育・幼稚園課	
1 実施場所 P 197～199 施設一覧参照 2 利用料金（減免制度あり） ・通常開館時間 月額 2,000円 ・延長時間 朝・夕いずれも30分以内の利用の場合 月額 500円 朝・夕いずれかでも30分を超える利用の場合 月額 1,000円	1 申込先 お住まいの小学校区の放課後子ども総合プラン施設 2 必要書類等 (1) 申込書 (2) 口座振替依頼書 (3) 就労証明書（必要な方） (4) 減免申請書（必要な方）	受入対象児童は各施設へお問い合わせください。
1 年2回実施	1 申請先 子育て家庭福祉課	S 44. 8. 1から開始 長野市里親会規約による事業
1 子どもと家庭の悩みや心配ごと、児童虐待の疑いがある家庭についての相談	1 問い合わせ先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 子育て親子の交流・集いの場の提供 2 子育てコンシェルジュによる子育てに関する相談・援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習の実施	1 問い合わせ先 各こども広場	もんぜんぷら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」 開館時間 10:00～18:00 休館日 第1・3水曜日（祝日の場合はその翌日）及び年末年始 篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」 開館時間 10:00～18:00 休館日 第2・4水曜日（祝日の場合はその翌日）及び年末年始
1 実施場所 保育所等 利用時間及び利用料は各園により異なる。	1 申込先 在籍している保育所等	
1 交流保育所で週1回親子ともに通園し実施する。 2 給食は、希望児のみ実費負担。	1 申請先 保育・幼稚園課 2 必要書類等 (1) 交流保育申請書 (2) 心身状況調査書	交流保育所 西部保育園

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
障害児親子交流体験事業	心身に障害を有する児童とその保護者が公立保育所及び認定こども園において同年齢の入所児童との交流体験を行い、心身の発達を促す。	市要領 H18.12. 1	心身に障害を有し、教育、保育施設を利用していない3、4、5歳児
助産事業	妊産婦の経済的負担の軽減と健康保持を図る。	児童福祉法 第22条	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦
一時預かり事業	一時的又は緊急な保育需要への対応を図る。	市要綱 H30. 4. 1 国実施要綱 H27. 7.17	保護者の就労、急病、育児疲れの解消等の理由により一時的に保育を必要とする小学校就学前の未就園児等
相談事業	子どもに関する様々な相談を受け付ける総合的窓口として、関係機関と連携して適切な支援に結びつける。		子ども及びその保護者と関係者等
にこにこ園訪問事業	発達が気になる園児について、関係機関と連携し、園や保護者に対して相談、支援を行なうとともに、園全体で適切な対応ができるように支援し、子どもの健やかな発達を促す。	市実施要領 H31. 4. 1	公立・私立保育園、幼稚園、認定こども園等に在籍している園児、保護者、担任等
発達相談（すくすく相談）	乳幼児の精神発達や言語発達等について、保護者の疑問や不安に応じ、児に適した支援方法を伝えながら経過観察を行う。	市実施要領 H31. 4. 1	乳幼児の発達について相談を希望した保護者
すくすく広場	精神運動発達・言語発達・社会性コミュニケーションの発達・親子関係で支援が必要と思われる幼児の経過観察と安定した親子関係を築く。	市実施要領 H31. 4. 1	幼児健康診査や教室で保護者から希望があった精神運動発達等の要観察児とその保護者
あそびの教室			すくすく広場の結果で保護者から希望があった精神運動発達等の要観察児とその保護者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 週1回までの利用とし、保護者が付き添う。 2 給食は、希望児のみ実費負担。	1 申請先 保育・幼稚園課 2 必要書類 親子交流体験事業申込書	
1 助産施設 厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院 厚生連長野松代総合病院 長野赤十字病院 2 費用負担額 本人又は扶養義務者の前年度所得に基づき、費用負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を負担。	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 指定園等で実施 加茂保育園、善光寺保育園、山王保育園、柳町保育園（日曜・祝日も実施）、杉の子あびっく保育園、松ヶ丘保育園、中央保育園、共和保育園、綿内保育園、長野大橋保育園、丹波島こども園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん 2 希望理由に応じて週1～3日を上限として利用	1 申込先 利用希望の保育所又は認定こども園、地域型保育事業所	
1 子どもに関する様々な相談	1 問い合わせ先 こども総合支援センター	
1 保健師、保育士、発達相談員が中心になり、教育相談担当者、障害福祉関係者等と連携して各園に出向き、発達に関する相談に応じる。	1 申請先 こども総合支援センター 2 必要書類 (1) にこにこ園訪問申請書 (2) にこにこ園訪問相談票	
発達相談員による相談	問い合わせ先 保健センター こども総合支援センター 申込先 各保健センター	
経過観察・発達相談	問い合わせ先 こども総合支援センター	
継続的な集団での活動 保護者との相談	問い合わせ先 こども総合支援センター	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
乳幼児発達健診	発達に支援が必要な児を早期に発見し、専門的な立場から健全な児童の育成と良好な親子関係の確立を援助する。	市実施要領 H31. 4. 1	「にこにこ園訪問事業」「すくすく広場」や「あそびの教室」の結果、支援が必要と思われる児及び保護者
ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の看護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等、乳児院又は母子生活支援施設において一定期間預かり養育・保護を行う（宿泊を伴う）。	市要綱 H8. 4. 1	長野市に住所を有する16歳未満の児童又は母子で、保護者が以下の事由に該当する場合 1 疾病にかかり、又は負傷していること 2 育児による疲労その他の身体又は精神上の理由があること 3 妊娠中であること又は出産後間がないこと 4 同居の親族を看護していること 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 6 冠婚葬祭又は公的行事等へ参加すること 7 経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子 8 その他市長が特に必要と認める事由
トワイライトステイ事業	保護者が、仕事やその他の理由により平日の夜間または休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設等において一時的に当該児童を預かり養育するサービス。	市要綱 H22. 4. 1	長野市に住所を有する16歳未満の児童
ファミリー・サポート・センター事業	地域における会員同士の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援基盤を整備する事により、保護者等の福祉の増進及びこどもの健やかな育ちを促進する。	市要綱 H13. 4. 1	1 依頼会員 長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町に在住、又は市内に勤務・通学し、生後3ヵ月(病児・病後児(急性疾患に限る)にあつては満1歳)から小学6年生までのお子さんをお持ちの保護者 2 提供会員 市内に在住し、心身共に健康な方

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
個別面接による問診 小児専門医による診察・指導 言語聴覚士による相談	小児科医の診察は発達相談員等を通じて申し込む 言語聴覚士による相談はこども総合支援センターへ	
1 費用負担 ・生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯、緊急一時保護の母 無料 ・市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯 2才未満児 1,100円 2才以上児 1,000円 緊急一時保護の母 300円 ・その他の世帯 2才未満児 5,350円 2才以上児 2,750円 緊急一時保護の母 750円	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 利用申出書、同意書	(委託施設) 善光寺大本願乳児院 雷鳥ホーム 三帰寮 円福寺愛育園 ぼらりす 恵愛 美和荘
1 費用負担 ・生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯 無料 ・市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯の母子、父子、養育者世帯 夜間 300円 休日 350円 ・その他の世帯 夜間 750円 休日 1,350円	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 利用登録申請書 有効期限：利用登録の決定的あつた日の属する年度の3月31日まで (2) 利用申込書、同意書	(委託施設) 善光寺大本願乳児院 雷鳥ホーム 三帰寮 ぼらりす 円福寺愛育園 恵愛 にっこりひろば
1 育児等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)が会員として登録し、依頼会員が子育ての手助けが欲しい時にアドバイザーを通して提供会員に依頼し、相互援助を行います。 報酬 基本預かり 1時間600～700円 病児・病後児預かり 1時間 1,000円	1 登録申し込み先 長野市ファミリー・サポート・センター	もんぜんぷら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」内 026-267-6006

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
地域子育て支援センター事業	子育て親子が交流できる子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感等の緩和を図り、子どもの健やかな育ちを促進する。	国要綱 H26. 5. 29	主に0歳から3歳までの未就園の乳幼児と保護者（妊婦を含む）
子育て活動応援事業	安心して子育てができる地域環境を整備するため、子育てサークルの立ち上げや活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	市要綱 H30. 4. 1	保育所・幼稚園・認定こども園に入所又は入園していない乳幼児の保護者（妊婦を含む）5人以上で構成されるサークル
多子世帯保育料軽減事業	理想の子どもの数を持てる社会の実現に向けて、第3子以降の子どもを産み育てやすい環境を整えるため、第3子以降に係る保育所等の保育料を軽減する。	県要綱 H27. 4. 1 市要綱 H27. 6. 26	国の同時入所要件に該当しない、すべての世帯の第3子以降で、保育所・認定こども園・地域型保育事業所に入所している子ども
子育て世帯訪問支援事業	養育を支援することが特に必要と認められる家庭及びヤングケアラーの家庭に対し、その養育が適切に行われるよう当該居宅において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	市要綱 H21. 8. 1	母子保健事業等により、訪問による養育支援が必要と認められ、以下の状態にある家庭及びヤングケアラーの家庭 (1) 保護者又は妊婦が子育て又は妊娠に不安があり、支援を希望していること (2) 未成年の妊婦、妊婦健康診査の受診をしていない妊婦等が妊娠期からの継続的な支援を特に必要としていること (3) 出産後おおむね1年以内の保護者が、子育てに強い不安があり、孤立感を感じていること (4) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあること (5) 健康診査等の対象とならない年齢の児童又は保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない児童がいること (6) 児童養護施設等を退所した児童等がいること (7) その他市長が定める事由

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育てに関する相談・援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施	1 問い合わせ先 各地域子育て支援センター	地域子育て支援センター（保育所・認定こども園・地域型保育事業所等に併設） 博愛保育園、山王保育園、りんどう保育園、柳町保育園、杉の子あびつく保育園、かざぐるま保育園、松ヶ丘保育園、東部保育園、杉の子保育園、東条保育園、ころぼっくるこども園、丹波島こども園、七二会保育園、豊野ひがし保育園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん、フレンドこども園、ぼらりす
・子育てサークルの設立または設立1年未満で活動を軌道にのせたいサークルの経費（年額50,000円限度） ・サークル構成員以外の者を対象とした研修会やイベント等の開催に要する経費（年額25,000円限度）	1 申請先 保育・幼稚園課 2 必要書類等 (1) 子育て活動応援事業補助金交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 子育てサークル活動概要書	
1 保育所・認定こども園・地域型保育事業所（3歳未満児） ・市民税所得割課税額169,000円未満 無料 ・市民税所得割課税額169,000円以上 軽減限度額 月額6,000円	申請は不要 ※施設に申し込みをする際に、提出する給付認定申請書兼利用申込書に必要事項を記入	
1 育児、家事等の援助 専門的な訪問指導に併せて、必要と判断された場合に行う支援員（委託）による支援 週2日、1日2時間 原則3ヶ月（状況により延長あり）	問い合わせ先 1 育児、家事等の援助 子育て家庭福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室	（育児・家事等の援助委託先） アリスチャイルドメイト 善光寺大本願乳児院 I e c o c o n

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
家庭ごみ処理手数料の減免	紙おむつ等を使用する世帯の経済的負担を軽減するため、一定枚数の可燃ごみ指定袋を交付します。	長野市家庭ごみ処理手数料の減免に関する要領	市内に住所を有する3歳未満の乳幼児 ※施設入所等により紙おむつ等を家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合は対象となりません。
「ながのわくわく子育てLINE」配信事業	妊婦とその配偶者及び0歳から小学校入学前の乳幼児の子育て世帯に対して、妊娠・出産から子育てに関する情報をLINEで提供することで、妊娠・出産や子育ての不安や負担感を軽減するとともに、子育てに喜びを感じていただく。		1 市内に居住する妊婦及び配偶者並びにその家族 2 市内に居住する0歳から小学校入学前の乳幼児の父親、母親及びその家族
病児・病後児保育事業	保護者が仕事等の都合により、病氣中、又は、病氣回復期にある子どもの保育を家庭で行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用施設において、専門職員が一時的な保育を行う。	市要領 H28. 4. 1	長野地域連携中枢都市圏内に在住、又は圏内の保育所等に在籍する生後6ヶ月から就学前の児童で、病氣中又は病氣回復期のため、集団保育等が困難であり、保護者が勤務の都合等の事由により家庭で保育を行うのが困難な場合
子どもの体験・学び応援事業 （「みらいハッ！ケン」プロジェクト）	子どもが体験・学びの機会を通じて自らの好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供するため、市が子どものスポーツ活動、文化活動及び自然体験並びに民間の各種教室その他の体験・学びに係るサービスに利用することができる電子ポイントを付与する	長野市子どもの体験・学び応援事業実施要綱（令和6年3月1日）	対象児童・生徒は、4月1日（基準日）以降において、市の住民基本台帳に記録されている者、準ずるものとして市長が特に認める者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
可燃ごみ（大）30ℓ袋 30枚／年（3年間で最高90枚）	申請は不要 ※市民窓口課又は支所に出生届をした場合、その場で90枚（3年分）を一括でお渡しします。	
登録者の携帯電話等へ出産予定日や子どもの成長に応じたアドバイスや情報をLINEで届ける。 1 マタニティ期 - 胎児の成長過程、妊娠・出産・育児の基礎知識、妊娠生活のアドバイス - 市が行う妊婦健診、産婦健診、マタニティセミナーのお知らせ、産後ケア事業の情報提供など 2 子育て期 - 赤ちゃんのお世話、予防接種、事故予防、産後の体重管理&メンタルヘルス等 - 市が行う健康診査・健康教室、予防接種のご案内、地域子育て支援センター、ファミリー・サポートセンター、こども広場、子育て相談窓口の紹介など 3 入学わくわく準備号 - 年長児を対象に新入学に向けた教育委員会等からのメッセージや入学準備情報	1 「長野市」アカウントを友だち登録し、「受信設定」から「子育て情報」を選択 2 受信したいメッセージを選択し、出産予定日または誕生日を登録	
1 実施施設 - 長野赤十字病院「病後児保育室 ゆりかご」 - 長野松代総合病院「病児保育室 バオバブのおうち」 - 南長野医療センター篠ノ井総合病院「病児保育室あいあい」 - 長野市民病院「病後児保育室ベビーハウスたんぽぽ」 他市外4施設	1 申込先 実施する施設へ申込み	
対象児童・生徒1人につき3万円分のポイントを付与	市から送付するID・仮パスワードにより、専用サイトにてポイント利用登録手続き	

令和6年度

保育料基準額表

単位:円

1号認定（幼稚園、認定こども園）

2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料 (月額)
階層区分	定 義		
A	生活保護世帯		無償
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)		
C	市町村民税所得割課税額	77,100円以下の世帯	
D		211,200円以下の世帯	
E		211,201円以上の世帯	

年齢制限なし
多子制限なし
(小学校3年生以下有り)

年齢制限なし
多子制限なし
(小学校就学前有り)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)							
階層区分	定 義		3歳 以上児	3歳未満児						
				保育標準時間			保育短時間			
				1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護世帯		無償	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	
D1		48,600円以上 60,000円未満		14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	
D2		60,000円以上 76,000円未満		19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	
D3		76,000円以上 97,000円未満		24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	
D4		97,000円以上 123,000円未満		31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	
D5		123,000円以上 148,000円未満		40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	
D6		148,000円以上 169,000円未満		44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	
D7		169,000円以上 219,000円未満		50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	
D8		219,000円以上 265,000円未満		53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	
D9		265,000円以上 301,000円未満		54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	
D10		301,000円以上 397,000円未満		55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	
D11		397,000円以上		56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	

ひとり親世帯等の保育料（市民税額77,100円以下の場合）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)						
階層区分	定 義		3歳 以上児	3歳未満児					
				保育標準時間			保育短時間		
				1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯		無償	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下		1,800	0	0	1,800	0	0

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

1 対 象

3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業などに在園している第3子以降のお子さん

2 軽減額

① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん

保育料全額が軽減となり、無料となります。

② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん

月額最高6,000円の軽減となります。

※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

※認可外保育施設等をご利用の方は、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

公立保育所（皐月かがやきこども園を含む）延長保育料

時 間 帯	保育標準時間(月額)	保育短時間 (月額)
7時00分～7時30分 ※1	1,500円	1,500円
7時30分～8時30分 及び 16時30分～18時30分		1,500円
18時30分～19時00分	1,500円	1,500円

※1 皐月かがやきこども園のみ

- (注) ① A階層（生活保護法による被保護世帯）及びB階層（市町村民税非課税世帯（母子・父子及び障害者世帯））については免除
- ② 保育標準時間の延長保育は以下で実施（保育短時間の延長保育は公立保育所全園で実施）

皐月かがやきこども園・柳町・山王・中央・豊野さつき・豊野ひがし

指定保育所・公立保育所（認定こども園を含む）一時預かり利用料

区分	1日 (8時30分～16時30分)	午前のみ (8時30分～12時30分)	午後のみ (12時30分～16時30分)	時間外（時間外保育実施園のみ）	
				7時30分～8時30分	16時30分～19時00分
3歳未満児	2,300円	1,600円	1,400円	30分につき200円	30分につき200円
3歳以上児	1,300円	900円	800円		

一時預かり指定園	加茂、善光寺、山王、柳町、杉の子あびつく、松ヶ丘、中央、共和、綿内、長野大橋、丹波島こども園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん
----------	--

*上記指定園以外の公立保育園では、余裕があれば一時預かりの受け入れを行っています。
（8:30～16:30まで 土曜日は除く）希望される場合は園にお問い合わせください。

時間外保育実施園 ※2 18:30まで	加茂※2、善光寺、山王、柳町、中央、共和※2、綿内※2、長野大橋、皐月かがやきこども園
------------------------	---

*希望される場合は園にお問い合わせください。

休日一時預かり利用料

区分	1日 (8時30分～16時30分)	午前のみ (8時30分～12時30分)	午後のみ (12時30分～16時30分)	時 間 外	
				7時30分～8時30分	16時30分～19時00分
3歳未満児	3,000円	1,500円	1,500円	30分 300円	30分 300円
3歳以上児	2,000円	1,000円	1,000円		

6 母子福祉関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
児童扶養手当	父母が離婚した場合や、父または母が死亡した等一定要件に該当する児童を養育する父母等に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	児童扶養手当法 S37. 1. 1	1 市内に住所がある者 2 18歳到達の年度末までの児童 〔国民年金法施行令別表2級程度の〕 障害児は20歳未満 3 ひとり親もしくは、父または母が国民年金法施行令別表1級程度の障害者（重度障害者）等 4 制限 (1) 公的年金を受けている場合は差額を支給 (2) 支給対象児童が施設人所及び里親に委託されている場合は支給されない。 (3) 所得制限あり
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭が経済的に自立するよう生活意欲の助長を図り福祉の増進に寄与する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び長野市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則 H11. 4. 1	1 配偶者と死別した市内に住所を有する女子又は男子で現に婚姻をしていない者 2 配偶者と離婚した女子又は男子で現に婚姻していない者 3 配偶者の生死が明らかでない女子又は男子 4 配偶者から遺棄されている女子又は男子 5 配偶者が心身の障害によりその扶養を受けることができない女子又は男子 6 配偶者が長期にわたり拘禁されているためその扶養を受けることのできない女子又は男子 7 現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子については所得制限あり
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童が精神面や経済面で不安定な状態に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られる等、ひとり親家庭の児童が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の児童に対し、学習支援等を行い、ひとり親家庭の児童の生活の向上を図る。	市ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業実施要綱 H28. 6. 1	事業対象者 市内に住所を有する児童扶養手当受給世帯及び児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にあるひとり親家庭の小学校4年生から中学生の児童。なお、必要に応じ、父母のない子どもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭の児童も対象とする。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 第一子 月額 45,500円 （一部支給停止者 45,490～10,740円） 第二子加算 月額 10,750円 （一部支給停止者 10,740～5,380円） 第三子加算 月額 6,450円 （一部支給停止者 6,440～3,230円） 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 奇数月（各支払月の前月分まで）	1 請求先 子育て家庭福祉課又は右の支所（＊） 2 必要書類等 (1) 認定請求書 (2) 戸籍謄本 (3) 年金手帳、年金証書 (4) 保険証 (5) 診断書（父または母が障害者の場合、必要に応じて） (6) 身体障害者手帳又は療育手帳 (7) 支払金融機関の預貯金通帳 (8) その他必要な書類等 (9) 請求者の本人確認書類	＊請求(申請)できる支所 篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条
1 貸付資金 (1) 事業開始（継続）資金 (2) 修学・就学支度資金 (3) 修業資金 (4) 生活資金 (5) 就職支度資金 (6) 医療介護資金 (7) 結婚資金 (8) 技能習得資金 (9) 住（転）宅資金 2 貸付条件 (1) 貸付利子 無利子又は1％ (2) 据置期間 6ヶ月～1年 (3) 償還期間 3年～20年以内（※資金種類により異なります） (4) 口座振替 (5) 違約金（滞納時有）	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 共通 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書 (2) 通帳 (3) 印鑑 (4) 申請者の戸籍謄本 (5) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書 (6) 申請者及び連帯保証人の所得証明書 (7) 申請者及び連帯保証人の納税証明書 (8) その他申立書等（貸付の種別により規定あり） (9) 借用書（貸付決定後）	
・ひとり親家庭の児童に対し支援員が学習支援を行う。 ・児童一人につき週1回とし、1回の学習時間は概ね2時間	1 届出先 子育て家庭福祉課 2 必要書類等 長野市生活・学習支援家庭登録申込書	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自立支援教育訓練 給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援することを目的とする	市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 H15.11. 1	1 母子家庭の母又は父子家庭の父で以下の全ての条件を満たす者 (1) 児童扶養手当を受けている者又は、同様の所得水準の者 (2) 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者 2 対象講座 (1) 雇用保険の一般教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座 (2) 雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座
高等職業訓練促進 給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格の取得を促進するため、養成機関での受講期間のうち4年を上限として訓練促進費を支給し、資格取得を支援することを目的とする	市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 H15.11. 1	1 母子家庭の母又は父子家庭の父で以下の全ての条件を満たす者 (1) 児童扶養手当を受けている者又は、同様の所得水準の者 (2) 養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 2 対象資格 (1)看護師 (2)准看護師 (3)保育士 (4)介護福祉士 (5)作業療法士 (6)理学療法士 (7)歯科衛生士 (8)美容師 (9)社会福祉士 (10)製菓衛生師 (11)調理師 (12)その他市長が認める資格
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童（20歳未満）の主体的な能力開発の取組を支援することを目的とする	市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 H28. 3.31	1 ひとり親家庭の親及び児童（20歳未満）で以下の全ての条件を満たす者 (1) 児童扶養手当を受けている者又は、同様の所得水準の者 (2) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者 (3) 過去に当該給付金の支給を受けていない者 2 対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信によるものを含む。）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 (1) 2(1)の講座 受講料の60%（上限20万円） (2) 2(2)の講座 受講料の60%（上限160万円） ※40万円×修学年数が上限 (3) 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合、上記(1)(2)の額から雇用保険法の教育訓練給付金の額を差し引いた額 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 講座修了後	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室（講座受講前に相談が必要です） 2 必要書類等 (1) 長野市自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書 (2) 長野市自立支援教育訓練給付金支給申請書 (3) その他必要書類	
1 訓練促進給付金 修業期間中4年を上限に支給 市民税非課税世帯 月額100,000円 課税世帯 月額70,500円 ※修業期間の最後の1年間は月額40,000円を加算する 2 修了支援給付金 訓練修了日を経過した日以後に支給 市民税非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 長野市高等職業訓練促進給付金等支給申請書 (2) その他必要書類	
1 支給額 (1) 受講開始時給付金 受講費用の40%（上限20万円） ※通信制は上限10万円 (2) 受講修了時給付金 受講費用の10%（(1)と合わせて上限25万円） ※通信制は上限12万5千円 (3) 合格時給付金 受講費用の10%（(1)(2)と合わせて30万円） ※通信制は上限15万円 2 支給方法 口座振替	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室（講座受講前に相談が必要です） 2 必要書類等 (1) 長野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書 (2) 長野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書 (3) その他必要書類	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ひとり親家庭等児童高等学校通学費援護金	ひとり親家庭等の児童が高等学校等への通学に要する費用について援助	市ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金支給要綱 H5. 9. 7	1 自宅から学校までの距離が2 km以上で、鉄道（J R、私鉄）及び路線バスを利用している者 2 所得制限あり
母子・父子相談事業	母子家庭又は父子家庭の身の上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行い、母子家庭等の福祉の向上を図る。	母子及び父子並びに寡婦福祉法 S 39. 7. 1	特になし
女性相談事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等の規定による困難な問題を抱える女性等について相談支援を行う。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 R6. 4. 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配暴法ともDV防止法ともいう） H13. 4. 13	特になし
母子生活支援施設	支援を要する母子を保護するとともに、生活を支援することにより自立の促進を図る。	児童福祉法 市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例（旧長野市母子寮設置及び使用条例） S 41. 10. 16	配偶者のない女子等で、支援を要する母子
J R 通勤定期乗車券特別割引	ひとり親家庭の者が通勤に要する費用についての援助		児童扶養手当又は生活保護受給世帯の方

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 バス・電車の1ヶ月の通学費に相当する額の1／2の額（ただし支給月額5,000円を上限とする） 2 支給方法 11座振替 3 支給時期（年2回） 10月・4月	1 申請先 子育て家庭福祉課 2 必要書類 (1) ひとり親家庭等児童高等学校通学費援護金支給申請書 (2) 交通機関の定期乗車券の写し等 (3) その他必要書類	※当該年度に係る分の通学費を対象とする。
1 母子及び父子家族の自立に向けた生活上の相談及び支援を行う	1 問い合わせ先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 家庭生活の破綻、離婚など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配事の相談	1 問い合わせ先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 母子生活支援施設 2 費用負担額 前年度所得に基づき、費用負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を負担。	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室	
J R 通勤定期乗車券が特別割引（3割引）で購入可能	1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 ・交付申請書 ・本人確認書類 ・顔写真	

7 生活保護関係

1) 生活保護法

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護法	生活に困窮するすべての国民に対して、必要な保護を行うことにより健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする。	生活保護法 S 25. 5. 4	生活に困窮する者で、その者が利用し得る現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者

2) 各種給付事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護世帯児童等援護事業	被保護世帯の児童を対象とし、保育所入所から中学校又は特別支援学校の中学部を卒業までの児童生徒の保育修学及び就職等に必要な物品を支給し、健全な育成と自立更进行を助長する。	市生活保護世帯児童生徒援護金要綱 S 56. 10. 1	生活保護法による被保護世帯に属する児童生徒
授産所通所作業員就労奨励費支給事業	勤労意欲を助長するため、就労奨励費（通勤費の一部）を支給し、自立更生を図る。	市授産所作業員就労奨励費支給要綱 S 52. 10. 1	授産所（保護施設）作業員のうち、身体上又は精神上の障害者で、電車、バス等の交通機関を利用している者。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
生活扶助 住宅扶助 教育扶助 医療扶助 介護扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助	申請先 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	

給付内容		申請手続	備考
下表		申請先 生活支援課又は福祉政策課篠ノ井分室	
援 護 の 種 類		援護の程度（1人につき）	支給時期
(イ)	保育所新規入所児童の支度に要するもの	10,000円相当	3月
(ロ)	小・中学校入学児童生徒の支度に要するもの	7,000円相当	3月
(ハ)	中学校卒業生徒の就職又は進学に要するもの	10,000円相当	3月
1 給付内容 1日あたり交通実費の1／2の額 (250円限度)		申請先 生活支援課	

3) 各種減免制度

名 称	準 拠 法	要 件
税金の減免	市税条例第41条、71条 S42. 1. 9	1 市民税—生活保護の規程による保護を受けている者 2 固定資産税—貧困により生活のため公私の扶助を受けている者
国民年金保険料の免除	国民年金法89－2、90－2 S34.11. 1	1 法定免除—生活保護による生活扶助受給期間 2 申請免除—生活保護法による生活扶助以外の扶助受給期間
ごみ処理手数料の減免	市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条及び長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第12条ただし書 S48. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
し尿汲取手数料の減免	市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条 S48. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
下水道使用料の減免	市公共下水道条例第32条 S62. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
NHK放送受信料の減免	日本放送協会免除基準 1－8 S43. 4. 1	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
市立高等学校の授業料の減免	長野市立学校の授業料等に関する条例第5条 S41.10.16	生活保護法に規定する保護を受けている者
県立高等学校の授業料の減免	長野県高等学校授業料等徴収条例第3条 S52. 3.28	生活保護法に規定する保護を受けている者
私立高等学校の授業料の減免	(私立高等学校授業料等軽減事業補助金)	生活保護法に規定する保護を受けている者
県営水道基本料金の減免	県営水道条例第22条 S38. 3.22	生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
がん検診・予防接種等の自己負担金の減免		生活保護法に規定する保護を受けている者 中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者
J R 運賃 (通勤定期)	厚生労働省社会・児童家庭局長通知	生活保護法に規定する保護を受けている者

内 容	中 請 手 続	備 考
1 市民税 全額免除 2 固定資産税 全額免除	1 申請先 財政部市民税課 又は資産税課 2 必要書類等 (1) 減免申請書 (2) 保護証明書	
全額免除	申請先 保健福祉部国保・高齢者医療課国民年金室	
ごみ袋及び粗大ゴミシールを一定枚数支給する。	不要	
全額免除	申請先 生活環境課	
全額免除	申請先 上下水道局営業課	
全額免除	申請先 NHK長野放送局	
授業料の全額免除	申請先 通学している学校	
授業料の全額免除	申請先 通学している学校	
全日制課程の生徒については授業料の全額免除 (通信制課程は授業料の10分の5の額) が軽減されます。	申請先 通学している学校	入学金の軽減制度があります。
水道メーター口径13mmの基本料金1ヶ月10㎡までが706円になります。	申請先 県営水道	
がん検診等・高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種など(事業内容・要件など詳細は市保健所・保健センターへお問い合わせ下さい。)	受診時に受付へ必要書類を提出又は提示 必要書類(発行窓口:生活支援課又は福祉政策課篠ノ井分室) ・生活保護受給者…受給証明書 ・特定中国残留邦人等支援給付受給者…本人確認証	
通勤定期 3割引	申請先 生活支援課又は福祉政策課篠ノ井分室	

4）最低生活基準額（収入がない場合の一ヶ月当りの最低生活費）

令和6. 4. 1現在

保 護 の 種 類		3人世帯 (夫婦子1人世帯) 33歳 29歳 4歳	高齢者夫婦世帯 72歳 67歳
第 一 類		144,290円	115,230円
第 二 類			
教 育 費		—	—
住 宅 費		実費（上限額47,000円）	実費（上限額43,000円）
冬 季 加 算（11月～4月）		12,030	10,590
期 末 一 時 扶 助（12月）		21,640	21,000
母 子 加 算		—	—
児 童 養 育 加 算		10,190	—
基 準 月 額	5～10月	154,480＋住宅費	115,230＋住宅費
	11、1、2、3、4月	166,510＋住宅費	125,820＋住宅費
	12月	188,150＋住宅費	146,820＋住宅費
	5月～10月一人当り	51,493（住宅費別）	57,615（住宅費別）

※第一類、第二類については、基準改定に伴う激変緩和措置により、第一類、第二類の合計額を用いた

5）生活保護受給者等の就労支援事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を支援対象者として、自治体にハローワークの常設相談窓口の設置などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、支援対象者について、ハローワークと自治体が一体的となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。	生活保護受給者等 就労自立促進事業 実施要領	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている者等の内、稼働能力がある者や就労意欲の喚起を行う中で就労意欲が高い者が対象
被保護者就労支援 事業	生活保護受給者の就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、就労による自立を促進する。	被保護者就労支援 事業の実施について（社援保発0331第20平成27年3月31日付け、厚生労働省社会・援護局保護課長通達）	生活保護受給者の内、中高年齢者や就労阻害要因がある者を支援対象者とする。

高齢者単身世帯 70歳	母子3人世帯 30歳 9歳 4歳	備 考
71,990円	143,960円	1 住宅費(平成27. 7. 1改定) 単身世帯 36,000円 2人世帯 43,000円 3～5人世帯 47,000円 6人世帯 50,000円 7人以上 56,000円以内の実費支給 2 給食費は実費支給 3 学習支援費（クラブ活動費用）の年間上限金額 ・小学校 16,000円 ・中学校 59,800円 ・高校 84,600円
—	(小3) 2,600円	
実費（上限額36,000円）	実費（上限額47,000円）	
7,460	12,030	
12,880	21,640	
—	21,800	
—	20,380	
71,990＋住宅費	188,740＋住宅費	
79,450＋住宅費	200,770＋住宅費	
92,330＋住宅費	222,410＋住宅費	
71,990（住宅費別）	62,913（住宅費別）	

計算式により算出される。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員が、ハローワークの就職支援ナビゲーターと就労支援チームを結成し、支援対象者を選定した上で、支援対象者に合った個別的就労支援プランを策定後職業相談・職業紹介・就職後のフォローアップなど就職支援を実施する。	問い合わせ先 ハローワーク長野福祉・就労支援コーナー（生活支援課内） TEL 224－8467 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	
福祉事務所の就労支援員が、ケースワーカーや各機関と連携しながら、支援対象者と面接相談を行ったりハローワークへの同行など就労支援を実施する。	問い合わせ先 生活支援課又は 福祉政策課篠ノ井分室	

6) 生活困窮者自立支援制度

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	生活困窮者自立支援法 H25.12.13	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
生活困窮者住居確保給付金			現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者で、次の事項のいずれにも該当する者 1 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること イ 離職の場合又は事業を行う者が当該事業を廃止した場合 住居確保給付金の支給を申請した日において、離職した日又は事業を廃止した日から起算して2年を経過していない者であること ロ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況がイの場合と同等程度の状況にある場合 住居確保給付金の支給を申請した日が属する月において、上に掲げる状況にある者であること 2 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること イ 1イの場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者であること ロ 1ロの場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者であること

給 付 内 容	中 請 手 続	備 考
1 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う 2 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのおっせんを行う 3 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助を行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター（まいさば長野市） 大字鶴賀緑町1714－5 長野市ふれあい福祉センター内 TEL 219－6880	
生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター（まいさば長野市） 大字鶴賀緑町1714－5 長野市ふれあい福祉センター内 TEL 219－6880	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
			3 申請口の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、基準額（＊）及び生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（家賃の額が住宅扶助費に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること 4 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が、基準に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること 5 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと ＊市町村民税均等割が非課税となる収入額の1／12
生活困窮者家計改善支援事業			現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えている者
生活困窮者就労準備支援事業			現に生活に困窮し、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者 1 生活保護受給者 2 生活困窮者 (1) 次のいずれにも該当する者 ① 申請日の属する月における申請者(事業の利用を申請した者。以下、同じ。)及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること ② 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、「基準額」×6以下であること (2) (1)に該当する者に準ずる者として本市が認める者 ① (1)に該当する者に準ずる者として法第4条第3項に規定する本市が本事業による支援が必要であると認める者であること

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター（まいさば長野市） 大字鶴賀緑町1714－5 長野市ふれあい福祉センター内 TEL 219－6880	
一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター（まいさば長野市） 大字鶴賀緑町1714－5 長野市ふれあい福祉センター内 TEL 219－6880	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
生活困窮者一時生活支援事業			現に生活に困窮し、一定の住居を持たない者で、次の事項のいずれにも該当する者 1 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること 2 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること
生活困窮者学習支援事業			1 生活保護世帯の小学生から高校生世代までの児童・生徒 2 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議において、本事業の対象とした小学生から高校生世代までの児童・生徒

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
宿泊場所の供与、食事の提供等を行う	問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター （まいさば長野市） 大字鶴賀緑町1714－5 長野市ふれあい福祉センター内 Tel. 219－6880	
基礎学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学及び卒業を支援する	対象者の選定 1 生活保護世帯 市のケースワーカーが、本事業による支援が適当と判断した対象世帯に対し面接し、事業の説明を行い、参加を呼びかける 2 生活困窮世帯 自立相談支援機関によるアセスメント・スクリーニングの結果、本事業による支援が適当と判断した支援世帯に対し面接し、事業の説明を行い、参加を呼びかける 問い合わせ先 生活支援課又は 長野市生活就労支援センター （まいさば長野市） （生活困窮世帯の場合）	

8 その他の福祉

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
海外引揚者等援護事業	市に定着する海外引揚者及び一時帰国する海外残留者の援護を図る。	市海外引揚者等援護事業補助金交付要綱 S 49. 1. 18	1 市に定着する海外引揚者 2 一時帰国する海外残留者で当該留守家族が市内に居住している者
中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等とその配偶者が、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができることを目的とする。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 H6. 4. 6	特定中国残留邦人等とその配偶者で、老齢基礎年金制度の対応によっても、なお、生活の安定が十分に図れず、その世帯の収入等が、厚生労働大臣の定める保護の基準を下回る者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 永住帰国者への援護 (1) 生活物品等の購入のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 100,000円 + 世帯人員× 50,000円 (2) 就職のための衣類等の購入に必要な経費の助成 1 人当たり 38,000円 (3) 入居住宅の改造、補修等のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 300,000円 (4) 激励金 世帯主 10,000円 大人（世帯主を除く） 1 人当たり 7,000円 子供 1 人当たり 5,000円 2 一時帰国者への援護 (1) 渡航旅費 海外残留地と市の往復旅費 (2) 滞在中の衣類等の購入のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 50,000円 + 世帯人員× 25,000円	1 申請先 福祉政策課 2 必要書類等 (1) 海外引揚者等援護事業補助金交付申請書 (2) 引揚証明書の写し (3) 印鑑	永住（激励金を除く）、一時帰国とも 1 / 2 県補助
1 支援給付 (1) 生活支援給付 (2) 住宅支援給付 (3) 医療支援給付 (4) 介護支援給付 (5) 出産支援給付 (6) 生業支援給付 (7) 葬祭支援給付 2 配偶者支援金の支給	申請先 生活支援課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等が行う日 本語学習等に要する経費に 対し補助金を交付し、中国 残留邦人等の地域生活にお ける自立を支援することを 目的とする。	市中国残留 邦人等地域 生活支援補 助金交付要 綱 H20.12.22	市内に居住する中国残留邦人等で、 次の要件に該当する者 (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成6年法律第 30号。）第2条第1項に規定する 中国残留邦人等 (2) 同法第6条第1項に規定する永 住帰国する中国残留邦人等と本邦 で生活を共にするために本邦に入 国する当該中国残留邦人等の親族 等であって厚生労働省令で定める もの（本邦に永住する目的で帰国 した者に限る。）
戸隠福祉企業セン ター	身体上若しくは精神上の 理由又は世帯の事情により 就業能力の限られいる者に 対して、就労又は技能の修 得のために必要な機会及び 便宜を与えて、その自立の 助長を図る。	長野市授産 施設の設置 及び管理に 関する条例 H16.12.28	1 生活保護法の規定による要保護者 2 身体障害者福祉法の規定による身 体障害者 3 知的障害者福祉法の規定による知 的障害者 4 上記のほか、身体上若しくは精神 上の理由又は世帯の事情により就業 能力の限られている者で市長が特に 認めるもの 5 1～4にかかわらず、授産施設の 定員に余裕があると市長が認める場 合は、1～4の者以外の者も利用す ることができる
信州新町授産セン ター			
中条社会就労セン タ			
災害弔慰金	自然災害により死亡され た方の遺族に対して支給す る。	災害弔慰金 の支給等に 関する法律	【対象となる災害】 自然災害で1市町村において住居が5 世帯以上滅失した災害等 【支給対象】 災害により死亡した人の遺族 【支給範囲及び順位】 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※上記のいずれも存しない場合には兄 弟姉妹（死亡当時、死亡した者と同 居し、生計を同じくしていた者に限 る）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
(1) 中国帰国者支援・交流センター 等が行う日本語教室（市長が認め るものに限る。）に通学するため 必要な交通費（その者の住居と当 該日本語教室の場所との間を往復 するための交通費に限る。） 1つのプログラムにつき 年額100,000円 (2) 前号の日本語教室における日本 語学習に必要な教材費 1つのプログラムにつき 年額10,000円 (3) 語学等の自学自習に必要な教材 費 年額10,000円 (4) 就労に役立つ資格を取得するこ とを目的とした各種学校法人が開 催する講座等の受講料 一の講座の受講につき 年額200,000円 (5) 就労に役立つ資格を取得するこ とを目的とした資格試験の受験料 一の資格試験の受験につき 10,000円 (6) 中国残留邦人等を対象とした地 域で実施する交流事業に参加する ため必要な交通費（その者の住居 と交流事業の実施場所との間を往 復するための交通費に限る。） 一の交流事業への参加につき 年額100,000円	申請先 生活支援課	
施設利用者は、施設に通所し、作 業(※)を行い、その対価(工賃)を得 る。 (※)主な作業 戸隠：贈答用食品包装・箱詰 め、フルーツキャップの 作成等 信州新町：食料品の包装・箱 折、工業製品の検品 等 中条：工業製品の検品、フルー ツキャップの作成等	問い合わせ先 戸隠福祉企業センター (254-2179)	
	問い合わせ先 信州新町授産センター (262-2304)	
	問い合わせ先 中条社会就労センター (267-2216)	
・生計維持者が死亡した場合：500 万円 ・その他の者が死亡した場合：250 万円	申請先 福祉政策課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
災害障害見舞金	自然災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律	【対象となる災害】 自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 【災害により以下のような重い障害を受けた方】 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
被災者生活再建支援（国）	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。	被災者生活再建支援法 H10. 5	【支援法の対象となる自然災害】 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 【支給対象】 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円	申請先 福祉政策課	
次の2つの支援金の合計額を支給する。（中規模半壊世帯を除く） （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4となる。） ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ○住宅の被害程度／支給額 全壊・解体（半壊）・長期避難／100万円 大規模半壊／50万円 中規模半壊／なし ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ○住宅の再建方法／支給額 全壊・解体（半壊）・長期避難・大規模半壊 建設・購入／200万円 補修／100万円 賃借（公営住宅を除く）／50万円 中規模半壊 建設・購入／100万円 補修／50万円 賃借（公営住宅を除く）／25万円	申請先 福祉政策課	申請期限は、基礎支援金は災害の発生した日から13か月以内、加算支援金は37か月以内となる。 ※中規模半壊世帯への支援金は、令和2年7月豪雨災害以降に適用

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
信州（長野市）被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。 【※長野県内で発生した災害において、被災者生活再建支援法の対象とならなかった市町村の被災者等に対する法制度と同等の支援を行う】	長野市被災者生活再建支援金交付要綱 H31. 7. 26	【対象となる自然災害】 市内において、自然災害により、住家半壊 1 世帯以上の被害が生じた場合 【支給対象】 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） 6 住宅が半壊し、補修を行わなければ居住することが困難な世帯（半壊世帯） ※被災者生活再建支援（国）の対象となる場合は本制度の対象とならない。
災害援護資金貸付金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けする。	災害弔慰金の支給等に関する法律	【対象となる自然災害】 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害 【貸付対象】以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上 ② 家財の 1／3 以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流出（※所得制限あり） 世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額が次の範囲内であること。 1 人世帯 220 万円 2 人世帯 430 万円 3 人世帯 620 万円 4 人世帯 730 万円 5 人以上の世帯の場合は、4 人より 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1, 270 万円とする。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
次の 2 つの支援金の合計額を支給する。 （世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 3／4 となる。） ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ○住宅の被害程度／支給額 全壊・解体・長期避難／100 万円 大規模半壊／50 万円 中規模半壊・半壊／25 万円 ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ○住宅の再建方法／支給額 全壊・解体・長期避難・大規模半壊 建設・購入／200 万円 補修／100 万円 賃借（公営住宅を除く）／50 万円 中規模半壊 建設・購入／100 万円 補修／50 万円 賃借（公営住宅を除く）／25 万円 半壊 建設・購入／25 万円 補修／25 万円 賃借（公営住宅を除く）／12. 5 万円	申請先 福祉政策課	申請期限は、基礎支援金は災害の発生した日から 13 か月以内、加算支援金は 37 か月以内となる。
貸付限度額 ① 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ 150 万円 イ 家財の 3 分の 1 以上の損害 250 万円 ウ 住居の半壊 270 万円 エ 住居の全壊 350 万円 ② 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合 ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円 イ 住居の半壊 170 万円 ウ 住居の全壊（エの場合を除く） 250 万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350 万円 貸付利率 年 1. 5％（据置期間中は無利子） 据置期間 3 年以内（特別の場合 5 年） 償還期間 10 年以内（据置期間を含む）	申請先 福祉政策課	申請期限は、災害の発生した月の翌月から 3 か月以内

9 社会福祉協議会関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ふれあい福祉センター	社会福祉に関する各種の相談に応じるとともに、社会福祉に関する活動の場を提供し、市民の福祉の増進を図る。 社会福祉協議会事務局、ボランティアセンター、権利擁護センター、生活就労支援センター、ふれあい介護サービスセンター、老人クラブ連合会事務局を設置する。	長野市ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例 H6. 3.30	会議室・ホール等利用できる人 1 市内において社会福祉に関する活動を行う団体又は個人 2 市内に居住する高齢者、障害者等
信州新町福祉センター	社会福祉に関する活動の場を提供し、市民の福祉の増進を図る。	長野市信州新町福祉センターの設置及び管理に関する条例 H21.12.28	会議室・ホール等利用できる人 1 市内において社会福祉に関する活動を行う団体又は個人 2 市内に居住する高齢者、障害者等
生活福祉資金貸付事業① 「総合支援資金」	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、貸し付けと相談支援を行い自立を支援する。	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	次のいずれにも該当すること 1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受け、低所得者世帯であって収入の減少や失業によって生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている。 2 借入申込者の本人確認が可能であること。 3 現に住宅を有している、または住宅の確保が確実に見込まれること 4 支援を行うことにより自立した生活を営むことが見込まれ、償還が見込まれること 5 雇用保険等公的貸付または公的貸付を受けていないこと 6 連帯保証人原則 1 名（要相談）
生活福祉資金貸付事業② 「福祉資金」 ア 福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用。	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	1 低所得世帯であること 2 連帯保証人原則 1 名 3 民生委員の意見書 4 状況により連帯借受人が必要

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
研修室、会議室、料理実習室、ホール 1 使用時間 午前 9 時～午後10時 2 休 館 日 毎月第 3 日曜日 年末年始	問い合わせ先 市社会福祉協議会総務課（指定管理者） (225－1234)	
会議室、集会室、料理実習室 1 使用時間 午前 9 時～午後 9 時 毎月の 2 日、12 日及び22 日にあつては、午前 9 時～午後 5 時までとする。 2 休 館 日 毎月第 3 日曜日 年末年始	問い合わせ先 信州新町福祉センター (262－3211)	
1 貸付限度額 生活支援費（生活再建までの必要な生活費） 月額20万円（単身者は15万円）以内×原則は 3 ヲ月、12月以内 住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費40万円以内） 一時生活再建費（生活再建に必要な費用であつて、日常生活費で賄うことが困難な経費 60万円以内） 2 貸付利率 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%） 3 償還期間 最終貸付の後、6 ヲ月以内の据置、返済期間10年以内 債務の返済は対象外。 住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付けにあたつては、家賃相当額を含みません。	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課本部（219－6881） みなみ出張所（214－9061） 2 必要書類 ① 健康保険証の写し ② 住民票 ③ 生活困窮の状況が明らかになる書類等 ④ 連帯保証人の住民票・資力を明らかにする書類 ⑤ 求職活動等の自立に向けた計画書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%）
1 生業を営むために必要な経費 460万円以内 2 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能を習得する期間が、6 月程度130万円、1 年程度220万円、2 年程度400万円、3 年程度580万円） 3 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 250万円以内 4 福祉用具等の購入に必要な経費 170万円以内 5 障害者用自動車の購入に必要な経費 250万円以内 6 中国残留邦人にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 513.6万円	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課本部（219－6881） みなみ出張所（214－9061） 2 必要書類 ① 健康保険証の写し ② 住民票 ③ 収入関係書類 ④ 金融資産関係書類 ⑤ 連帯保証人の住民票・課税証明書 ⑥ 資金が必要となることを証明する書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%）

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
イ 緊急小口資金			1 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。 2 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。
生活福祉資金③「教育支援資金」	低所得者世帯に属するものが高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費及び入学に際し必要な経費	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10.1	1 低所得世帯であること 2 連帯借受人原則1名 3 民生委員の意見書 4 入学すること又は在学していることがわかる書類
生活福祉資金④「不動産担保型生活資金」	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10.1	次のいずれにも該当すること 1 単独所有の概ね1,000万円以上の資産価値の宅地に居住していること 2 利用権、抵当権等の担保権が設定されていないこと 3 世帯の構成員が65歳以上であること 4 低所得者世帯であること 5 推定相続人を連帯保証人とする

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
7 負傷又は疾病の療養にかかる経費及びその療養期間中の生計を維持するための経費 170万円以内（1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内） 8 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するための経費 170万円以内（1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内） 9 災害を受けた時に必要となる経費 150万円以内 10 冠婚葬祭に必要な経費 50万円以内 11 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 50万円以内 12 就職、技能習得等の支度に必要な経費 50万円以内 13 その他日常生活上一時的に必要な経費 50万円以内		
緊急一時的に生計を維持することが困難になった場合に貸し付ける少額の費用 10万円以内		
高校月額3.5万円、高専・短大月額6.0万円大学月額6.5万円以内（特に必要と認める場合に限り、上記貸付限度額の1.5倍まで貸付可能） 入学支度金 50万円以内	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課本部（219－6881） みなみ出張所（214－9061） 2 必要書類 ① 健康保険証の写し ② 住民票 ③ 収入関係書類 ④ 金融資産関係書類 ⑤ 資金が必要となることを証明する書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は0％
貸付限度額 土地の評価額の概ね7割 貸付月額 30万円以内 交付単位 3か月ごと交付 償還 借受人の死亡等の後、一括償還	申込み手続きや提出書類については、市社会福祉協議会へおたずねください。	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの		次のいずれにも該当すること 1 単独所有の概ね500万円以上の資産価値の不動産に居住を希望していること 2 利用権、抵当権等の担保権が設定されていないこと 3 本制度を利用しなければ生活保護の受給を要する要保護世帯と保護の実施機関が認めた世帯
災害見舞金事業	交通または災害の事故による被災家族に対し、その福祉の増進を図るため、見舞金品を支給する。	市社協要綱 交通・災害による被災者弔慰金・見舞金支給に関する要綱 R2. 4. 1 (県共同募金会) 災害援護金配分要綱 H11. 4. 1 (日赤県支部) 災害被災者見舞規程 H18. 4. 1	1 市内に居住する者
交通・災害遺児見舞金支給事業	交通又は災害の事故による遺児等に対し、その福祉の増進を図る。	交通・災害遺児見舞金支給要綱 (県社協) H27. 4. 1	・見舞金 市内に居住する、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により、父又は母が死亡し、又は国民年金法による障害程度1級に相当する障害となった者（父が死亡した後に出生した子を含む。）。
地域たすけあい事業 ◎家事・生活・移動支援 ◎福祉移送	高齢者や障害者等が、日常生活で困った時に地域住民の参加により家事援助サービスなどを提供し、生活を支援する。 高齢・障害などで、単独での歩行が困難な方の通院等を地域住民の参加による福祉移送サービスで支援する。	市社協要綱 地域たすけあい事業要綱 H20. 4. 1	市内に居住する高齢者及び障害者など、日常生活を営むのに支障のある方 市内に居住する介護認定者、身体障害者手帳所持者及び精神・知的障害者で、単独では公共交通機関の利用が困難な方。

給付内容		申請手続		備考
貸付限度額	居住用不動産の評価額の概ね7割（集合住宅の場合は5割）	保護実施機関が書類を整え、市社協を経由して県社協へ申し込む。		
貸付月額	保護実施機関が定めた貸付基準額			
交付単位 償還	1か月ごと交付 借受人の死亡等の後、一括償還			
罹災者見舞				
種別		社協	県共募	日赤県支部
全焼・全壊 （居宅対象） 半焼・半壊 床上浸水		1世帯 10,000円	1世帯 10,000円（※）	毛布1人1枚
事故死	災害死亡	1人10,000円	1人10,000円	1人10,000円
	上記以外	1人10,000円	—	—
※ 寄宿舍、下宿、病院等一家屋内に集団で生活している者が罹災したときは、一人について5,000円				
※ 申請先 市社会福祉協議会総務課（225－1234）				
遺児等1人につき150,000円		1 申請先 市社会福祉協議会総務課（225－1234） 2 必要書類 交通・災害遺児見舞金支給申請書		
1 利用時間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く） 2 利用料 ・ 家事援助サービス 500円など各地区の設定による（1回又は1時間以内） ・ 福祉移送サービス 600円（1回又は1時間以内） ※利用券は事前購入		1 問い合わせ先 市社会福祉協議会地域福祉課（227－3030） 2 必要書類 会員申込書		

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ボランティアセンターの開設・運営事業	市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの振興、情報提供、連絡調整を行う。	市 ボ ラ ン ティアセン ター運営要 綱 S 52. 6. 29	1 ボランティアセンターの開設 市民へのボランティア活動の普及とボランティア活動拠点としてボランティアセンターを開設し、会場を提供
			2 ボランティア情報の提供
			3 ボランティア活動支援事業 ボランティア活動の相談・需給調整と養成研修。
			4 ボランティアの振興事業 ボランティア活動事業への助成
地区ボランティアセンター助成金交付事業	地区ボランティア活動や支えあい活動の拠点となるボランティアセンターを設置しようとする地区住民自治協議会へ助成することにより地域のボランティア活動の促進を図る。	地区ボラン ティアセン ター助成金 交付要綱 （H23. 4. 1）	長野市地域福祉推進事業の地域福祉活動計画を作成し、地域福祉ワーカーが配置されている地区であること。
福祉のまちづくりを進めるための実践事業	地域福祉活動の振興のもとに地域福祉、在宅福祉の向上を図る。	市社協要綱 福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付要綱 H24. 4. 1	1 地区が行う地域づくり、当事者組織づくり、地域実践活動に対し助成する。 2 申請者は、地区住民自治協議会

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
・場所 ふれあい福祉センター 1階 ・使用時間 平日 8：30～20：00 土日 9：00～17：45 ふれあい福祉センター休館日及び平日の祝休日を除く ・使用者範囲 ボランティア活動を行う者 ・ボランティア情報紙かわらばんの発行 ・ホームページによる情報提供 https://www.csw-naganocity.or.jp/ ・LINE公式アカウントによる情報提供 QRコード  ID検索 @l54yezic ・ボランティアの登録・斡旋・調整 ・地域づくり・ボランティア講座 ・ボランティアのつどい ・ボランティアグループが行う先駆的事业に対して予算の範囲内で助成	1 申請先（問い合わせ先） 市ボランティアセンター （227－3707）	使用にあたっては、市ボランティアセンターへの登録が必要となります。
30万円以内	申請先 市ボランティアセンター （227－3707）	地区ボランティア活動拠点整備事業及びボランティアの養成支援事業を対象事業とする。
1 交付額 予算の範囲内 2 交付方法 口座振込	1 申請先 市社会福祉協議会地域福祉課（227－3030） 2 必要書類 (1) 福祉のまちづくりを進めるための実践事業補助金交付申請書 (2) 事業計画及び予算書	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
福祉総合相談事業	1 相談事業 「誰にも相談できない」「どこに相談したらよいかわからない」「一人では解決できない」このような住民の様々な相談に対し、専任の相談員が応じるとともに、専門機関等と連携をとりながら総合的に解決していける相談活動を行うことを目的とする。	総合相談事業実施要綱 H19. 4. 1	1 きぼう相談（本部・出張） ・住民が抱える悩み、心配ごと全てを対象とした一般相談を行う。 2 専門相談（法律） ・寄せられた相談の中で、法律及び成年後見的な見地から助言が必要なものについて、弁護士による専門相談を行う。 3 福祉総合相談 ・きぼう相談と連携して、解決困難な相談等について専門機関等と連携をとりながら総合的に解決していける相談活動を行う。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が出来るよう、福祉サービスの利用援助を行う。	日常生活自立支援事業実施要綱 H20. 4. 1	1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者で、福祉サービスの利用手続及び利用料の支払い等を含む日常的な金銭管理について、本人が自分の判断で適切に行うことが困難であると認められる者。 2 本事業の契約に際して内容等認識し得る能力を有していると認められる者、また判断能力が不十分であっても後見人等との間で必要な契約を締結することができる者。
暮らしのあんしんサービス事業	日常生活において自らの財産管理や保全が困難な高齢者、障害者等に対し、住みなれた地域で安心して生活が送れるようにするため、契約に基づき日常的な金銭管理及び書類等の預かりサービスを行うことを目的とする。	暮らしのあんしんサービス事業実施規程 H13. 6. 1	1 長野市に居住する者で、次のいずれかの要件に該当し、本人が日常的な金銭管理及び財産保全を適切に行うことが困難であると認められる者。 ・おおむね65歳以上の者 ・歩行困難等により外出が困難な者 ・その他社協会長が必要と認める者 2 本事業の契約内容について援助の開始に必要な契約を締結できる者。

給付内容	申請手続	備考														
<table><tr><th>相談名称</th><th>場所・日時・電話</th></tr><tr><td>1 きぼう相談(本部)</td><td>場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226－8200</td></tr><tr><td>きぼう相談(出張)</td><td>場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292－1151</td></tr><tr><td colspan="2">※電話・面接相談とも予約は不要。</td></tr><tr><td>2 専門相談（法律相談）</td><td>場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00</td></tr><tr><td colspan="2">※あらかじめ予約が必要 電話：226－8200</td></tr><tr><td>3 福祉総合相談</td><td>場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219－6880</td></tr></table>		相談名称	場所・日時・電話	1 きぼう相談(本部)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226－8200	きぼう相談(出張)	場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292－1151	※電話・面接相談とも予約は不要。		2 専門相談（法律相談）	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00	※あらかじめ予約が必要 電話：226－8200		3 福祉総合相談	場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219－6880	
相談名称	場所・日時・電話															
1 きぼう相談(本部)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226－8200															
きぼう相談(出張)	場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292－1151															
※電話・面接相談とも予約は不要。																
2 専門相談（法律相談）	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00															
※あらかじめ予約が必要 電話：226－8200																
3 福祉総合相談	場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219－6880															
※いずれの相談も無料																
<table><tr><td>1 福祉サービス利用援助</td><td>1 申請先 市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>2 日常的金銭管理サービス</td><td>相談支援課本部（225－0155）</td></tr><tr><td>3 書類等の預かりサービス</td><td>みなみ出張所（214－9061）</td></tr><tr><td>・利用料 1時間あたり1,000円</td><td>2 必要書類</td></tr><tr><td>・交通費 1kmあたり20円</td><td>(1) 福祉サービス利用援助申込書</td></tr><tr><td>・預かり料 1月あたり300円</td><td></td></tr><tr><td>※生活保護世帯は全額免除</td><td></td></tr></table>	1 福祉サービス利用援助	1 申請先 市社会福祉協議会	2 日常的金銭管理サービス	相談支援課本部（225－0155）	3 書類等の預かりサービス	みなみ出張所（214－9061）	・利用料 1時間あたり1,000円	2 必要書類	・交通費 1kmあたり20円	(1) 福祉サービス利用援助申込書	・預かり料 1月あたり300円		※生活保護世帯は全額免除			
1 福祉サービス利用援助	1 申請先 市社会福祉協議会															
2 日常的金銭管理サービス	相談支援課本部（225－0155）															
3 書類等の預かりサービス	みなみ出張所（214－9061）															
・利用料 1時間あたり1,000円	2 必要書類															
・交通費 1kmあたり20円	(1) 福祉サービス利用援助申込書															
・預かり料 1月あたり300円																
※生活保護世帯は全額免除																
<table><tr><td>1 日常的金銭管理サービス</td><td>1 申請先 市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>2 財産保全サービス</td><td>相談支援課本部（225－0155）</td></tr><tr><td>・利用料 1時間あたり1,000円</td><td>みなみ出張所（214－9061）</td></tr><tr><td>・交通費 1kmあたり20円</td><td>2 必要書類</td></tr><tr><td>・預かり料 1月あたり300円</td><td>(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書</td></tr><tr><td>※生活保護世帯は全額免除</td><td></td></tr></table>	1 日常的金銭管理サービス	1 申請先 市社会福祉協議会	2 財産保全サービス	相談支援課本部（225－0155）	・利用料 1時間あたり1,000円	みなみ出張所（214－9061）	・交通費 1kmあたり20円	2 必要書類	・預かり料 1月あたり300円	(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書	※生活保護世帯は全額免除					
1 日常的金銭管理サービス	1 申請先 市社会福祉協議会															
2 財産保全サービス	相談支援課本部（225－0155）															
・利用料 1時間あたり1,000円	みなみ出張所（214－9061）															
・交通費 1kmあたり20円	2 必要書類															
・預かり料 1月あたり300円	(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書															
※生活保護世帯は全額免除																

10 診 療 施 設

1）長野市民病院

令和6年4月1日現在

名 称	地方独立行政法人 長野市民病院		
所 在 地	富竹1333番地1	電 話 番 号	295-1199(代)
開設年月日	平成28年4月1日 （開院年月日 平成7年6月1日）		
管 理 者 (病 院 長)	池田 宇一		
診 療 科 目	内科、脳神経内科、血液内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、大腸外科、呼吸器外科、乳腺外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、リウマチ科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科(37科)		

2）国民健康保険診療所

令和6年5月1日現在

名 称		戸隠診療所		鬼無里診療所	大岡診療所	中条診療所
所 在 地		戸隠豊岡1554番地		鬼無里日影2750番地1	大岡乙287番地	中条2626番地
電 話 番 号		内科254-2211 歯科254-2196		256-1020	266-2310	267-2010
開設年月日		昭和32年8月1日		平成14年10月1日	昭和47年4月1日	昭和31年7月1日
管 理 者 (診療所長)		今井 隆二郎		反頭 裕一郎	内場 廉	内場 廉
診 療 科 目		内・小児科	歯科	内・小児科	内・小児・外・麻酔科	内科
正 規 職 員／ (非常勤職員)		5／(1)人	1／(2)人	4／(2)人	2／(3)人	4／(2)人
診療施設	敷地面積	戸隠支所内		鬼無里支所内	522.00㎡	1070.01㎡
	構造 床面積	鉄筋コンクリート造地上3階・地下1階		RC造地上2階・地下1階	鉄骨造平屋建	RC造平屋建
		平成6年庁舎建築 平成19年移転開設		平成12年庁舎建築 平成14年移転開設	平成8年建築	昭和60年建築 平成21年増築
		内科:501.17㎡(1階部分) 歯科: 83.74㎡(1階部分)		207.60㎡ (地下1階部分)	294.37㎡	471.42㎡ 内科分(389.77㎡)

令和6年4月1日現在

病 床 数	一般病床400床(内ICU5床 IICU・ECU20床 SCU12床)
病 棟 数	11病棟
敷 地 面 積	57,449.12㎡
延 床 面 積	37,325.39㎡
構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	地上6階

令和6年5月1日現在

信更診療所		信里診療所		鬼無里歯科診療所	大岡歯科診療所
信更町氷ノ田2915番地1		篠ノ井有旅1192番地1		鬼無里218番地	大岡甲4438番地1
299-2013		292-0258 信里連絡所		256-2195	266-2790
昭和28年10月1日		昭和49年10月2日		平成5年10月20日	平成元年4月1日
内場 廉		滝澤 隆		出浦 広輝	出浦 広輝
内・小児科	歯科	内・小児科	歯科	歯科	歯科
0／(3)人	0人	0／(3)人	0人	1／(2)人	1／(1)人
802.96㎡		信里合同庁舎内		市営鬼無里駐車場内	471.94㎡
木造2階建 昭和50年建築 内科:133.38㎡(1階部分) 歯科: 53.46㎡(2階部分)		鉄筋コンクリート造2階建 昭和49年建築 内科:26.21㎡(1階部分) 歯科:16.20㎡(1階部分)		木造平屋建 平成元年建築 127.68㎡	木造2階建 昭和63年建築 173.97㎡ (医師住宅併設)

11 国民健康保険関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
療養費	やむを得ない理由で保険対象医療費を全額自己負担したとき、自己負担割合(3割・2割)を差し引いた金額を支給する。	国民健康保険法第54条	国民健康保険被保険者
高額療養費	医療機関で1か月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた金額を高額療養費として支給することで医療費負担の軽減を図る。	国民健康保険法第57条の2	国民健康保険被保険者

1 1 月（暦月）の病院に支払った保険内金額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を高額療養費として、国民健康保険から支給します。

1 自己負担限度額

○70歳未満基準額表

区 分		自己負担限度額	
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	252,600円＋（総医療費－842,000）×1％	【140,100円】
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円＋（総医療費－558,000）×1％	【93,000円】
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円＋（総医療費－267,000）×1％	【44,400円】
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円	【44,400円】
オ	住民税非課税世帯	35,400円	【24,600円】

○70歳以上75歳未満基準額表（平成30年8月診療分から）

負担割合	課税状況	所得状況	区分	個人・通院	世帯単位での入院・通院合計
3割	課税所得690万円以上の世帯		現役並み	252,600円＋（総医療費－842,000）×1％	【140,100円】
	課税所得380万円以上690万円未満の世帯		現役並みⅡ	167,400円＋（総医療費－558,000）×1％	【93,000円】
	課税所得145万円以上380万円未満の世帯		現役並みⅠ	80,100円＋（総医療費－267,000）×1％	【44,400円】
2割	住民税課税世帯	➡	般	18,000円 注1	57,600円 【44,400円】
	住民税 非課税世帯	所得がある人がいる世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円
		全員の所得が0の世帯 ※ただし、年金収入80万円以下は 所得0とみなします	Ⅰ		15,000円

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 下記の保険対象医療費の自己負担額（2～3割）を差し引いた金額を支給する。 (1) 医師の指示で、はり・灸・マッサージの施術を受けたとき (2) 骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき (3) 医師が治療上必要と認めたコルセット・ギブス、9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡などの補装具代や、輸血のための生血代 (4) 健康保険証を持参せず受診し、医療費全額を支払ったとき (5) 海外渡航中に病気や怪我で治療を受けたとき 2 支給方法 口座振替	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 領収書（原本） (3) 預金通帳等 (4) マイナンバーカード	その他申請に必要な書類等 給付内容 1－(1) ① 施術証明書 ② 医師の同意書 1－(2) 施術証明書 1－(3) ① 医師の意見書等 ② 現物写真（靴型装具のみ） 1－(4) 診療報酬明細書 1－(5) ① 診療内容明細書 ② 領収明細書 ③ 日本語訳文 ④ パスポート ⑤ 調査に関わる同意書
1 支給額・支給要件等 下記の表のとおり 2 支給方法 口座振替	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 領収書（又は支払済証明書）（原本） (3) 預金通帳等 (4) マイナンバーカード	

【 】は、該当する診療月を含めて、過去12ヵ月以内に3回以上高額療養費に該当したときの、4回目からの金額です。 なお、平成30年4月から、県内の市町村へ転出入をし、引き続き国保に加入した世帯のうち、世帯の継続性が保たれている場合には、高額療養費の多数回該当の回数は引き継がれます。 注1 8月から翌年7月までの個人・通院の自己負担額の合計額は144,000円の上限金額があります。
○自己負担限度額とは 1か月に世帯で負担する上限額として、国民健康保険加入者の年齢や前年（前々年）の所得などによって区分されています。 ・前年の所得などによって、毎年8月1日に各世帯の自己負担額を見直します。 ・世帯構成に変更があった場合、所得区分の再判定を行います。所得区分が変わる場合は、世帯構成に変更があった日の翌月の初日から新しい区分が適用されます。（1日の場合はその月から） ・所得の修正申告等により区分が変更となった場合は、8月1日に遡って適用されます。自己負担額を再計算した結果、申請によって、高額療養費の支給または返納金として医療費を返納していただく場合があります。 《計算上の注意》 70歳未満の場合 ・加入者一人につき1か月ごと、医療機関の入院、通院ごとに別計算します。 ・違う病院、診療所、歯科は別計算です。 ・保険調剤薬局で支払った薬代（医師が処方したもの）と処方した医療機関の診療費は合算できます。 ・別計算した医療費のうち21,000円以上のものを合計して、その額が基準額を超える場合は高額療養費の支給対象となります。 70歳以上75歳未満の場合 ・加入者一人につき1か月ごと、医療機関等の入院、通院ごとに別計算します。 ・すべての保険対象医療費を合算します。

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療機関で1か月の医療費が高額になった場合、その支払は高額療養費自己負担限度額までとなり医療費負担の軽減を図る。	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第3項 第26条の6の4	国民健康保険被保険者
特定疾病療養受療証	人工透析や血友病など高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない人の医療費負担の軽減を図る。	国民健康保険法施行規則第27条の13	国民健康保険被保険者
結核精神給付金	障害者自立支援医療制度の適用を受けている、または感染症予防法による結核患者に係る診療を受ける方の医療費負担の軽減を図る。	長野市国民健康保険条例第6条の2	国民健康保険被保険者
移送費	重病の方が医師の診断・指示により他の病院に移送が必要とされた場合の移送費を支給し患者の負担を軽減する。	国民健康保険法第54条の4	国民健康保険被保険者
葬祭費	国民健康保険被保険者が死亡したときに申請により葬祭執行者に支給する。	長野市国民健康保険条例第8条	国民健康保険被保険者
出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したときの医療費等の負担軽減を図る。	長野市国民健康保険条例第7条	国民健康保険被保険者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。限度額は144p「高額療養費」自己負担限度額の表のとおり。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 本人確認できるもの（窓口へ来られる方のもの） (3) マイナンバーカード	
その疾病にかかる1か月の医療費の上限額が1万円又は2万円になる受給者証を交付する。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 医師が証明した特定疾病認定申請書等 (3) マイナンバーカード	
「県知事発行の自立支援医療（精神通院）受給者証」を提示するまたは長野市保健所において結核患者医療費公費認定を受けている方は自己負担金を国民健康保険で負担。	国民健康保険証とひとつになっているため、申請不要。	
1 支給額 以下のすべてに該当する移送にかかった費用額の全額を支給する。 (1) 目的である療養が保険診療として適切である。 (2) 療養することになった原因の病気やケガにより、移動が困難である。 (3) 医師の指示により、一時的、緊急的に移送が必要であり、やむを得ない。 2 支給方法 口座振替	1 申請先 国保・高齢者医療課 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 医師の意見書 (3) 移送の領収書（原本）・移送の経路図 (4) 預金通帳等 (5) マイナンバーカード	
1 支給額 50,000円 2 支給方法 口座振替	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 死亡した方の被保険者証（高齢受給者証） (2) 預金通帳等 (3) マイナンバーカード	
1 支給額 48万8,000円（産科医療補償制度に加入している医療機関での出産には、1万2,000円を加算。） 2 支給方法 口座振替 ※医療機関への直接支払制度もあり、直接支払額が支給額に満たない場合は申請により差額を支給する。	1 申請先 国保・高齢者医療課又は各支所 2 必要書類等 (1) 被保険者証 (2) 領収書・（差額申請の場合）請求明細書等（原本） (3) 預金通帳等 (4) マイナンバーカード	

12 市内社会福祉施設一覧表

〔老人福祉施設〕

(1) 老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）等

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	電話番号
かがやきひろば 湯福	箱清水三丁目11-17	長野県高齢者生協	H3. 1. 4	232-8335
かがやきひろば 柳町	大字三輪1252- 1	長野県高齢者生協	S53. 4. 1	235-0019
かがやきひろば 三陽	大字西尾張部1124- 6	〔偏〕市社会福祉協議会	H11. 7. 1	259-2411
かがやきひろば 吉田	吉田三丁目22-41	吉田地区住民自治協議会	H9.12. 1	263-6806
かがやきひろば 東北	大字富竹962- 5	長野県高齢者生協	H12. 7. 1	296-5570
かがやきひろば 安茂里	大字安茂里1775	〔偏〕市社会福祉協議会	H7. 6.12	225-8500
かがやきひろば 篠ノ井	篠ノ井御弊川281- 1	篠ノ井地区住民自治協議会	H元. 3. 1	293-7227
かがやきひろば 氷飽	稲里町中氷飽405	〔偏〕市社会福祉協議会	H6. 3.10	284-8100
かがやきひろば 豊野	豊野町豊野624- 2	豊野地区住民自治協議会	S59. 4. 1	257-3135
かがやきひろば 鬼無里	鬼無里160- 3	〔偏〕市社会福祉協議会	S63. 4. 1	256-3158
かがやきひろば 中条	中条日高3964- 2	〔偏〕市社会福祉協議会	H6.10. 3	268-3200
信州新町福祉センター 高齢者講座	信州新町新町17- 6	〔偏〕市社会福祉協議会	—	262-3211
湯湯温泉「湯へばれあ」 高齢者福祉ゾーン	若穂綿内1330- 3	スポーツメディア株式会社	H18. 4. 1	282-5500
施設数 13か所				

(2) ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	電話番号
かがやきひろば 小田切	大字山田中2574	長野市	H12.12. 1	229-3403
かがやきひろば 松代	松代町東条3580- 1	長野県高齢者生協	H16.10.19	278-0050
かがやきひろば 七二会	七二会己997	長野市	H17. 4. 9	229-1022
かがやきひろば 信更	信更町高野1590	長野市	H14. 4. 1	299-2011
かがやきひろば 戸隠	戸隠豊岡1550	長野市	H29. 4. 1	254-3580
かがやきひろば 大岡	大岡乙287	長野市	H30. 4. 1	266-2121 (大岡支所市民担当)
施設数 6か所				

(3) 老人憩の家（愛称：いこいの家）

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	休館日	電話番号
松代いこいの家	松代町東条3581- 1	(一社)長野市開発公社	S45. 4. 1	金曜日	278-7272
石川いこいの家	篠ノ井石川968	長野県高齢者生協	S47. 4. 1	火曜日	292-3900
大豆島いこいの家	大字大豆島6311- 1	長野県高齢者生協	S48. 4. 1	木曜日	221-5600
茂菅いこいの家	大字小鍋60- 1	長野県高齢者生協	S48.12.24	水曜日	234-5466
新橋いこいの家	大字塩生甲2747-イ- 1	長野県高齢者生協	S53.12. 1	木曜日	228-4731
氷飽いこいの家	稲里町中氷飽405	〔偏〕市社会福祉協議会	S54. 4. 1	日曜日	284-8100

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	休館日	電話番号
東北いこいの家	大字富竹962- 5	長野県高齢者生協	S54.10. 1	金曜日	296-3825
若穂いこいの家	若穂保科1185	(株)オーエンス	S52. 2. 1	第3木曜日	282-3050
東長野いこいの家	吉田五丁目 9-26	長野県高齢者生協	S56. 9. 1	日曜日	244-6721
施設数 9か所					

(4) シニアアクティブルーム

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	電話番号
シニアアクティブルーム	大字南長野新田町1485- 1	長野県高齢者生協	H15. 6. 1	223-0058
施設数 1か所				

(5) 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設

名 称	所在地	運営主体	開所年月日	定員	電話番号
鬼無里高齢者生活福祉センター (やすらぎ)	鬼無里160- 4	〔偏〕市社会福祉協議会	H5. 3. 8	19	256-2961
大岡高齢者生活福祉センター (ことぶき荘)	大岡乙3117	〔偏〕市社会福祉協議会	H6. 2.28	9	266-2150
中条高齢者生活福祉センター (いこいハウス)	中条日高3966- 1	〔偏〕市社会福祉協議会	H16. 2.27	6	268-3800
戸隠栃原高齢者共同生活支援施設 (ひまわり 1 号館)	戸隠栃原4781- 2	〔偏〕市社会福祉協議会	H12.12. 4	6	252-1080
戸隠豊岡高齢者共同生活支援施設 (ひまわり 2 号館)	戸隠豊岡2088- 7	〔偏〕市社会福祉協議会	H15. 2.26	8	254-3535

(6) 養護老人ホーム（長野市から措置している管内施設）

名 称	所 在 地	経営主体	許可年月日	定員	電話番号	備 考
松寿荘	上野二丁目120- 4	長野広域連合	S28. 1. 1	100	296-1833	併特別養護老人ホーム
尚和寮	松代町東条94- 1	〔偏〕市社会事業協会	S22. 3.31	50	278-2600	併特別養護老人ホーム・ デイサービスセンター B型
市内施設数	2か所	小 計	150			
寿楽園	須坂市大字日滝字寺窪 2878- 1	〔偏〕睦会	S25. 9.10	50	245-0171	
はにしな寮	坂城町坂城8814-10	長野広域連合	S31. 6.25	60	0268- 82-2236	
香風園	千曲市大字上山田2454	〔偏〕千聖会	S27.11. 1	30	276-1200	
市外施設数	3か所	小 計	140			
施設数の合計	5か所	合 計	290			

(管外施設)

(ひとみ園)	(埼玉県深谷市人見 1665- 3)	〔偏〕日本失明者協会	(S53. 8.21)	(100)	0485- 73-5222	(※視覚障害者対応)
--------	-----------------------	------------	-------------	-------	------------------	------------

(7) 軽費老人ホーム

種 別	名 称	所 在 地	経営主体	開所年月日	定員	電話番号
A 型	豊寿苑	篠ノ井岡田3241	(獨)豊寿福祉会	S56. 6. 1	50	293-2267
ケ ア ハウス	ケアハウス・エマオ	篠ノ井小森751-1	(獨)エマオ会	H4. 10. 15	30	293-3382
	ケアハウスいなさと	稲里町下氷鉋676	(獨)あさひ福祉会	H5. 4. 21	50	286-5600
	ケアハウス悠悠	大字大豆島360-3	(獨)博悠会	H10. 6. 22	24	266-9750
	ケアハウスフォンテーヌ	浅川東条295-5	(獨)博愛会	H12. 10. 2	27	259-1165
	ケア・ハウスあさひ	大字南堀225-1	(獨)ハynesライフ	H13. 5. 16	40	254-5611
	ケアハウスレインボーわかつき	大字吉1823-1	(獨)ハーモニー福祉会	H15. 7. 17	50	295-1810
	ケアハウスりんごの里	豊野町豊野659-1	(獨)賛育会	H12. 4. 1	18	257-4617
	ケアハウス南長野	川中島町今井原11-8	(獨)四徳健康会	H17. 9. 11	80	286-2270
施設数 A型1か所 ケアハウス8か所				定員の合計	369	

(8) 有料老人ホーム

種 別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	届出年月日	定員	電話番号
住宅型	ハートネット桜枝町	大字長野桜枝町823-1	長野電鉄(株)	H24. 3. 2	42	217-8363
住宅型	シニアハウス光和	大字三輪1317-10	(獨)光和福祉会	H29. 4. 11	18	219-1226
介護付 (地域密着型)	上松ホーム	上松二丁目20-8	(獨)光仁会富竹の里	H20. 7. 1	24	237-1660
住宅型	表参道大門ヒルズ	東後町36-3	(株)ファミリア表参道	R1. 7. 8	28	217-9998
住宅型	有料老人ホーム アムール七瀬	大字鶴賀34-1	(獨)暖家	R3. 9. 30	11	217-5195
介護付 (地域密着型)	七瀬の杜	大字鶴賀111-3	(株)ライフケア	H21. 11. 18	29	268-1081
住宅型	グランデ七瀬中町	大字鶴賀115-5	大成産業(株)	H18. 8. 31	45	226-7810
住宅型	テレビオ・イースト ゲート七瀬	大字鶴賀320-14	(株)ファミリア表参道	H31. 3. 29	10	213-8556
住宅型	有料老人ホーム フォーエバーケア 緑風	大字川合新田1491-1	(株)フォーエバーケア	R4. 3. 17	14	214-8858
住宅型	匠心館長野	大字稲葉916-1	(株)アンビス	R2. 7. 14	52	274-5026
住宅型	フローレンス長野ア ネックス	大字稲葉日詰1391-1	(有)フィオーレ福祉会	H29. 3. 13	18	213-6570
住宅型	フローレンス長野	大字稲葉1988-1	(有)フィオーレ福祉会	H26. 7. 14	22	214-3693
住宅型	すずらん中千田	大字稲葉中千田2307	(株)エルパティオ	H29. 7. 6	6	266-0307
住宅型	ソワン南俣ステイセ ンター	大字稲葉2466-8	エム工房(有)	H24. 3. 12	16	269-8920
介護付	住宅型有料老人ホーム セラピア栗田	大字栗田314-11	(獨)長野南福祉会	R2. 12. 4	50	217-7111
住宅型	テレビオ・イースト ゲート栗田	大字栗田2013	(株)ファミリア表参道	H28. 6. 27	13	217-3551
住宅型	住宅型有料老人ホーム・ イーストゲート若里愛和	若里一丁目21-24	(医)愛和会	R5. 4. 1	35	213-8081
住宅型	有料老人ホーム アムール若里	若里二丁目10-1	(獨)暖家	H27. 12. 15	17	226-9495
住宅型	住宅型有料老人ホーム ケアホーム高田	大字高田1079	(株)アイム長野	H25. 11. 25	12	268-0315
介護付	ケアビレッジ銀乃扇	大字西尾張部1089-8	(株)銀乃扇	H24. 9. 12	20	225-9811
住宅型	ユースネットワークそ り芽	三輪二丁目2-29	(有)ユースネットワーク	H26. 11. 27	15	239-7140

種 別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	届出年月日	定員	電話番号
住宅型	ユースネットワークみ わ	三輪二丁目2-38	(有)ユースネットワーク	H23. 1. 31	11	266-0112
住宅型	ファミリー三輪	三輪八丁目32-3	フォニオ・ケア(株)	R2. 4. 14	9	262-1833
住宅型	フローレンスさくら 本郷	三輪九丁目31-32	(株)M'sコーポレーション	R1. 6. 1	15	259-8414
介護付	介護付有料老人ホーム あたご	三輪十丁目4-18	アタゴ学園(株)	H20. 6. 12	70	241-4371
介護付	ソラーナ上町	吉田一丁目14-33	(合)陽だまり	H28. 11. 30	24	217-2193
住宅型	ぽかぽかスタイル	中越一丁目5-11	(株)ONE-LIFE	H29. 2. 27	16	219-5525
介護付 (地域密着型)	ケアライフ柳原	大字小島785	エフビー介護サービス (株)	H20. 2. 27	29	236-8200
住宅型	ケアライフ柳原第3	大字小島788-2	エフビー介護サービス (株)	H30. 2. 5	14	217-3622
住宅型	星のだいち	大字柳原2086-1	(株)ケイワイティ	H27. 12. 18	8	266-0555
介護付	ケアライフ柳原第2	大字柳原2223-1	エフビー介護サービス (株)	H25. 5. 29	20	255-7716
住宅型	カインズハウスやなぎは ら	大字村山500-1	(有)カインズ・ライフ	H26. 11. 7	10	219-3028
住宅型	ケアヒルズグランド M I R I E公園通り	浅川押田197-1	(株)公園通り	H26. 7. 30	16	266-0103
介護付 (地域密着型)	介護付有料老人ホーム 愛ランドまめじま	大字大豆島5280-1	(株)石田福祉サービス	H21. 6. 30	29	221-1199
介護付	介護付有料老人ホーム アムール尾張部	大字北尾張部707-3	(獨)暖家	H20. 3. 11	20	219-6282
住宅型	やすらぎの家すばる	大字北尾張部365-14	(有)ニチリン	H20. 12. 25	9	241-0057
住宅型	有料老人ホームラッ キー	大字南堀639	ライフ介護サービス(獨)	H25. 11. 28	6	263-6330
介護付 (地域密着型)	やすら木の家とくま	大字徳間555-2	(株)フジミヤ	H19. 8. 17	29	256-6133
住宅型	フローレンスさくら 若槻	大字若槻団地1-493	(株)M'sコーポレーション	H30. 2. 1	16	296-8163
住宅型	やすらぎの家すばる 若槻	大字若槻団地3-4	(有)ニチリン	H23. 8. 31	8	266-0042
介護付	介護付有料老人ホーム シニアパレスレインボー	大字吉1823-2	(獨)ハーモニー福祉会	H19. 7. 5	87	295-1844
介護付 (地域密着型)	介護付有料老人ホーム コスモスあもり	大字安茂里1783-17	(獨)ウエルフェアコスモ ス	H25. 11. 11	29	267-8801
住宅型	みんなのあもり	長野市大字安茂里1861	(特非)グループもみじ	H30. 7. 18	6	226-0903
住宅型	フローレンスさくら 裾花	大字小柴見345番地1	(株)M'sコーポレーション	R4. 1. 24	19	266-0792
住宅型	夢想園	大字上ヶ屋2682-125	(有)夢想園	H19. 12. 28	15	236-6070
介護付	あいらの杜篠ノ井駅前	篠ノ井布施高田798-3	(株)はれコーポレーショ ン	H23. 3. 9	54	290-5480
介護付	ニチイケアセンター 長野南	篠ノ井御幣川305-1	(株)ニチイ学館	H24. 2. 23	53	293-6871
住宅型	住宅型有料老人ホーム コスモスポールス ター	篠ノ井会614-1	(株)コスモスポールス ター	R2. 3. 25	21	214-2137
介護付 (地域密着型)	コスモスプラネット 篠ノ井	篠ノ井会618-2	(株)コスモスプラネット	H20. 1. 29	29	299-6716
介護付	ヒューマンヘリデー ジ川中島	神明181	(有)ヒューマンヘリデー ジ	H20. 4. 28	22	217-1220

種 別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	届出年月日	定員	電話番号
介護付 (地域密着型)	ことぶきの家若穂	若穂綿内8539- 1	(株)コトブキ	H19. 5. 29	29	282-7200
介護付 (地域密着型)	インターコート藤	青木島町綱島780-10	(株)インターコート藤	H18. 9. 15	20	284-8427
住宅型	住宅型有料老人ホームおあしす	青木島町大塚1430- 1	(有)おあしす	H27. 2. 4	17	213-5155
住宅型	コスモスさいなみ	小島田町449	(医)コスモス	H25. 2. 7	15	254-6070
介護付	介護付有料老人ホームコスモスさいなみ	小島田449	(医)コスモス	R4. 8. 1	20	291-1142
介護付	ヒューマンヘリテージ稲里	稲里町中氷鉋1080	(有)ヒューマンヘリテージ	H21. 5. 21	18	254-7266
住宅型	有料老人ホームブルーム南長野	真島町真島1238- 1	(有)ブルームケア	R4.12. 1	24	283-8255
住宅型	有料老人ホーム風のだいち	豊野町浅野734番地 2	(株)ケイワイティ	R5. 6. 16	12	217-0570
施設数 58か所				定員の合計	1,346	

(9) サービス付き高齢者向け住宅

名 称	所 在 地	経営主体等	登録年月日	戸数	電話番号
高齢者住宅つるがの風	大字鶴賀東鶴賀町1906-47	長野医療生活協同組合	H23.12. 2	28	234-3731
シニア東口ハウス	七瀬 2-9	あさひ福祉サービス(株)	H23. 2. 9	36	266-0813
シルバーホームみなみながの	篠ノ井東福寺1405- 1	(株)アップルケア	H24. 7. 5	31	214-6622
ハートネット吉田	吉田三丁目 9-19	長野電鉄(株)	H24. 7. 23	39	215-1914
ケアヒルズM I R I E 若槻	大字若槻東条1174- 2	(株)公園通り	H25. 2. 8	18	262-1969
プラザハウス川中島	川中島町原1401- 3	旭サービス(株)	H25. 2. 25	36	214-6399
コンフォート田町	大字鶴賀西鶴賀町1523- 2	(獨)ふじ	H25. 2. 25	30	233-5200
サービス付き高齢者向け住宅 ケアホーム高田	大字高田1078- 1	(株)アイム長野	H25. 2. 28	10	268-0315
コスモスプラネット稲里	稲里町中央一丁目15- 1	(株)コスモスプラネット	H25. 3. 28	12	214-3010
サービス付き高齢者向け住宅 コスモスプラネットあもり	大字安茂里5095- 1	(株)コスモスプラネット	H25. 8. 7	29	217-7030
シルバーホームまつしろ	松代町西寺尾1047- 1	(株)アップルケア	H25.12.12	23	278-3690
若里昭和タウン	若里一丁目 4-24	(有)中村測量設計事務所	H25.12.18	14	217-8422
サービス付き高齢者向け住宅 コスモスパールスター青木島	青木島三丁目 3-13	(株)コスモスパールスター	H26. 4. 22	30	214-9895
シニア若里ハウス	若里二丁目10-15	あさひ福祉サービス(株)	H26.11. 4	30	266-0677
グランドマストやさしえ長野	長野市大字高田65- 1	積和不動産中部(株) (株)やさしい手	H26. 6. 11	40	050-1753-4256
シルバーホームみなみ式番館	篠ノ井東福寺1418- 1	(株)アップルケア	H26. 8. 6	26	274-5513
シニアいなばハウス	大字稲葉2056	あさひ福祉サービス(株)	H26. 9. 22	30	268-0055
シニア南俣ハウス	大字稲葉2608- 1	あさひ福祉サービス(株)	H26. 9. 22	29	217-2770
シニアたかだハウス	大字高田1130- 1	あさひ福祉サービス(株)	H26. 9. 22	30	224-8810
やさしい手シニアリビング やさしえ長野栗田	大字栗田904- 1	(株)やさしい手	H27. 2. 26	29	050-1752-1291
サービス付き高齢者向け住宅 アムール長野駅東口	大字栗田1568	(株)暖家	H27. 7. 13	31	217-1521
サービス付き高齢者向け住宅 フォーエバーケア田園	大字西尾張部1026- 1	(株)フォーエバーケア	H27. 8. 19	20	217-6161

名 称	所 在 地	経営主体等	登録年月日	戸数	電話番号
ぬくもりの里今井	川中島町原131- 1	(獨)芹田福祉サービス	H28. 3. 28	26	214-6485
コンフォートごんどう	大字鶴賀西鶴賀町1484- 5	(医)啓成会	H28. 6. 14	33	219-3344
むすびの森篠ノ井	篠ノ井布施五明3462	(株)シナノキの杜	H28. 7. 1	20	247-8349
ナーシングホームながの	大字稲葉上千田102- 1	(有)フィオーレ福祉会	H29. 2. 24	29	262-1182
ぬくもりの里今井二号館	川中島町原155- 1	(獨)芹田福祉サービス	H30. 2. 8	48	213-6413
ぬくもりの里篠ノ井	篠ノ井布施高田747	(獨)芹田福祉サービス	H31. 2. 22	72	274-5357
やさしい手シニアリビング やさしえ長野北条	大字高田63	(株)やさしい手	R1. 6. 25	10	050-1748-5082
サービス付き高齢者住宅まゆ 川中島	稲里町下氷鉋一丁目15番地 2	(株)ライフケア	R2.12. 22	8	285-0936
ぬくもりの里栗田	大字栗田72番地19	(獨)芹田福祉サービス	R2. 9. 16	45	219-6015
むすびの森川中島	川中島町御厨1070番地13	(株)シナノキの杜	R5. 2. 22	22	213-7817
住宅数 31か所				戸数の合計	884

【高齢者の介護と福祉の相談窓口】

(10) 長野市地域包括支援センター

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開設年月日	電話番号
長野市中部地域包括支援センター	大字鶴賀緑町1613 地域包括ケア推進課内	長野市	H18. 4. 1	224-7174
長野市中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在	篠ノ井御幣川281- 1 篠ノ井総合市民センター内	長野市	H18. 4. 1	292-3358
長野市地域包括支援センター博愛の園	浅川東条295- 5	(獨)博愛会	H19. 1. 1	256-6530
長野市地域包括支援センターケアポート三輪	三輪五丁目43-20	(医)公生会	H19. 1. 1	235-2215
長野市地域包括支援センター安茂里	大字安茂里1775 安茂里老人福祉センター内	(獨)市社会福祉協議会	H19. 1. 1	226-3895
長野市地域包括支援センターコンフォートきたながいけ	大字北長池935	(獨)ふじ	H24.10. 1	254-5250
長野市地域包括支援センターコスモス	小島田町449	(医)コスモス	H19. 1. 1	284-2166
長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ	若穂川田1830	(獨)善光寺大本願福祉会	H19. 1. 1	282-1631
長野市地域包括支援センターニチイケア高田	大字高田1031- 1	(株)ニチイ学館	H21.10. 1	269-0666
長野市地域包括支援センター星のさと	篠ノ井小松原2359-25	(医)みすゞ会	H21.10. 1	261-1588
長野市地域包括支援センター若槻ホーム	上野一丁目1462- 1	(獨)若槻ホーム	H21.10. 1	296-3303
長野市地域包括支援センター芹田	大字栗田732- 1	(獨)長野南福祉会	H24.10. 1	217-5650
長野市地域包括支援センター豊野サブセンター	豊野町豊野655- 5	(獨)市社会福祉協議会	H25. 4. 1	219-2607
長野市地域包括支援センター富竹の里	大字富竹1621	(獨)光仁会富竹の里	H25.10. 1	295-7780
長野市地域包括支援センター吉田	吉田三丁目22-41 ノルテながの 1 F	(獨)市社会福祉協議会	H25.10. 1	266-0567
長野市地域包括支援センターコンフォートにしつるが	大字鶴賀西鶴賀町1484- 5	(獨)ふじ	H25.10. 1	219-3510
長野市地域包括支援センター桜ホーム	篠ノ井二ツ柳1432- 3	(医)博人会	H25.10. 1	290-1155
長野市地域包括支援センター長野松代総合病院	松代町松代183	長野県厚生農業協同組合連合会	H27. 3. 1	278-2058

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開設年月日	電話番号
長野市地域包括支援センター篠ノ井総合病院	篠ノ井会666-1	長野県厚生農業協同組合連合会	H28. 4. 1	261-1062
長野市地域包括支援センター新町病院	信州新町上条137	長野県厚生農業協同組合連合会	H28. 4. 1	291-2305
長野市地域包括支援センターやすらぎの園	篠ノ井杵淵213-4	〔協〕睦会	R3. 7. 1	214-6133
長野市地域包括支援センターインターコート藤	青木島町綱島782-6	〔医〕百藤会	R4. 7. 1	284-6215
施設数 22か所（うち駐在1・サブセンター1）				

(11) 在宅介護支援センター

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開設年月日	電話番号
長野市戸隠在宅介護支援センター	戸隠豊岡1384	〔協〕光和福祉会	R6. 4. 1	254-2745
長野市鬼無里在宅介護支援センター	鬼無里160-3	〔協〕市社会福祉協議会	H17. 1. 1	256-2962
長野市大岡在宅介護支援センター	大岡乙287	〔協〕市社会福祉協議会	H17. 1. 1	266-2460
長野市在宅介護支援センターすめらぎ	中条住良木8291-1	〔医〕藤美会	H26. 4. 1	268-3301
施設数 4か所				

〔介護保険サービス施設〕

(12) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護事業所（長野広域圏内）

事業所名	所 在 地	経営主体	許可年月日	定員	ショートステイ	電話番号	備 考
プリマベアラ	大字南長野新田町1106-1	〔協〕恵久会	H26. 5. 27	80	空床型	231-6511	
フランセーズ悠とみたけ	大字富竹118-1	〔協〕博悠会	H24. 3. 16	77	23	217-7575	
富竹の里	大字富竹1621	〔協〕光仁会富竹の里	S62. 4. 1	56	8	296-7383	
博愛の園	浅川東条295-5	〔協〕博愛会	H12. 9. 29	60	10	256-6520	
フランセーズ悠	大字大豆島360-3	〔協〕博悠会	H10. 6. 22	131	19	251-1651	
朝日ホーム	大字南堀 3-1	〔協〕ハynesライフ	H9. 11. 4	70	空床型	215-1212	
松寿荘	上野二丁目120-4	長野広域連合	S55. 3. 25	70	4	296-1833	
若槻ホーム	田中1464-1	〔協〕若槻ホーム	H14. 7. 5	60	空床型	251-3500	
りんごの郷	大字穂保207-1	〔協〕ジェイエー長野会	H14. 11. 26	78	12	296-1165	
グリーンヒル	篠ノ井布施五明1973	〔協〕四徳会	H6. 4. 1	80	10	293-6077	
博仁会桜荘社会福祉総合施設	篠ノ井ニツ柳1535-1	〔協〕博仁会	H元. 5. 23	88	12	293-0088	
やすらぎの園	篠ノ井杵淵213-4	〔協〕睦会	S53. 6. 1	116	空床型	293-2600	
尚和寮	松代町東条94-1	〔協〕長野市社会事業協会	H15. 2. 28	30	8	278-2600	
ふれあい荘	松代町西寺尾1000	〔協〕新志福祉会	H2. 4. 1	60	空床型	278-5600	
大本願ユートピアわかほ	若穂綿内4429	〔協〕善光寺大本願福祉会	H3. 4. 1	50	10	282-3522	
サンピラかわなかじま	川中島町今里610	〔協〕川中嶋福祉会	H14. 3. 25	77	8	286-1620	

事業所名	所 在 地	経営主体	許可年月日	定員	ショートステイ	電話番号	備 考
真島の里	真島町真島563-2	〔協〕長野南福祉会	H3. 4. 1	90	10	285-5571	
こうぼく	稲里町下水鉋682	〔協〕あさひ福祉会	H8. 10. 3	60	5	286-5700	
七二会荘	七二会己1857	〔協〕長野南福祉会	S59. 4. 1	70	4	229-2373	
豊野清風園	豊野町豊野659-1	〔協〕賛育会	S45. 1. 14	74	16	257-4617	
泉平ハイツ	豊野町豊野2298-2	〔協〕長野県社会福祉事業団	H2. 4. 1	74	16	257-5180	
豊岡荘	戸隠豊岡1384	〔協〕光和福祉会	R6. 4. 1	50	10	254-3001	
久米路荘	信州新町日原東2186-1	〔協〕ウエルフェアコスモス	R5. 4. 1	84	16	262-3222	
地域密着型特別養護老人ホーム光和（地域密着型）	大字三輪1317-10	〔協〕光和福祉会	H26. 4. 1	29	空床型	232-0294	
コンフォートにしつるが（地域密着型）	大字鶴賀西鶴賀町1940	〔協〕ふじ	H23. 11. 22	29	16	231-3020	空床あり
地域密着型特別養護老人ホーム栗田の里（地域密着型）	大字栗田747-6	〔協〕長野南福祉会	H29. 3. 6	29	空床型	219-3880	
地域密着型特別養護老人ホーム光和若里	若里四丁目10-19	〔協〕光和福祉会	R6. 4. 1	29	空床型	219-2225	
地域密着型特別養護老人ホームケアホームよしだ（地域密着型）	吉田三丁目13-27	〔協〕さかえ	H26. 7. 31	29	11	405-8360	
富竹の里和み（地域密着型）	大字富竹1621	〔協〕光仁会富竹の里	H26. 4. 1	20	0	296-7383	空床なし
柳原ふれあい荘（地域密着型）	大字柳原1379-1	〔協〕新志福祉会	H24. 3. 31	29	4	243-2122	空床なし
介護老人福祉施設愛ランドはるかぜ（地域密着型）	大字大豆島5282	〔協〕治敬会	H26. 4. 1	29	0	221-3170	空床なし
若槻ホーム別館（地域密着型）	上野一丁目1462-1	〔協〕若槻ホーム	H27. 6. 30	29	9	262-1808	
地域密着型介護老人福祉施設コスモス苑（地域密着型）	差出南三丁目7-1	〔協〕ウエルフェアコスモス	H23. 11. 25	29	0	228-1500	空床なし
地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの里伊勢宮（地域密着型）	伊勢宮二丁目1-1	〔協〕芹田福祉サービス	H29. 12. 1	29	10	219-3452	
グリーンヒル（地域密着型）	篠ノ井布施五明1973	〔協〕四徳会	H26. 4. 1	20	0	293-6077	空床なし
グリーンヒル篠ノ井中央館（地域密着型）	篠ノ井布施高田692-1	〔協〕四徳会	H25. 8. 1	29	10	299-3011	空床なし
地域密着型介護老人福祉施設博仁会篠ノ井桜荘（地域密着型）	篠ノ井ニツ柳1535-1	〔協〕博仁会	H26. 4. 1	29	5	293-0088	

事業所名	所 在 地	経営主体	許可年月日	定員	ショート ステイ	電話番号	備 考
ヒューマンヘリテージ神明34（地域密着型）	神明34	(編)ヒューマンヘリテージ	R2. 12. 1	29	0	274-5633	空床なし
地域密着型特別養護老人ホーム山布施の里（地域密着型）	篠ノ井山布施8485-1	(編)長野南福祉会	H26. 7. 31	29	7	217-6411	
特別養護老人ホーム第2ふれあい荘（地域密着型）	松代町西寺尾1000	(編)新志福祉会	H26. 4. 1	27	11	278-5600	空床なし
柴やすらぎの園（地域密着型）	松代町柴330-1	(編)睦会	H23. 3. 31	29	空床型	214-7830	
小規模特別養護老人ホーム大本願コートピアわかほ（地域密着型）	若穂綿内4429	(編)善光寺大本願福祉会	H23. 3. 31	20	空床型	213-6013	
地域密着型介護老人福祉施設博仁会川中島桜荘（地域密着型）	川中島町今里1034-1	(編)博仁会	H23. 3. 31	29	11	254-6606	
地域密着型介護老人福祉施設コスモス苑こうほく（地域密着型）	小島田町330-1	(編)ウエルフェアコスモス	R3. 4. 1	29	空床型	214-9199	
短期入所生活介護事業所コスモス苑こうほく	小島田町330-1	(編)ウエルフェアコスモス	R3. 4. 1		14	214-9199	
稲里ふれあい荘（地域密着型）	稲里町田牧659-1	(編)新志福祉会	H23. 11. 22	29	4	283-3611	空床なし
地域密着型介護老人福祉施設シルバーハウスレインボー（地域密着型）	豊野町石749-3	(編)ハーモニー福祉会	H29. 3. 29	29	9	219-1208	空床なし
ショートステイこじま	若里五丁目8-6	(医)平成会	H29. 10. 1		40	217-3864	※単独型施設
ながでんハートネット柳原あやめの里	大字柳原2123-1	(株)ながでんウエルネス	H23. 10. 1		20	217-6085	※単独型施設
医療法人宮沢医院グリーンバード	大字徳間554-1	(医)宮沢医院	H17. 11. 1		30	239-6958	※単独型施設
あいの里	篠ノ井会447-3	(株)あいの里ケアセンター	H27. 1. 1		35	290-1465	※単独型施設
やすらぎの園デイ・ショートセンター	篠ノ井杵淵213-4	(編)睦会	H29. 4. 1		20	293-2601	※単独型施設
短期入所生活介護事業所インターコート藤	青木島町綱島782-6	(医)百藤会	H16. 3. 16		30	284-5214	※単独型施設
鬼無里介護サービスセンターやすらぎ	鬼無里160-4	(編)長野市社会福祉協議会	H17. 4. 1		8	256-2961	※基準該当施設
大岡介護サービスセンターことぶき荘	大岡乙3117	(編)長野市社会福祉協議会	H17. 4. 1		9	266-2614	※基準該当施設
市内施設数 55（ショート50）※空床型を含む			小計	2,323	514		

事業所名	所 在 地	経営主体	許可年月日	定員	ショート ステイ	電話番号	備 考
高齢者総合福祉施設須坂やすらぎの園	須坂市日滝2887-1	(編)睦会	H5. 4. 1	60	29	246-4600	
特別養護老人ホーム須坂荘	須坂市塩野町951	(編)グリーンアルム福祉会	S61. 10. 1	70	8	248-0839	
グリーンパルベル	須坂市仁礼7-10	(編)グリーンアルム福祉会	H13. 10. 16	45	5	215-2662	
フランセーズ悠こうしょく	千曲市粟佐1177	(編)博悠会	H24. 7. 1	72	空床型	273-6370	
杏寿荘	千曲市倉科79	(編)大志会	S58. 4. 1	70	4	273-4350	
森の里	千曲市森1024-3	(編)大志会	H10. 2. 23	68	3	272-7700	
吉野の里	千曲市羽尾366-1	(編)睦寿会	H7. 11. 10	75	10	275-6886	
香風園	千曲市上山田2454	(編)千聖会	H16. 8. 1	40	8	276-1200	
さかき美里園	埴科郡坂城町坂城9086-1	(編)坂城福祉会	H14. 5. 1	50	10	0268-82-0294	
さかき美山園	埴科郡坂城町南条2725-2	(編)坂城福祉会	H4. 5. 1	50	10	0268-82-8182	
小布施荘	上高井郡小布施町小布施857-5	長野広域連合	S51. 4. 5	70	8	247-4887	
高山おんせん朝日ホーム	上高井郡高山村牧105	(編)ハイネスライフ	H13. 10. 1	50	20	242-1055	
おらが庵	上水内郡信濃町柏原350	(編)おらが会	H8. 4. 1	50	15	255-6600	
矢筒荘	上水内郡飯綱町牟礼2227	長野広域連合	S61. 4. 1	72	10	253-6666	
市外施設数 14（ショート14）※空床型を含む			小計	842	140		
施設数の合計 69（ショート64）			合計	3,165	654		

（13）介護老人保健施設（短期入所療養介護事業所）

事業所名	所 在 地	経営主体	指定年月日	定員	ショート ステイ	電話番号
城山	箱清水一丁目12-14	(医)メディオアシス	H11. 12. 27	50	○	234-7382
コスモスあがたまち	大字南長野南県町658	(医)コスモスライフ	H11. 12. 27	70	○	237-3800
ケアポート三輪	三輪五丁目43-20	(医)公生会	H11. 12. 27	80	○	238-2655
ふるさと	大字三才683	長野医療生活協同組合	H11. 12. 27	100	○	251-3155
コンフォート岡田	大字北長池914	(医)啓成会	H11. 12. 27	198	○	263-3361
朝日リハビリテーションセンター	大字南堀137-1	(医)ハイネスライフ	R2. 4. 1	54	○	217-2210
星のさと	篠ノ井小松原2360	(医)みずぶ会	H11. 12. 27	86	○	261-1555
桜ホーム	篠ノ井二ツ柳1432-3	(医)博人会	H14. 4. 1	100	○	290-1133
インターコート藤	青木島町綱島782-6	(医)百藤会	H11. 12. 27	150	○	284-5777
コスモス長野	小島田町380	(医)コスモス	H11. 12. 27	140	○	285-2654
コスモスさいなみ	小島田町449	(医)コスモス	H13. 7. 1	100	○	283-3173
ゆたかの	豊野町豊野634	(編)賛育会	H11. 12. 27	96	○	257-3000
すめらぎ	中条住良木8291-1	(医)藤美会	H14. 12. 20	100	○	267-3311
市内施設数 13			小計	1,324		

事業所名	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	ショート ステイ	電話番号
須坂やすらぎの園	須坂市日滝2887-2	(獨)睦会	H11. 12. 27	100	○	246-6883
ウィングラス	須坂市仁礼7-10	(獨)グリーンアルム 福祉会	H13. 10. 16	90	○	215-2662
医療法人財団大西会老人 保健施設ひまわり	千曲市桑原1670-1	(医財)大西会	H11. 12. 27	100	○	274-1711
フランセーズ悠とぐら	千曲市上徳間337-1	(獨)博悠会	H17. 6. 1	80	○	261-0012
朝日ホームおんせんリハ ビリテーションセンター	上高井郡高山村牧 151-1	(獨)ハynesライフ	H17. 5. 1	70	○	242-1151
市外施設数 5			小計	440		
施設数の合計 18			合計	1,764		

(14) 介護医療院（短期入所療養介護）

種別	事業所名	所 在 地	経 営 主 体	許可年月日	定員	ショート ステイ	電話番号
Ⅰ型療養床	医療法人社団温心 会東和田病院介護 医療院	大字東和田723番地	(医社)温心会	R6. 4. 1	149	○	243-4895
Ⅰ型療養床	介護医療院とよの	豊野町豊野634	(獨)賛育会	H31. 3. 1	60	-	257-2470
	施設数 2				209		

(15) デイサービスセンター（通所介護・地域密着型・介護予防通所介護相当サービス）

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
● デイサービス西長野	○	新諏訪一丁目10-20	サンライフ(株)	H28. 12. 1	10	235-8265
通所介護事業所 デイ サービスやよいの 〈休止 R2. 4. 1〜〉		新諏訪一丁目25-43	(獨)信濃福祉施設協会	H30. 8. 1	25	262-1010
デイサービスセンター ながでんハートネット 桜枝町	○	大字長野桜枝町 823-1	(株)ながでんウェルネ ス	H16. 6. 16	42	238-1000
● いろは屋	○	箱清水一丁目11-4	(株)いろはにこんべい とう	H25. 8. 1	10	219-3832
● 大滝デイサービスセン ター	○	上松二丁目7-7	(独)大滝	H12. 3. 11	10	233-0839
デイサービスセンター ● 宅幼老所なかよしこよ し	○	上松二丁目18-11	(有)ケアライフ21	H17. 4. 1	10	234-1165
● サルーテ上松	○	上松四丁目23-12	(株)サルーテ	H29. 4. 1	15	217-2544
柳町介護サービスセン ター通所介護事業所	○	三輪五丁目3-10	(獨)長野市社会福祉協 議会	H12. 4. 1	38	235-4001
● 通所介護事業所さきが け	○	大字鶴賀権堂町 1448-12	(株)カリナ	H26. 10. 16	14	219-3173
アムール七瀬デイサー ビスセンター	○	大字鶴賀34-1	(獨)暖家	H23. 7. 16	34	217-5128
● デイサービス東口	○	七瀬2-9	あさひ福祉サービス (株)	H25. 4. 16	18	266-0823

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
デイサービスセンター ながでんハートネット 東鶴賀	○	東鶴賀町78	(株)ながでんウェルネ ス	H21. 10. 16	25	225-9258
つるがりハビリセン ター	○	大字鶴賀東鶴賀町 1906 長野中央介護セン ターつるが1階	長野医療生活協同組 合	H24. 2. 1	75	234-3512
● デイサービスセンター 七瀬		居町115-5	(株)ライフケア	H14. 6. 16	18	223-6061
● サンフィットあがた	○	大字南長野県町495	(株)サンブランチ	H29. 4. 1	15	217-7177
アムール縣デイサービ スセンター	○	大字南長野南県町 639-1	(獨)暖家	H16. 6. 1	34	231-5575
● デイホーム・ポルテ ワール	○	大字南長野南石堂町 1971 A-oneCity 5F-A	(有)ふるさと	H21. 5. 1	10	267-5680
● デイサービスフォーエ バーケアリよくふう		大字川合新田 1491-1	(株)フォーエバーケア	R4. 4. 1	10	214-8858
● デイサービス二三ちゃ ん家	○	大字稲葉575-8	(同)姉妹舎	H25. 1. 1	12	221-9657
● 宅幼老所わたぼうし		大字稲葉1044-6	(特非)わたぼうし	H17. 5. 16	9	285-9909
● デイサービスセンター 夢の中		大字稲葉1865 小林ビル3階	(株)おとなり	R4. 8. 1	10	267-0765
● デイサービスフィオー レ		稲葉1988-1	(有)フィオーレ福祉会	H28. 4. 1	10	214-3693
● 宅老所せりた	○	大字稲葉2056	あさひ福祉サービス (株)	H16. 8. 1	18	268-1677
ソワン南俣デイサービ スセンター	○	大字稲葉2466-8	エム工房(有)	H18. 11. 16	25	269-8920
ユーコーケア長野	○	大字稲葉2605-1 滝澤ビル1F	Y&Y(株)	H28. 5. 1	19	217-1558
● デイサービス花時計	○	大字稲葉2506-5	(株)小町舎	H21. 6. 1	12	228-2004
● 宅老所みなみまた	○	大字稲葉2608-1	あさひ福祉サービス (株)	H22. 8. 16	18	217-2771
アムール芹田デイサー ビスセンター	○	大字栗田82-1	(獨)暖家	H24. 7. 16	70	217-8030
陽だまり栗田	○	大字栗田715-9	(獨)長野南福祉会	H21. 12. 16	25	219-1047
アムール若里デイサー ビスセンター	○	若里二丁目10-1	(獨)暖家	H20. 12. 16	40	229-6718
● デイサービス若里	○	若里二丁目10-15	あさひ福祉サービス (株)	H27. 4. 1	18	266-0687
● すまいるケア若里	○	若里四丁目15-21	(有)石坂商店	H24. 9. 1	12	217-8931
● リハライフ若里	○	若里五丁目5-15 ヴァンテージハウス	(株)大栄産業	H24. 5. 1	18	217-6918
● リハビリ&フィットネ スリサラー松岡	○	松岡二丁目21-7	(公財)倉石地域振興 財団	R4. 8. 1	18	400-7001
デイサービス高田がっ こう	○	高田302-1	(獨)高田整形外科オル ソクリニック	H16. 10. 1	25	227-1160
デイサービス笑和		大字高田1030-5	(株)シェアハウス・プ ランニング	H28. 7. 1	24	217-5297

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
ニチイケアセンター高田	○	大字高田1031-1	(株)ニチイ学館	H12. 10. 27	28	229-8862
アイム高田デイサービスセンター	○	大字高田1078-1	(株)アイム長野	H24. 11. 1	20	268-0320
● 宅老所いっぷく	○	大字高田1130-1	あさひ福祉サービス(株)	H20. 4. 1	18	224-8820
● 宅老所ふるさと		大字南長池286-5	(有)ふるさと	H15. 2. 16	10	268-2680
● デイサービスおはな	○	大字西尾張部301-10	(株)O h a n a	H24. 12. 1	9	219-2664
● デイサービス フォーエバーケア田園	○	大字西尾張部1026-1	(株)フォーエバーケア	H28. 3. 16	18	217-6161
ツクイ長野西尾張部		大字西尾張部1089-7	(株)ツクイ	H17. 8. 1	30	239-7253
三陽介護サービスセンター通所介護事業所	○	大字西尾張部1124-6	(編)長野市社会福祉協議会	R6. 2. 1	22	259-2366
● 生活リハビリぽかぽかスタジオ	○	三輪二丁目5-5-2	(株)ONE-L I F E	H29. 4. 1	18	219-3877
● 大滝デイサービスセンター美和	○	三輪五丁目1-21	(各)大滝	H24. 9. 1	10	235-4775
● アムール三輪デイサービスセンターI	○	三輪九丁目32-18	(編)暖家	R4. 4. 1	18	217-0253
● デイサービスセンタースローライフ三輪	○	三輪十丁目7-3	(株)アイム長野	H23. 1. 1	10	252-6550
吉田介護サービスセンター通所介護事業所	○	吉田三丁目22-41	(編)長野市社会福祉協議会	H12. 4. 1	38	263-1775
Smileセンターフランチーズ悠よしだ	○	吉田四丁目19-5	(株)博悠	R1. 7. 1	130	258-7056
● ブルーム吉田	○	吉田五丁目26-8 ナベヤコーポ1階	(特非)ブルーム・ケア	R2. 4. 1	18	219-2037
● リハプライド長野	○	吉田五丁目27-5	(有)宇都宮石産	H28. 12. 1	15	477-7907
● 福老式番館	○	吉田五丁目29-28-8	(株)福老	H25. 5. 1	10	219-2962
● 福老参番館		吉田五丁目30-25	(株)福老	H30. 4. 1	10	243-2963
デイトレセンターリヴァール長野	○	桐原1丁目28-3	(株)ながでんウェルネス	R2. 8. 1	110 (土曜80)	217-2414
● アースサポート長野	○	中越一丁目2-27	アースサポート(株)	R6. 4. 1	18	239-7200
ニチイケアセンター中越	○	中越一丁目6-27	(株)ニチイ学館	H21. 10. 1	35	239-7768
● 福老老番館		中越二丁目31-6	(株)福老	H22. 7. 16	8	244-2628
● デイサービスセンターねむの木		大字富竹715-1	(有)ねむの木	H16. 12. 1	9	295-3717
● デイサービス太陽	○	大字富竹936-4	高田産業(有)	H30. 4. 1	18	462-1001
フランチーズ悠とみたけデイサービスセンター	○	大字富竹118-1	(株)博悠	R2. 9. 1	45	217-7560
富竹の里デイサービスセンター	○	大字富竹1632-1	(編)光仁会富竹の里	H12. 1. 21	35	296-2867
● エフビー柳原デイサービスセンター	○	大字小島785	エフビー介護サービス(株)	H20. 7. 1	18	236-8200

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
デイサービスセンターながでんハートネット柳原	○	大字柳原2123-1	(株)ながでんウェルネス	H23. 10. 1	25	217-6080
● 寄り合い処ふらっと柳原	○	大字柳原2223-1	エフビー介護サービス(株)	H25. 10. 1	15	255-7726
● デイサービスやなぎはら〈休止 R3. 12. 1〜〉		大字村山500-1	(有)カインズ・ライフ	H26. 12. 1	10	219-3028
博愛の園デイサービスセンター	○	浅川東条295-5	(編)博愛会	H12. 9. 27	25	256-6520
デイサービスグランドM I R I E公園通り		浅川押田197-1	(株)公園通り	H26. 12. 1	25	266-0103
フランチーズ悠 デイサービスセンター	○	大字大豆島360-3	(編)博悠会	H11. 10. 25	35	251-1655
やまぼうし	○	大字大豆島1638	(同)共生	R3. 8. 1	20	214-3802
● 有限会社浅間介護センターデイサービスセンターわが家		大字大豆島1655-2	(有)浅間介護センター	H14. 11. 1	10	222-1025
ニチイケアセンターまめじま	○	大字大豆島5190	(株)ニチイ学館	H17. 8. 16	40	266-6075
ツクイ長野	○	大字風間1756-1	(株)ツクイ	H15. 10. 16	40	267-0256
株式会社ケアネットデイサービスセンター長野第二	○	大字北長池1242-1	(株)ケアネット	H14. 1. 1	34	263-2852
アムール尾張部デイサービスセンター	○	大字北尾張部707-3	(編)暖家	H19. 1. 16	38	219-5157
長野市朝日ホーム デイサービスセンター	○	大字南堀3-1	(編)ハインスライフ	H11. 10. 25	25	241-8000
● リハライフ朝陽しなの木	○	大字北堀797-1	(株)大栄産業	R2. 8. 1	18	217-6952
● ぬくぬく	○	大字北堀865-4	(株)善光	R5. 4. 1	10 (月、金)	225-9162
● デイサービスセンターわく		桜新町678-4	(株)和処	H19. 4. 1	10	263-3131
ニチイケアセンター長野	○	大字檀田二丁目5-6	(株)ニチイ学館	H17. 11. 1	40	239-6353
コープながの福祉センターコープの家まゆみだ	○	大字檀田二丁目6-22	生活協同組合コープながの	H28. 12. 16	19	217-9082
医療法人宮沢医院グリーンバード	○	大字徳間554-1	(医)宮沢医院	H17. 11. 1	40	243-6898
デイサポートこまち徳間	○	大字徳間3143	(株)サン・カラープロセス介護事業	R5. 6. 1	35	217-2833
● 個別リハビリ清水会	○	大字徳間一丁目1-5 ハイツM&K 1階	R O O T I N G(同)	H26. 9. 1	10	405-6271
デイサービスM I R I E若槻		大字若槻東条1174-2	(株)公園通り	H18. 7. 16	30	262-1969
若槻ホームデイサービスセンター	○	田中1464-1	(編)若槻ホーム	H14. 7. 16	30	251-3505

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
デイサービスセンター レインボー	○	大字吉1827	〔編〕ハーモニー福祉会	H26. 9. 1	45	295-8025
ソクイ長野稲田	○	稲田一丁目5-11	〔株〕ソクイ	H27. 2. 1	50	256-9733
安茂里介護サービスセ ンター通所介護事業所	○	大字安茂里1775	〔編〕長野市社会福祉協 議会	H12. 4. 1	45	225-8501
リハライフ安茂里あん ずのさと	○	大字安茂里3599-1	〔株〕大生産業	R5. 4. 1	30	223-2255
● 燦倶楽部西河原	○	大字安茂里3711-1	〔株〕ながの地域福祉 サービス	H27. 6. 1	14	225-9189
● 燦倶楽部犀北	○	大字安茂里7784	〔株〕ながの地域福祉 サービス	H27. 6. 1	14	269-9667
● 介護屋デイサービスセ ンターオレンジ		差出南二丁目12-26	〔有〕大西	H21. 7. 1	9	268-0023
コスモスプラネットあ もりデイサービスセン ター	○	宮沖3497-3	〔株〕コスモスプラネッ ト	H28. 9. 1	30	262-1137
ウエルフェアコスモス あもりデイサービスセ ンター	○	差出南三丁目7-1	〔編〕ウエルフェアコス モス	H23.12. 1	30 (土曜20)	228-1500
通所介護事業所夢想園	○	大字上ヶ屋2682-125	〔有〕夢想園	H17. 8.16	19	236-6070
● リハビリデイサービス e m a o 篠ノ井店	○	篠ノ井布施五明 124-10	〔編〕エマオ会	H25. 4. 1	15	292-8101
グリーンヒル	○	篠ノ井布施五明1973	〔編〕四徳会	H11.11.24	25	293-6033
● デイサービスむすびの 森	○	篠ノ井布施五明3462	〔株〕シナノキの杜	R5. 8. 1	18	247-8349
ニチイケアセンター長 野南	○	篠ノ井御幣川305-1	〔株〕ニチイ学館	H20. 4. 1	25	293-7861
ニチイケアセンター篠 ノ井	○	篠ノ井御幣川 1232-1	〔株〕ニチイ学館	H18.10. 1	48	290-7715
コスモスプラネット篠 ノ井デイサービスセン ター	○	篠ノ井会614-1	〔株〕コスモスプラネッ ト	R2. 7. 1	25 (土曜20)	214-3163
● 晴れる屋	○	篠ノ井塩崎4645	〔同〕N c a r e	R5. 8. 1	18	214-8158
● デイサービスさくら	○	篠ノ井岡田216-5	〔株〕さくら	R6. 4. 1	15	214-3046
博仁会 桜荘 社会福 祉総合施設	○	篠ノ井ニツ柳 1535-1	〔編〕博仁会	H12. 3.11	20	293-0088
篠ノ井介護サービスセ ンター通所介護事業所	○	篠ノ井小森587-1	〔編〕長野市社会福祉協 議会	H12. 4. 1	38	293-2001
あっぱるけあみなみな がの	○	篠ノ井東福寺 1405-1	〔株〕アップルケア	H24. 7.16	30	214-6622
フィットネスライフ南 長野	○	篠ノ井杵淵1623	〔有〕ほほ笑み介護支援 センター	H29. 7. 1	20	214-9920
やすらぎの園デイ・ ショートセンター	○	篠ノ井杵淵213-4	〔編〕睦会	H13. 3.15	25	293-2601
● 宅老所のぞみ	○	篠ノ井有旅2337-1	(特非)のぞみ	H15. 8. 1	18	292-2243
● 陽だまり山布施	○	篠ノ井山布施 8485-1	〔編〕長野南福祉会	H26.10. 1	10	217-8344

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当 サー ビス	所 在 地	経 営 主 体	指定年月日	定員	電話番号
● 参加型デイサービスお むすびかふえ	○	松代町松代153-14	〔株〕ONE-L I F E	R5.12. 1	10	214-0788
● でいとれーにんぐまつ しろ	○	松代町松代957-4	〔株〕メディカルケアラ イフ	H26. 2. 1	15	278-0270
● ONEでいとれーにん ぐまつしろ	○	松代町松代958	〔株〕メディカルケアラ イフ	R2. 4. 1	15	278-1731
● 小規模民家型デイサー ビス ぽかぽかの家	○	松代町松代1293-2	〔株〕ONE-L I F E	H24. 6.16	15	214-5830
● 宅老所あったかいご	○	松代町松代1303	〔有〕介護ジャーナル	H14. 4.16	14	278-1112
松代デイサービスセン ター 〈休止 R5. 4. 1〜〉		松代町東条94-1	〔編〕長野市社会事業協 会	H11.11.24	32	278-8438
● デイサービスセンター ふくろう	○	松代温泉75-1	〔株〕介護のおお岡	H19. 7.16	15	278-1721
あっぱるけあ	○	松代町西寺尾 1047-1	〔株〕アップルケア	H16. 6. 1	25	278-3690
デイサービスセンター リハビリケア	○	松代町小島田 3262-5	〔有〕リアライズ	H15. 6. 1	25	278-0125
癒しの在所松代 〈休止 R3. 1.16〜〉	○	松代町西条3563-1	〔編〕暖家	R2. 3.16	30	213-7118
わかほデイサービスセ ンター	○	若穂綿内6434	〔編〕善光寺大本願福祉 会	H15.12.16	40	282-3524
● いこいや	○	若穂川田1830	〔編〕善光寺大本願福祉 会	H23. 2. 1	10	268-5520
● デイサービスみつめ	○	若穂川田2643	(特非)あったらいい な地域福祉会	H23. 5. 1	10	214-7520
セリタのデイサービス センター川中島	○	川中島町原132-1	〔編〕芹田福祉サービス	H28.11.16	25	214-6405
● まじよの介護便通所介 護事業所	○	川中島町原575-1	魔女の介護便〔株〕	H26. 4. 1	10	405-6963
コスモスポールスター 青木島デイサービスセ ンター	○	青木島三丁目3-13	〔株〕コスモスポールス ター	R6. 3. 1	20	214-9896
コスモスポールスター 川中島デイサービスセ ンター	○	川中島町御厨 1131-1	〔株〕コスモスポールス ター	R5. 4. 1	20 (土曜・ 日曜15)	214-6865
● シニアフィットネス mikuriデイサービスセ ンター	○	川中島町御厨1207	〔株〕サンメーア	H27. 7. 1	18	405-7824
デイサービスセンター サンビラかわなかじま	○	川中島町今里610	〔編〕川中嶋福祉会	H14. 4. 1	34	286-1620
博仁会川中島桜荘デイ サービスセンター	○	川中島町今里 1034-1	〔編〕博仁会	H23. 4. 1	20	254-6606
● デイサポートこまち川 中島	○	川中島町上氷鉋 532-1	〔株〕サン・カラープロ セス介護事業	H25.11. 1	18	214-6733
● 宅幼老所おあしす	○	川中島町上氷鉋 1708-17	〔有〕おあしす	H16. 4. 1	14	284-7188

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当サービス	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
● デイサービスむすびの森川中島	○	川中島町御厨1070-13	(株)シナノキの杜	R6. 4. 1	18	213-7858
三本柳デイサービスミント	○	丹波島一丁目793	長野医療生活協同組合	H22. 11. 1	30	254-6116
● 特定非営利活動法人大和家	○	青木島町綱島222-3	(特非)大和屋	H21. 5. 1	8	284-8091
● 宅老所縁互	○	青木島町綱島287-2	(同)縁互	R5. 4. 1	10	285-2636
デイサービスセンター青木島ふれあいの家		青木島町大塚907-6	(株)アイム長野	H22. 4. 1	25	286-1202
青木島リハビリデイサービス	相当サービスのみのみ	青木島町大塚907-6	(株)アイム長野	R1. 6. 1	10	286-1202
コスモス長野デイサービスセンター	○	小島田町380	(医)コスモス	H19. 10. 1	40	285-2654
コスモスさいなみデイサービスセンター	○	小島田町449	(医)コスモス	H23. 10. 1	40	283-2021
氷鉋介護サービスセンター通所介護事業所	○	稲里町中氷鉋405	(協)長野市社会福祉協議会	H12. 4. 1	30	286-7768
フランスベッド長野デイサービスセンター	○	稲里町下氷鉋492-2	(株)ミストラルサービス	H28. 7. 1	39	284-3336
こうほくデイサービスセンター	○	稲里町下氷鉋682	(協)あさひ福祉会	H11. 12. 21	30	286-5800
デイサービスセンター広徳ひまわりの家	○	広田221-1	(株)アイム長野	H24. 7. 1	20	286-7577
ニチイケアセンター稲里	○	稲里町中央一丁目6-7	(株)ニチイ学館	H13. 4. 16	35	286-1161
コスモスプラネット稲里デイサービスセンター	○	稲里町中央一丁目15-1	(株)コスモスプラネット	H30. 9. 16	20	214-3010
ソクイ長野稲里中央		稲里町中央四丁目15-9	(株)ソクイ	H17. 3. 1	30	286-6050
● 第三宅老所のぞみ	○	信更町氷ノ田3192-1	(特非)のぞみ	H20. 9. 16	10	299-2550
● 第二宅老所しんこう	○	信更町安庭1070	(有)グリーンリバー信更	H22. 3. 16	18	299-1170
デイサービスセンターレインボーとよの	○	豊野町石742-3	(協)ハーモニー福祉会	R3. 11. 16	30	219-2116
豊野中央デイサービスセンター	○	豊野町豊野655-5	(協)賛育会	H12. 3. 11	35	219-1530
豊野デイサービスセンター	○	豊野町豊野2298-2	(協)長野県社会福祉事業団	H12. 1. 21	25	257-5180
戸隠中央デイサービスセンター	○	戸隠豊岡1384	(協)光和福祉会	R6. 4. 1	25	254-2775
● 戸隠介護サービスセンター通所介護事業所	○	戸隠栃原9246	(協)長野市社会福祉協議会	H17. 4. 1	18	252-2780
● 鬼無里介護サービスセンター通所介護事業所	○	鬼無里160-3	(協)長野市社会福祉協議会	H31. 4. 1	18	256-2961

事業所名 (●は地域密着型通所介護)	相当サービス	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
中条介護サービスセンター大岡サテライト通所介護事業所	○	大岡乙3117	(協)長野市社会福祉協議会	R3. 4. 1	20	266-2150
信州新町デイサービスセンター	○	信州新町日原東2186-1	(協)ウエルフェアコスモス	R5. 4. 1	30	262-5090
中条介護サービスセンター通所介護事業所	○	中条日高3964-2	(協)長野市社会福祉協議会	H22. 4. 1	25	267-3222
施設数 159				合計	3,818	

(16) 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所（通所型基準緩和サービス）（市内）

事業所名	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
サンフィットあがた〈休止 R2. 2. 1〜〉	大字南長野県町495	(株)サンブランチ	H30. 12. 1	15(水のみ)	217-7177
デイサービス高田がっこう	大字高田302-1	(医)高田整形外科オルソクリニック	H28. 10. 1	7	227-1160
リハプライド長野	吉田五丁目27-5	(有)宇都宮石産	R1. 6. 16	10(水のみ)	477-7907
リハビリ特化型通所サービス明日へ	大字北堀325-1	ダイセン(有)	R30. 12. 1	12	217-7885
ぬくぬく	大字北堀865-4	(株)善光	R5. 4. 1	10(火・水・木のみ)	225-9162
オハナ道場	篠ノ井石川1509	(株)OHANA	R5. 11. 1	18	292-1177
フィットネスライフ南長野	篠ノ井杵淵1623	(有)ほほ笑み介護支援センター	H28. 10. 1	15	214-9920
でいとれーにんぐ まつしろ〈休止 R2. 2. 1〜〉	松代町松代957-4	(株)メディカルケアライフ	H30. 12. 1	15（土のみ14：30～16：30）	278-0270
おひさま	若穂綿内6434	(協)善光寺大本願福祉会	H29. 2. 16	10(水のみ)	282-3524
青木島リハビリデイサービス	青木島町大塚907-6	(株)アイム長野	R1. 6. 1	10	286-1202
コスモス長野総合支援センター	小島田町380	(医)コスモス	H28. 10. 1	20	283-8578
スタスタくらぶすめらぎ	中条住良木8291-1	(医)藤美会	H28. 12. 1	15（火・水のみ）	267-3311
施設数 12			合計	157	

(17) デイケア（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）（市内）

種別	事業所名	介護予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
医療機関	岡田内科 〈休止 R5. 5. 1〜〉	○	大字鶴賀西鶴賀町1528	(医)啓成会	H26. 11. 1	10	235-1788
	長野医療生活協同組合 南長池診療所	○	大字南長池830	長野医療生活協同組合	H11. 11. 30	10	263-1234
	医療法人愛和会デイケアセンター愛和	○	大字鶴賀1044- 2	(医)愛和会	H20. 2. 1	24	217-3981
	医療法人公生会竹重病院	○	大字鶴賀田町2099	(医)公生会	H21. 4. 1	4	234-1281
	朝日ながの病院	○	三輪一丁目 2-43	(医)ハynesライフ	H28. 6. 1	18	215-8081
	山田記念朝日病院	○	大字南堀135- 1	(医)ハynesライフ	H28. 6. 1	6	244-6411
	長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	○	篠ノ井会666- 1	長野県厚生連	H12. 3. 15	15	292-2261
	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	○	松代町松代183	長野県厚生連	H11. 11. 24	5	278-2031
	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院	○	若穂綿内7615- 1	長野県厚生連	H19. 4. 1	40	282-7111
	学校法人四徳学園長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック	○	川中島町今井原11- 8	(学)四徳学園	H17. 9. 1	20	286-5390
	長野医療生活協同組合稲里生協クリニック	○	稲里町中央二丁目17- 8	長野医療生活協同組合	H16. 10. 16	25	286-1500
	医療法人大和真田会ましまクリニック	○	真島町真島2209	(医)大和真田会ましまクリニック	H14. 2. 1	20	284-1500
	長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院	○	信州新町上条137	長野県厚生連	H22. 1. 1	30	262-3111
老人保健施設等	ケアポート三輪	○	三輪五丁目43-20	(医)公生会	H12. 2. 9	70	238-2655
	ふるさと	○	大字三才683	長野医療生活協同組合	H12. 2. 9	55	251-3155
	星のさと	○	篠ノ井小松原2360	(医)みすゞ会	H12. 2. 9	20	261-1555
	コンフォート岡田	○	大字北長池914	(医)啓成会	H12. 2. 9	10	263-3361
	インターコート藤	○	青木島町綱島782- 6	(医)百藤会	H12. 2. 9	40	284-5459
	コスモス長野	○	小島田町380	(医)コスモス	H12. 2. 9	40	285-7750
	コスモスさいなみ	○	小島田町449	(医)コスモス	H13. 7. 1	40	283-0314
	桜ホーム	○	篠ノ井ニツ柳1432- 3	(医)博人会	H14. 4. 1	30	290-1132
	ゆたかの	○	豊野町豊野634	(協)賛育会	H12. 2. 9	25	257-3000
	すめらぎ	○	中条住良木8291- 1	(医)藤美会	H14. 12. 20	20	267-3311
	施設数 23					577	

(18) 訪問看護ステーション・介護予防訪問看護ステーション（市内のみなし指定事業者を除く）

事業所名	介護予防	所在地	経営主体	指定年月日	電話番号
ファミリア訪問看護ステーション 〈休止 R3. 12. 31〜〉	○	長野東後町36- 3	(株)ファミリア表参道	R2. 10. 16	217-5039
訪問看護ステーションふれあい田町	○	大字鶴賀田町2099	(医)公生会	H11. 11. 11	237-4021
訪問看護ステーションながの	○	東鶴賀町1906	長野医療生活協同組合	H11. 11. 11	234-7843
コンフォート訪問看護ステーション	○	大字鶴賀西鶴賀町1528	(医)啓成会	H27. 1. 1	217-2484
アムール七瀬訪問看護ステーション	○	大字鶴賀34- 1	(協)暖家	R4. 10. 16	217-5195
訪問看護ステーション愛和	○	大字鶴賀1044- 2	(医)愛和会	H13. 5. 16	226-3843
訪問看護ステーションクラリス	○	大字鶴賀362- 1 202	(株)ソーシャルコネクトジャパン	R4. 7. 1	027-388-9796
東口メンタルクリニック訪問看護ステーション カシオペア	○	栗田1579	(医)東口メンタルクリニック	R2. 10. 1	267-7708
ケアーズ訪問看護ステーションながのの看護	○	大字栗田2009 BBBビル302号室	(株)LCウェルネス	H28. 1. 16	219-6104
訪問看護ステーションデューン長野	○	大字鶴賀七瀬705- 1 王神ビルB 1階	(株)N・フィールド	H28. 12. 1	223-0206
アムール長野訪問看護ステーション	○	若里二丁目10- 6	(協)暖家	H28. 6. 16	217-5525
長野赤十字訪問看護ステーション	○	若里五丁目22- 1	日本赤十字社	H13. 5. 16	226-4215
医心館 訪問看護ステーション 長野	○	大字稲葉916- 1	(株)アンビス	R2. 10. 1	274-5026
訪問看護ステーション快星	○	大字稲葉2036- 6	(株)ナースタ	R4. 12. 16	400-0563
訪問看護ステーション絆	○	大字稲葉2462- 2 ハイツ小島106号	(同)つながり	R4. 4. 1	217-8879
訪問看護リハビリステーションつばさ	○	川合新田414- 1- 2 ハイム北岡B棟	(株)クレインズ	H30. 7. 1	214-7814
訪問看護かえりえ長野	○	大字高田63	(株)やさしい手	H28. 12. 1	050-1743-8518
長野市民病院訪問看護ステーション	○	大字富竹1333- 1	(地独)長野市民病院	H28. 4. 1	295-1188
訪問看護ステーションあゆみ	○	大字風間1100-415	(同)訪問看護ステーションあゆみ	H27. 11. 1	214-2987
訪問看護ステーションきいろ	○	石渡47- 5	Hinata(株)	R3. 8. 1	262-1946
訪問看護ステーションあおい	○	大字南堀32- 1	(株)マツハシ	R5. 3. 16	217-5036
朝日訪問看護ステーション	○	南堀135- 1	(医)ハynesライフ	R5. 5. 1	263-4088
訪問看護ステーション嫩草	○	上野二丁目119- 1	(株)わかくさ会	H19. 4. 1	236-9339
訪問看護ステーションあやめ長野	○	稲田 3 丁目20-11 サニーハイツ稲田103	(株)ファーストナース	R3. 2. 1	263-7201
むすびの森篠ノ井訪問看護ステーション	○	篠ノ井布施五明3428	池田建設(株)	H29. 11. 1	247-8345
訪問看護ステーションohana	○	篠ノ井布施高田557- 1	(株)ワンオハナ	R4. 3. 1	466-6771
セリタの訪問看護ステーション	○	篠ノ井布施高田747	(協)芹田福祉サービス	H30. 12. 1	274-5365
みらい訪問看護ステーション	○	篠ノ井布施高田1009-1 ユニティビル1階	(同)Create the Future	R4. 4. 1	214-5028
ニチイケアセンター篠ノ井中央訪問看護ステーション	○	篠ノ井御幣川1157- 1	(株)ニチイ学館	H23. 6. 1	290-5081
訪問看護ステーションしののい	○	篠ノ井会666- 1	長野県厚生連	H13. 5. 16	292-2261

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	電話番号
訪問看護ステーションまつしろ	○	松代町松代176-14	長野県厚生連	H13. 5. 16	278-3627
訪問看護ステーションまつしろ わかほサテライト	○	若穂綿内7615-1	長野県厚生連	-	282-7111
子どもとおとなのつむぎ訪問看護ステーション		川中島町今里87-6	(特非)こすもけあ福祉会	R3. 4. 1	214-7533
訪問看護ステーションあやめ川中島	○	青木島1丁目20-1	(株)ファーストナース	R5. 9. 1	285-9541
訪問看護ステーションこころ	○	青木島町大塚1430	(有)おあしす	H27. 6. 1	283-1122
訪問看護ステーションコスモス	○	小島田町449	(医)コスモス	H11. 11. 11	283-8017
訪問看護ステーションとよの	○	豊野町豊野659-1	(編)賛育会	H11. 11. 11	257-5150
戸隠介護サービスセンター訪問看護事業所	○	戸隠豊岡1533-2	(編)長野市社会福祉協議会	H17. 4. 1	254-1138
訪問看護ステーションしんまち	○	信州新町上条137	長野県厚生連	H12. 2. 9	262-2359
施設数 39					

(19) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（市内）

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
コンフォートごんどう	○	大字鶴賀西鶴賀町1484番地5	(医)啓成会	R5. 3. 16	33	219-3344
ぬくもりの里栗田	○	大字栗田72番地19	(編)芹田福祉サービス	R3. 11. 1	45	219-6015
住宅型有料老人ホームセラピア栗田	○	大字栗田314-11	(編)長野南福祉会	R4. 1. 1	42	217-7111
ケアビレッジ銀乃扇	○	大字西尾張部1089-8	(株)銀乃扇	H27. 8. 1	20	225-9811
介護付有料老人ホームあたご		三輪十丁目4-18	アタゴ学園(株)	H20. 6. 12	50	241-4371
ソーナ上町	○	吉田一丁目14-33	(同)陽だまり	R2. 3. 1	24	217-2193
ケアライフ柳原第2	○	大字柳原2223-1	エフビー介護サービス(株)	H29. 12. 1	20	255-7716
介護付き有料老人ホームアムール尾張部	○	大字北尾張部707-3	(編)暖家	H27. 4. 16	20	219-5157
特定施設入居者生活介護事業所松寿荘	○	上野二丁目120-4	長野広域連合	H18. 10. 1	100	296-1833
介護付有料老人ホームシニアパレスレインボー	○	大字吉1823-2	(編)ハーモニー福祉会	H19. 12. 1	87	295-1844
介護付有料老人ホームぬくもりの里篠ノ井	○	篠ノ井布施高田747	(編)芹田福祉サービス	R2. 2. 1	30	274-5358
あいらの杜篠ノ井駅前	○	篠ノ井布施高田798-3	(株)はれコーポレーション	H29. 10. 1	54	290-5480
ニチイケアセンター長野南	○	篠ノ井御幣川305-1	(株)ニチイ学館	H21. 10. 1	53	293-6871
ヒューマンヘリテージ川中島	○	神明181	(有)ヒューマンヘリテージ	H22. 2. 1	22	217-1220
尚和寮	○	松代町東条94-1	(編)長野市社会事業協会	H18. 11. 1	50	278-2600
介護付有料老人ホームぬくもりの里今井二号館	○	川中島町原155-1	(編)芹田福祉サービス	R1. 12. 1	48	213-6413

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
ケアハウス南長野	○	川中島町今井原11-8	(編)四徳健康会	H17. 9. 1	45	286-2270
ヒューマンヘリテージ稲里	○	稲里町中氷鉋1080	(有)ヒューマンヘリテージ	H23. 2. 1	18	254-7266
施設数 18					761	

(20) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（市内）

事業所名	所在地	経営主体	指定年月日	電話番号
コンフォート在宅サービスステーション〈休止 R3. 10. 20〜〉	大字鶴賀西鶴賀町1484-5	(医)啓成会	H26. 12. 1	217-2484
アムール長野定期巡回訪問介護看護	大字栗田1568	(編)暖家	R2. 12. 1	217-1512
巡回訪問24コスモスあもり	若里三丁目10-40 若里かんかん1番館2F	(医)コスモス会	H26. 4. 1	217-7010
セリタのライフサポート24	篠ノ井布施高田747	(編)芹田福祉サービス	R2. 4. 1	274-5365
巡回訪問24コスモス	小島田町449	(医)コスモス	H26. 3. 16	283-2237
施設数 5				

(21) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症型対応型通所介護（市内）

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
アムール三輪デイサービスセンターⅡ〈休止 R5. 5. 1〜〉	○	三輪九丁目32-18	(編)暖家	R4. 4. 1	9	217-1227
医療法人宮沢医院グリーンテラス	○	占田二丁目8-1	(医)宮沢医院	H27. 8. 1	12	263-5056
宅老所さくら	○	吉田五丁目13-7	(特非)グループもみじ	H18. 4. 1	12	244-7104
グループホーム太陽	○	富竹936-1	高田産業(有)	R2. 4. 1	6	295-5262
認知症対応型デイサービスながぬま	○	大字大町735-1	(有)カインズ・ライフ	R5. 4. 1	12	236-9830
第二宅老所のぞみ	○	篠ノ井有旅2279-1	(特非)のぞみ	H18. 4. 1	10	292-2243
ふれあいデイサービスセンター		松代町西寺尾1000	(編)新志福祉会	H18. 4. 1	12	278-5600
こもれび	○	若穂綿内6429	(編)善光寺大本願福祉会	H18. 4. 1	12	266-5115
施設数 8				合計	85	

〔22〕 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（市内）

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所たわわ善光寺下		三輪六丁目17-10-1	(特非)ワーカーズ コープかがやき	H23. 4. 1	29	238-6511
けやき	○	大字鶴賀緑町 1596-15	(備)博愛会	H20. 2. 1	29	233-1108
小規模多機能あったかほーむ稲葉	○	大字稲葉1680-1	エフビー介護サー ビス(株)	H25.12. 1	29	268-2187
ツクイ長野風間		大字風間1756-1	(株)ツクイ	H28. 4. 1	29	267-0257
宅老所手と手	○	大字若槻団地 3-17	(特非)手と手	H18.10. 1	29	243-8508
小規模多機能ホームみんなのあも り		大字安茂里1861	(特非)グループも みじ	H18.10. 1	29	226-0903
むつみ家ほのぼの	○	篠ノ井杵淵1043-1	(備)睦会	H19.10. 1	29	299-8864
むつみ家いきいき	○	松代町柴330-1	(備)睦会	H25. 4. 1	29	214-7880
小規模多機能型居宅介護博仁会川 中島桜荘	○	川中島町今里 1034-1	(備)博仁会	R2. 4. 1	29	254-6606
まゆ川中島	○	下水鉾一丁目15-2	(株)ライフケア	R3. 2. 1	29	285-0934
小規模多機能ホーム科の風	○	豊野町浅野1594-1	(有)カインズ・ライ フ	H30. 4. 1	29	213-8871
施設数 11				合 計	319	

〔23〕 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス事業所）（市内）

事業所名	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
看護小規模多機能城山	箱清水一丁目12番14号	(医)メディオアシス	R5. 4. 1	29	217-1263
ブルーム若里	若里五丁目 5-17-1	(特非)ブルーム・ケ ア	H31. 4. 1	29	217-1231
看多機かえりえ長野	高田63	(株)やさしい手	R2. 4. 1	29	050-1751 -4075
看護小規模多機能あったかほーむ 柳原	大字小島788-2	エフビー介護サービ ス(株)	H30. 4. 1	29	217-3255
ニチイケアセンター篠ノ井中央	篠ノ井御幣川1157-1	(株)ニチイ学館	H27. 4. 1	29	290-5082
ブルーム丹波島	丹波島二丁目11-12	(特非)ブルーム・ケ ア	R4. 4. 1	24	254-7770
燦倶楽部中条	中条2429	(株)ながの地域福祉 サービス	R2. 4. 1	29	267-3977
施設数 7			合 計	198	

〔24〕 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
グループホーム新諏訪	○	新諏訪一丁目10-40	エフビー介護サー ビス(株)	H28. 8. 1	18	219-5670
グループホームうえまつ	○	上松二丁目 6-3	(備)さかえ	H26.12. 1	18	405-8187
愛の家グループホーム長野上松	○	上松五丁目 1-4	メディカル・ケ ア・サービス(株)	H24.12. 1	18	239-6010
愛の家グループホーム長野鶴賀七 瀬	○	鶴賀333-2	メディカル・ケ ア・サービス(株)	R2. 4. 1	18	269-6030

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
グループホームまゆ	○	居町115-5	(株)ライフケア	H14. 6. 16	18	223-6059
グループホーム稲葉	○	大字稲葉1677-1	エフビー介護サー ビス(株)	H22.12. 1	18	251-1170
長野医療生活協同組合グループ ホーム栗田ゆうゆう	○	大字栗田165	長野医療生活協同 組合	H20. 4. 1	9	227-8785
こもれ陽栗田2号館	○	大字栗田715-9	(備)長野南福社会	H27. 4. 1	18	219-1239
こもれ陽栗田	○	大字栗田732-1	(備)長野南福社会	H22.12. 1	18	217-2838
グループホーム南長池れんげそう	○	大字南長池831-1	長野医療生活協同 組合	H29. 8. 1	18	217-8228
ツクイ長野西尾張部グループホー ム	○	大字西尾張部 1006-3	(株)ツクイ	R2.10. 1	18	241-2501
グループホームみわ		三輪二丁目 2-38	(有)ユーネットワー ク	H23. 4. 1	18	244-1033
愛の家グループホーム長野吉田	○	吉田二丁目33-24-4	メディカル・ケ ア・サービス(株)	H26. 4. 1	18	239-7330
グループホームよしだ	○	吉田三丁目26-14	(備)さかえ	R2. 4. 1	18	262-1961
グループホームフランセーズ悠よ しだ	○	吉田四丁目19-2	(備)博悠会	H19. 7. 1	18	256-6680
グループホーム太陽	○	大字富竹936-1	高田産業(有)	H19. 4. 1	18	295-5262
グループホームフランセーズ悠		大字柳原2080-11	(備)博悠会	H16. 4. 1	18	239-7500
グループホームあさかわ		浅川東条300-2	(有)ユーネットワー ク	H19.10. 1	18	252-5660
グループホームかぐらばし	○	神楽橋10-113	(医)桂俊会	H23. 8. 1	18	252-6080
グループホームまめじま	○	大字大豆島833-1	(株)長野介護セン ター	H21. 8. 1	18	221-8883
グループホーム愛ランドまめじま		大字大豆島5280-1	(株)石田福祉サービ ス	H22. 8. 1	18	222-0294
桜の園グループホーム	○	桜新町724	(有)長野カイゴサー ビス	H19.10. 1	18	257-0558
グループホーム太陽まゆみだの家	○	大字檀田二丁目 23-10	高田産業(有)	H25. 8. 1	18	217-2800
グループホームしなの	○	上野二丁目589-1	(有)カインズライフ	H15.12. 1	18	296-7002
グループホームながぬま	○	大字大町735-1	(有)カインズライフ	H20.10. 1	18	236-9830
グループホームコスモスあもり	○	大字安茂里1798-1	(医)コスモス	H21. 4. 1	18	267-7066
グループホームウエルフェアあも り	○	大字安茂里8407-8	(備)ウエルフェアコ スモス	H27. 4. 1	18	268-0218
グループホームコスモスポールス ター	○	篠ノ井会641-1	(株)コスモスポール スター	R2. 4. 1	18	214-2137
グループホームコスモスプラネッ ト篠ノ井	○	篠ノ井会619-1	(株)コスモスプラ ネット	H22. 8. 1	18	292-5533
グループホーム星のさと	○	篠ノ井小松原2361	(医)みずゞ会	H15. 9. 1	18	261-1551
桜グループホーム	○	篠ノ井三ツ柳 1432-3	(医)博人会	H14. 4. 1	18	290-1134
グループホームまゆ篠ノ井	○	篠ノ井塩崎4015	(株)ライフケア	H29.12. 1	18	274-5402
グループホーム柳島爐	○	松代町西寺尾986-1	(備)新志福社会	H17. 4. 1	18	215-6611
グループホームまゆ松代	○	松代町松代1455-1	(株)ライフケア	H29.12. 1	18	214-0661
グループホーム愛ランドわたうち		若穂綿内8505-1	(備)治敬会	H26.12. 1	18	214-5670
グループホーム川田の宿	○	若穂川田1358-1	(備)善光寺大本願福 社会	H17. 9. 1	18	282-6751

事業所名	介護 予防	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
グループホーム川中島	○	川中島町今井 1836-1	エフビー介護サー ビス(株)	H22. 8. 1	18	285-1810
グループホームさくらんぼ	○	川中島町今里 1304-1	(獨)博仁会	R4. 8. 1	18	254-6606
さわやか川中島		川中島町上氷鉤 1339-1	(有)ヒューマンヘリ テージ	H21. 4. 1	18	285-0730
グループホームコスモス長野	○	小島田町376-2	(獨)コスモス	H13. 3. 15	18	285-5266
グループホームコスモスさいなみ	○	小島田町1143-3	(獨)コスモス	H18. 1. 16	18	254-6780
グループホームグリーンテラス愛	○	小島田町1790	(有)ながの介護セン ター	H23. 8. 1	18	286-7177
グループホームかえで	○	七二会甲14-1	(有)フィオーレ福祉 会	H24. 4. 1	18	229-3271
グループホームしんこう	○	信更町田野口231-1	(獨)あさひ福祉会	H27. 4. 1	18	290-4015
愛の家グループホーム豊野	○	豊野町豊野797-14	メディカル・ケ ア・サービス(株)	H24. 3. 1	18	215-3570
認知症高齢者グループホーム泉平 ファミリー	○	豊野町豊野2298-2	(獨)長野県社会福祉 事業団	R2. 4. 1	18	257-5183
鬼無里介護サービスセンターなか よしハウス	○	鬼無里日影6711-1	(獨)長野市社会福祉 協議会	H17. 4. 1	6	256-1160
グループホーム福わらい	○	信州新町上条125-1	(特非)しんまち	H23. 8. 1	9	262-4358
グループホームすめらぎ	○	中条住良木9060	(獨)藤美会	H20. 9. 16	18	267-3313
施設数 49				合 計	852	

(25) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業所名	所在地	経営主体	指定年月日	定員	電話番号
上松ホーム	上松二丁目20-8	(獨)光仁会富竹 の里	H20.10. 1	24	237-1660
地域密着型特定施設入居者生活 介護 「七瀬の杜」	大字鶴賀居町111-3	(株)ライフケア	H21.12. 1	29	268-1081
ケアライフ柳原	大字小島785	エフビー介護 サービス(株)	H20. 7. 1	29	236-8200
介護付き有料老人ホーム愛ラン ドまめじま	大字大豆島5280-1	(株)石田福祉 サービス	H21. 8. 1	29	221-1199
やすら木の家とくま	大字徳間555-2	(株)フジミヤ	H20. 2. 1	29	256-6133
介護付有料老人ホームコスモス あもり	大字安茂里1783-17	(獨)ウエルフェ アコスモス	H25.12. 1	29	267-8801
介護付有料老人ホームコスモス プラネット篠ノ井	篠ノ井会618-2	(株)コスモスプ ラネット	H20. 4. 1	29	299-6716
ことぶきの家若穂	若穂綿内8539-1	(株)コトブキ	H19.10. 1	29	282-7200
インターコート藤	青木島町綱島780-10	(株)インター コート藤	H18.10. 1	20	284-8427
介護付有料老人ホームコスモス さいなみ	小島田町449	(獨)コスモス	R4. 8. 1	20	291-1142
施設数 10			合 計	267	

[障害福祉]

(26) 身体障害者福祉センター

種 別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	電話番号	F A X	認可年月日
身体障害者福祉 センターA型	長野県障害者福祉セ ンターサンアップル	大字下駒沢586	(獨)長野県社会福祉 事業団	295-3111	295-3511	H10. 4. 1
身体障害者福祉 センターB型	長野市障害者福祉セ ンター	大字鶴賀276-10	(獨)長野市身体障害 者福祉協会	226-4884	226-6263	S57. 4. 1

(27) 地域活動支援センター

	名 称	所 在 地	経 営 主 体	電話番号	F A X	利用 定員
1	ハーモニー桃の郷 はばたき	川中島町今井1387-5	(獨)長野市社会事業協会	285-5304	285-1908	20
2	長野市地域活動支援センター とがくししょうまの家	戸隠豊岡2050-1	(NPO) とがくししょうま	254-2225	254-2225	10
3	長野市地域活動支援センター つくし	信州新町山上条 1561-1	(獨)信濃の星	219-6012	291-2117	10
4	長野市地域活動支援センター けやき	中条4449-1	(NPO) なかじょう	267-2216	267-2216	14
5	長野市地域活動支援センター こぶし	豊野町豊野624-2	(獨)長野県社会福祉事業団	257-5001	217-0370	15
6	長野市地域活動支援センター てづくな	鬼無里167-1	(NPO) 共同作業所てづくな	256-3078	256-3078	10
7	オレンジ若里	若里 4-5-28	(獨)絆の会	217-8002	214-6600	20
8	地域活動支援センター希来里	稲葉147番地 5	(獨)長野南福祉会	267-5685	225-5668	20
9	カフェ ハクナマタタ	権堂町2201 権堂イーストプラザND 2 F 202	(獨)森と木	217-8091	217-8092	20
10	ぴあ・ふれんず	大字高田1134番地 1	(獨)信濃の星	268-0666	268-0611	15
11	地域活動支援センター・ポプ ラ	県町460-2 長教ビル203	(NPO) ポプラの会	219-2780	219-2740	15
12	ごんどう勝手堂	大字鶴賀上千歳町1336	(獨)森と木	266-0355	266-0355	15
13	アトリエ虹	若穂牛島817-2	(NPO) 心の休憩所アトリエ 虹	282-0500	282-0501	10
14	ワークハウス山野草	差出南一丁目 1-33	(NPO) サポートピアすそば な	228-7378	228-7375	10
15	チャレンジクラブ	大字高田402-3 E	(NPO) チャレンジクラブ	080- 9575- 3800	241-2551	10
16	Cafe CoCo	若里 3-10-39	(獨)廣望会	217-8354	217-8364	10

28 グループホーム

名 称	経 営 主 体	電話番号
シェアハウスCiel	(NP0) ACCESS	214-4413
グループホームあんど	(有)アンド	243-9253
合同会社 I K O I	共同生活援助いこいホーム	214-5817
YUI グループホームセンターあったかホーム	(編)稲田会	255-7770
むすびの森池家	(株)シナノキの杜	214-6203
絆の会地域生活センター	(編)絆の会	214-7331
地域生活支援センターCoCoながの	(編)廣望会	268-5220
NPO法人さくら会	(NP0) さくら会	232-0778
共同生活援助事業所マナ	(株)ジェイハート	241-5227
のんびりほーむ	(編)信濃の星	224-1266
三津和園	(編)信濃の星	291-2117
グループホームピーす	(株)STAYGOLD	217-8906
チャレンジ高田事務所	(NP0) チャレンジクラブ	080-9575-3800
どんぐりの家	(NP0) どんぐり福祉会	292-6208
みのちグループホームセンター	(編)長野県社会福祉事業団	257-2194
地域生活支援センター コロニー	(編)ながのコロニー	293-8766
ほっとらいふセンター	(編)長野市社会事業協会	283-4470
社会福祉法人長野南福祉会 共同生活援助事業所 希来里	(編)長野南福祉会	267-5685
ライフサポートりんどうグループホーム・ケアホーム	(編)長野りんどう会	239-7077
グループホーム椰の葉	(同)椰	283-5288
にゅうらいふの家	(NP0) にゅうらいふ	070-1475-0640
ケアホーム さんふれんず	(編)花工房福祉会	283-7587
グループホーム「じょんのび」	(NP0) ヒューマンネットながの	268-0622
森と木ホーム365	(編)森と木	217-7022
グループホーム・クローバー	(有)ライフサポート	291-3266
わおんグループホーム長野	(株)優美希里	214-5071
Do夢	(同)レンペイス	225-9808
信州わおんグループホーム	(株)ワンオハナ	080-1142-3215
イツワホーム	(株)イツワ	266-0120
グループホーム・ピア川中島	(株)たちばな	214-5628

29 障害児通所支援事業所

法人名称	事業所名称	事業所住所	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	支援 保育所等訪問	居宅訪問型 児童発達支援
(同)アルカソニア	アルカソニア	松岡 2 丁目 2-41	405-9599		○		
(同)EAST MOUNTAIN STREAM	イツモネ	三輪 2 丁目 5-22	217-5174	○	○		
(同)EAST MOUNTAIN STREAM	アネモネ	三輪 2 丁目 5-22	217-5174		○		
(編)稲田会	あすなろクラブ	大字徳間1144- 5	255-7770	○	○	○	
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティ	青木島町 1 丁目12番地 1	213-6150	○	○		
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティスクール	青木島町 1 丁目12番地 1 池田建設ビル 3 階	213-6150	○	○		
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティ学習塾	青木島 1 丁目12番地 1 池田建設ビル 2 階	213-6150	○	○		
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティジョブズ	川中島町原771- 4	213-6150		○		
オネストリイ(株)	放課後等デイサービスは びねす東和田	東和田943- 1 平林街道店舗 1 F	217-5995		○		
オネストリイ(株)	放課後等デイサービスは びねすジョブ若槻	若槻東条541- 2 フカサワビル 2 F	217-2762		○		
オネストリイ(株)	児童発達支援 TODAY is New Life 東和田	東和田943- 1 平林街道店舗 2 F	219-6045	○			
オネストリイ(株)	放課後等デイサービスは びねすスタディ若槻	若槻東条541- 2 フカサワビル 2 F	217-2762		○		
オネストリイ(株)	はびねすジョブ・スタ ディ若里	若里 4 丁目12-24 2 F	217-2818		○		
オネストリイ(株)	はびねすTODAY is New Life 若里	若里 4 丁目12-24 1 F	266-0447		○		
(株)クラ・ゼミ	こどもサポート教室「き らり」長野駅前校	南長野南石堂町1323- 9 グランウエストビル 1 階	219-6171	○	○		
(株)クラ・ゼミ	こどもサポート教室「き らり」北長野校	吉田 3 丁目 9-19 信濃古田駅前 A- 2 ビル	217-1670	○	○		
(独)国立病院機構	独立行政法人国立病院機 構東長野病院	上野二丁目477	296-1111	○	○		
(NP0)こすもけあ 福祉会	こすもけあくらぶ	川中島町今里87番地 6	274-5066	○	○		
(NP0)こすもけあ 福祉会	サンライズ長野川中島	川中島町今里135- 2	405-9948	○	○		
(合)さくらぼ	就労準備型放課後等デイ サービスさくらぼ長野吉 田教室	吉田 5 丁目23番25号	217-2753		○		
(株)SYMPA	グランディール上松教室	上松四丁目30-38	266-0713	○	○		
(編)大勸進養育院	さんきつずやしま	大字屋島2373番地	217-1880	○	○		
タクミエイト(株)	スマイルひろば匠長野若 宮店	若宮 2- 6- 3	477-2355	○			
(編)ともいき会	ウィズ発達支援センター	篠ノ井布施高田1034- 3	293-5567	○	○		

法人名称	事業所名称	事業所住所	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	支援 保育所等訪問	居宅訪問型 児童発達支援
(獨)ともいき会	ウィズキャリアサポートセンター	中御所3-2-1 2F	217-3550		○		
(株)ながでんウェルネス	ながでんハートネットメゾふおるて若里	若里6-5-12	277-1232		○		
(獨)長野県社会福祉事業団	坂楽里	豊野町豊野1635-1	257-5955		○		
(獨)ながのコーニー	すまいる	篠ノ井布施五明464番地1	293-8766		○		
(獨)長野市社会事業協会	はなみずき	富竹1570番地3	296-1520		○		
(獨)長野市社会事業協会	児童発達支援センターにじいろキッズらいふ	若里6丁目6番14号	219-3780	○	○	○	○
(獨)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷びあぼーと	川中島町今井1387番地5	285-3402	○	○		
(獨)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設栗田園	栗田103番地2	227-7211		○		
(獨)長野市社会事業協会	長野市篠ノ井愛の樹園	篠ノ井石川1523-2	293-3177	○	○	○	
(獨)長野市社会事業協会	にじいろキッズらいふ篠ノ井	篠ノ井御幣川306-1	214-3770		○		
(獨)長野市社会事業協会	にじいろキッズらいふ篠ノ井北	篠ノ井布施高田1027-1	214-3775	○	○		
(獨)長野市社会事業協会	にじいろキッズらいふ若里東	若里6丁目4番13号	217-1001	○	○		
Ilinata(株)	ひなた長野徳間教室	徳間3320番地1F	266-0706		○		
(株)ひふみ	脳を育てる運動療育センターこどもプラス長野石渡教室	石渡47-5	219-1850	○	○		
(株)ひふみ	脳を育てる運動療育センターこどもプラス長野吉田教室	吉田1丁目16-18	219-5501		○		
(株)ひふみ	脳を育てる こどもプラス 長野吉田第2教室	吉田2-7-17	266-0808		○		
(株)ひふみ	脳を育てる運動療育センター こどもプラス 長野稲葉教室	稲葉2605-1-2F	262-1801		○		
(株)ひふみ	こどもプラス長野若槻教室	稲田2丁目11-7	219-6303	○	○		
(株)ひふみ	ひふみ北長野教室	中越2丁目34-34	217-2094	○	○		
(株)ひふみ	ひふみ中越教室	中越1丁目6番17号	217-1203	○	○		
(株)ひふみ	ひふみ長野まゆみだ教室	徳間1丁目11番地5	266-0631	○	○		
(株)ヒューマンインデックス	こどもプラス長野青木島教室	青木島町大塚1009-1ダイニチビル1F	285-0820		○		
(株)ヒューマンインデックス	こどもプラス丹波島教室	丹波島1-590	217-8901		○		

法人名称	事業所名称	事業所住所	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	支援 保育所等訪問	居宅訪問型 児童発達支援
(NPO)ヒューマンネットながの	児童支援センター「ひゅうまん」	鶴賀南千歳町982	223-0900		○		
(獨)森と木	こども発達支援センターBe e	平林1-32-5	259-6677	○		○	
(獨)森と木	こどもの自立生活館 茜舎	平林1-34-5	263-8722		○		
(獨)森と木	茜舎くらぶ	大字平林1-30-1	259-9970		○		
(獨)森と木	もりときピコ	権堂町2201	217-8091		○		
(株)Y&M	小中高一貫型自立支援はるいろ 三輪教室	三輪9丁目351番地2	217-4691		○		
(株)Y&M	小中高一貫型自立支援はるいろ 若里教室	若里4-5-41	080-3094-0309		○		
(株)unico	放課後等デイサービス「ラクスペ」ながの	石渡131-5	219-2760		○		
(株)ライフケア	スポーツ&アカデミーキッズまゆ 青木島教室	青木島1丁目2-12 I Cビル1F	285-9813	○	○		
(株)ライフケア	スポーツ&アカデミーキッズまゆ 篠ノ井教室	篠ノ井布施高田710アーバンタワー茜101	213-6951	○	○		
(株)ライフケア	スポーツ&アカデミーキッズまゆ 七瀬教室	鶴賀七瀬南部517ラピッズセブンビル1F	214-7851	○	○		

③① 居宅系サービス事業所

法人名称	事業所名称	事業者住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度包括支援	同行支援	移動支援事業
アースサポート(株)	アースサポート長野	中越1丁目2番27号	239-7200	○	○				
(株)アイム長野	アイム在宅ケアセンター長野	青木島2丁目1-3	286-7971	○	○				
(株)アシスト	アシスト訪問介護事業所	大字栗田653-96 ハイツ山田1階C号室	219-2734	○	○				
(株)AZ	アズヘルパーステーション	柳町1-2 小池ビル1-A	400-7250	○					
(株)AYU	訪問介護事業所あゆ	松岡2-1-3 サニーハイツ轟102号室	214-8889	○	○				
(株)アンビス	医心館 訪問介護ステーション 長野	稲葉916-1	274-5026	○	○				
(株)シナノキの杜	ヘルパーステーションむすびの森	篠ノ井布施五明3428	247-8345	○	○				
(獨)稲田会	居宅介護事業所あすなろクラブ	大字徳間1144-5	255-7770	○	○				○
(有)ウェルネスライフ	ウェルネスライフ川中島	川中島町上氷鉦1119-10	286-7718	○	○				○

法人名称	事業所名称	事業者住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	同行援護	移動支援事業
(有)ウェルネスライフ	ウェルネスライフ北長野	南堀477-1 O SビルⅡ102	261-5433	○	○				
(有)えにし	えにし北長野事業所	大字徳間字土井下630-3	239-7324	○		○			○
(協)エマオ会	ヘルパーステーション・エマオ	篠ノ井小森751番地1	293-3306	○	○			○	
(株)エルパティオ	居宅介護事業所すずらん	大字高田五分一520-1	266-0307	○	○				○
(株)OHANA	ケアステーションおはな	篠ノ井布施高田1369-10	292-1177	○	○				
(株)いろは	居宅介護事業所いろは	松代温泉75-1	278-1720	○	○				
(株)KeepFaith	訪問介護ステーション白之介	大字西長野往生地1176-12 アップルタウン往生地108	217-8697	○	○				
(協)廣望会	地域生活支援センター C o C o ながの	若穂保科3654	268-5220	○		○			○
(株)ジェイハート	株式会社 ジェイハート居宅介護事業所	南堀477-1 O SビルⅠ 2階202号室	219-2811	○	○			○	○
(協)信濃の星	居宅介護事業所 おたすけ・びあっと	大字高田941-5	225-9056	○	○			○	○
(恰)セカンドライフ	訪問介護セカンド・ライフ	安茂里3601番地1西	217-6528	○	○				
多宝たねむら(有)	多宝たねむら有限会社	三輪1丁目3番11号	241-0311	○	○				
(協)暖家	アムール長野ヘルパーステーション	大字栗田1568番地	226-9485	○	○				
(株)土屋	ホームケア土屋長野	大字鶴賀上千歳町1155-2 ハヤシビル3階	050-3144-0960	○	○				
(生協)長野県高齢者生活協同組合	かがやき福祉センター長野	南長池761-3	263-2383	○	○				○
(協)長野県社会福祉事業団	歩楽里	豊野町豊野1635-1	257-5955	○	○	○			○
(協)長野市社会事業協会	ほっとらいふステーション 桃の郷	川中島町今井1387番地5	217-1120	○	○	○		○	○
(協)長野市社会福祉協議会	安茂里介護サービスセンター訪問介護事業所	大字安茂里1775番地	225-8502	○	○			○	○
(協)長野市社会福祉協議会	戸隠介護サービスセンター訪問介護事業所	戸隠豊岡1533番地2	254-3580	○	○			○	○
(協)長野市社会福祉協議会	篠ノ井介護サービスセンター訪問介護事業所	篠ノ井小森587番地1	293-7895	○	○			○	○
(協)長野市社会福祉協議会	信州新町介護サービスセンター訪問介護事業所	信州新町新町17-6	262-3899	○	○			○	○
(協)長野市社会福祉協議会	東長野介護サービスセンター訪問介護事業所	吉田5丁目9番地26	244-0220	○	○			○	○
(協)長野りんどう会	ライフサポートりんどうヘルパーステーション てくてく	大字徳間3222	295-3077	○	○				○
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターこうとく	篠ノ井東福寺1314-4	293-7831	○	○				

法人名称	事業所名称	事業者住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	同行援護	移動支援事業
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターまめじま	大豆島5190	266-6075	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター稲里	稲里町中央1-6-7	286-1190	○	○				○
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター高田	高田1031-1	267-6304	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター篠ノ井	篠ノ井御幣川1232-1	290-7715	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター中越	中越一丁目6番27号	239-7768	○	○				○
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター長野	檀田2-5-6	239-6353	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター長野若里	若里6丁目1番6号 ベルウィング1F1号	225-6531	○	○				○
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター長野北	稲田3丁目22番17号	263-7431	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターまつしろ	松代西条3764番地3 中島ハイツC棟2F	214-9305	○	○				
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター安茂里	大字安茂里1015番地1 イソノビル2F	269-6003	○	○				○
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターとよの	豊野町蟹沢2857番地 ステラ101	251-5446	○	○				
(NP0) ヒューマンネットながの	ヒューマンネットながの長野ステーション	鶴賀七瀬中町211番地15	268-0622	○	○	○		○	○
魔法の介護便(株)	まじよの介護便	川中島町原575番地1	405-6963	○	○				
(有)松橋看護婦家政婦紹介所	ヘルパー・ステーション・エール	若里5-10-48 若里信越ビル202号室	223-0039	○	○				
(協)森と木	コミュニティケアセンター森と木365	東和田926番地1	259-9970	○	○	○			○
(株)やさしい手	やさしい手長野高田訪問介護事業所	大字高田65-1	252-6112	○	○				
(株)ユーススタイルラボラトリー	ユーススタイルケア長野 重度訪問介護	大字栗田2009番地 B B Bビル802号室	050-3161-2213	○	○				

(31) 施設系サービス事業所

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(NPO)ACCESS	相談支援センターあしすと	川中島町今井1529番地 6	214-4411
(恰)アンタレス	ダリア	鶴賀緑町1618番地 1	219-6656
(同)EAST MOUNTAIN STREAM	生活訓練 オリオン	柳町35番地 2	400-8694
(同)EAST MOUNTAIN STREAM	相談室 モネ	三輪 2-5-22	217-5174
(株)シナノキの杜	むすびの森ワーク稲葉	大字稲葉940-77	284-2128
(株)シナノキの杜	むすびの森ワーク西長野	大字西長野字塚原1176番地	284-2128
(株)いちご	株式会社 いちご 相談支援事業所	松代町牧島640- 1	285-0272
(NPO)五つ葉福祉会	五つ葉	大豆島5282	214-6263
(NPO)五つ葉福祉会	五つ葉相談室	大豆島5282	214-6263
(編)稲田会	デイセンターYUI	北堀329番地	236-9971
(編)稲田会	ワークセンターYUI	大字徳間1144- 5	255-7770
(編)稲田会	ワークセンターYUI 別棟心和堂	上駒沢140- 1 番地中央	255-7770
(編)稲田会	アイビーセンターYUI	西三才2342番 2	255-7770
(編)稲田会	指定特定・児童相談支援事業所あすなろクラブ	大字徳間1144- 5	255-7770
(株)イツワ	ワークショップ音楽	大字安茂里1347- 9	070-2290-0188
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティジョブズ	川中島町原771- 4	213-6150
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティ相談室	青木島 1 丁目12番地 1	213-6150
(株)エヴァーウイングル	株式会社 エヴァーウイングル	中御所 1 丁目16番地11 鈴正ビル4 階	217-8058
(有)えにし	えにし北長野事業所	大字徳間字土井下630- 3	239-7324
オネストリィ(株)	相談支援センターはびねす	若里 4 丁目12-24 2 F	217-3752
(株)いろは	相談支援事業所いろは	松代温泉75- 1	278-1720
(NPO)utagu	多機能型事業所 Re.c.o.	大字鶴賀問御所町1242番地 長野中央文化ビル 1 F	262-1707
(恰)Canopus	自立訓練（生活）事業所カシオペア	栗田1578- 2 Canopusビル 3 F	070-8688-9311
(一社)想	就労継続支援 B 型事業所カンタービレ	合戦場 3-78- 1	080-6943-8670
(恰)カラフルベース	カラフルベース	南長野北石堂町1180- 1 グランドハイツ石堂101	217-4370
(編)絆の会	ぴーんず	篠ノ井御幣川1233- 1	214-5446
(編)絆の会	あんだんて	篠ノ井布施高田832	213-6122
(編)絆の会	悠友ハウス就労支援センター	若里三丁目14番23号	219-5131
(編)絆の会	信州そば工房きずな	柳原659- 1	263-9788

療養介護	生活介護	自立訓練（機能）	自立訓練（生活・日中）	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	自立生活援助	相談支援（特定）	相談支援（児童）	相談支援（一般）
								○	○	○	○
						○					
			○								
									○	○	○
							○				
							○				
									○		
	○										
									○	○	
	○										
	○										
							○				
									○	○	
							○				
							○				
									○	○	
									○	○	
				○			○				
			○		○						
							○				
						○					
							○				
					○						
							○				

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(編)絆の会	悠友ハウス	若里三丁目14番23号	219-5131
(編)絆の会	絆の会相談室	稲葉15-7	217-6637
(編)くりのみ園	NATURAL GARDEN くりのみ	富竹字堰下1671-1	213-7744
(有)ケアサービス・りんどう	ブルースター	篠ノ井塩崎91-1	292-4331
(編)廣望会	C o C o J A V J A V	若里六丁目8番21号	217-0552
(編)廣望会	B a k e r y C O C O	若里3-10-39 若里カンカン2番館	217-8354
(編)廣望会	アトリエC o C o	若穂保科3654	268-5220
(編)廣望会	キッチンC o C o	若穂綿内6246-2	274-5990
(編)廣望会	地域生活支援センターC o C o ながの	若穂保科3654	268-5220
(独)国立病院機構	独立行政法人国立病院機構東長 野病院	上野二丁目477	296-1111
(NPO)こすもけあ福祉会	多機能型事業所こすもけあくら ぶ	川中島町今里87-6	274-5066
(NPO)こすもけあ福祉会	サンライズ相談室	川中島町今里135番地2	254-7877
(NPO)こすもけあ福祉会	サンライズ長野川中島	川中島町今里135番地2	405-9948
(NPO)さくら会	あすなろ	大字長野桜枝町838-3	232-0778
(NPO)さくら会	さくら咲く	三輪10-6-22	232-0778
(NPO)さくら会	エスサービスさくら	桜枝町1244番地5	217-8832
(NPO)さくら会	リサイクルショップさくら	三輪8-52-30	237-6277
(NPO)さくら会	さくら工房ちゃーちゃ	花咲町1256	233-1621
(NPO)さくら会	さくらサービス	三輪1-4-16	244-2120
(NPO)さくら会	さくらステーション美咲	三輪1-25-19	215-8810
(NPO)さくら会	さくら相談支援センター	桜枝町859-1	232-0778
(株)サンフイーリング・カノン	カノン	徳間3223-2	219-2370
(株)ジェイハート	株式会社ジェイハート生活介護 事業所ミンクリー	吉田2-3-27	217-0232
(株)ジェイハート	株式会社ジェイハート相談支援 事業所	吉田3丁目16番13号	214-0811
(編)信濃の星	はたらくびあっと	大字高田1134番地1	213-7333
(編)信濃の星	まい・すてっぷ相談支援室	大字高田1134番地1	225-9500
(編)信濃の星	生活介護事業所 びあっと	箱清水2丁目11-2	217-3888
(編)信濃の星	生活介護事業所 びあっと城山	箱清水2丁目15-21	217-3888
(編)信濃の星	生活介護事業所 びあっと・ま つおか	松岡1丁目13-11	214-2200
(編)信濃の星	就労継続B型事業所 ぐーと	稲里町下水鮑1315-2	274-5529

療養介護	生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活・日中)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立生活援助	相談支援(特定)	相談支援(児童)	相談支援(一般)
							○				
								○	○		○
						○	○				
									○	○	○
				○			○				
	○						○				
						○	○				
									○	○	○
○	○										
	○										
									○	○	
	○										
	○										
							○				
							○				
							○				
							○				
									○		○
						○	○				
	○										
									○	○	
							○				
									○	○	○
	○										
	○										
	○										
							○				

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(偏)信濃福祉	あんどわーく	居町38番地 1	219-6327
(偏)しののい福祉会	ボーチ有旅の丘	篠ノ井布施五明2259	214-6591
(NPO)翔和学園	長野翔和学園 ワークセンター 長野翔和	伊勢宮 1-22-5 Mシティビル 1 F	219-1127
(NPO)翔和学園	長野翔和学園 ワークセンター 長野翔和	川中島四ツ屋133- 1	219-1127
(NPO)翔和学園	長野翔和学園 大学部	伊勢宮 1-22-5 Mシティビル 1 F	219-1127
(一社)信州福祉ファーム	信州ふれあいの森	篠ノ井石川639- 1	477-2624
(NPO) Z E R O	ながの就業生活支援センター Z E R O	南石堂町1282-11 長栄第 1 ビル 2 F	217-6436
(NPO) Z E R O	就労継続支援 B 型事業所 Z E R O	南石堂町1282-11 長栄第 1 ビル 2 F	217-6436
(株)総合キャリアトラスト	SAKURA長野センター	平林 2-1-1 イースト21	241-3918
D I C E (株)	就労継続支援 A 型事業所 D I C E	大字西和田 1-39-19	217-1460
(株)Delight	就労継続支援 Delight	南千歳 1 丁目16- 2	228-5711
(株)トゥモロー	あしたラボラトリー	高田1388 NAGANO A-1 ビル 2 階	217-4005
(偏)ともいき会	ウィズ就労支援センター	金井田37- 1	214-2168
(偏)ともいき会	ウィズ生活支援センター	篠ノ井布施高田1034- 3	299-3090
(偏)ともいき会	ウィズ相談支援センター	篠ノ井布施高田1034- 3	299-3090
(NPO) 人和会	人和会障がい者相談支援セン ター	稲里町中央 1-17-23	214-1820
(NPO) 人和会	みずのごとし	稲里町中央 1 丁目17-23	214-5726
(NPO) どんぐり福祉会	ソラノシタ	皆神台2662番地 6	278-8888
(NPO) どんぐり福祉会	ソラノシタ共和	篠ノ井岡田727- 1	213-7966
(NPO) どんぐり福祉会	どんぐりファーム	篠ノ井布施高田775- 1	299-3288
(NPO) どんぐり福祉会	どんぐりファーム西寺尾	篠ノ井西寺尾2385- 1	299-3288
(NPO) どんぐり福祉会	地域相談支援センターG l a n d	篠ノ井西寺尾2385- 1	214-2157
(偏)長野県社会福祉事業団	小春日和	豊野町豊野376- 4	217-7440
(偏)長野県社会福祉事業団	水内荘	豊野町豊野2230	257-2194
(偏)長野県社会福祉事業団	八雲日和	豊野町豊野上伊豆毛 1635番地 1	257-5229
(偏)長野県社会福祉事業団	八雲日和 うどん・おやき工房 さくら	豊野町豊野360- 1	217-4123
(偏)長野県社会福祉事業団	歩楽里	豊野町豊野1635- 1	217-8850
長野県	長野県立総合リハビリテーショ ンセンター	大字下駒沢618番地 1	296-3953

療養介護	生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活・日中)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	自立生活援助	相談支援 (特定)	相談支援 (児童)	相談支援 (一般)
							○				
	○						○				
				○							
							○				
			○								
						○	○				
				○							
					○		○				
				○	○						
						○					
						○					
							○				
	○										
									○	○	
									○		
			○				○				
						○					
							○				
									○	○	○
	○										
	○										
							○				
									○	○	○
	○	○	○	○					○		

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(編)ながのコロニー	あいくる	篠ノ井布施五明464番地 1	293-8766
(編)ながのコロニー	ハートフル五明	篠ノ井布施五明464番地 1	293-8766
(編)ながのコロニー	ワークサポート篠ノ井	篠ノ井布施五明464番地 1	293-8766
(編)ながのコロニー	はあてい若槻	徳間1443番地	296-1418
(編)ながのコロニー	長野福祉工場	徳間1443番地	296-1411
(編)長野市社会事業協会	はなみずき	富竹1570番地 3	296-1520
(編)長野市社会事業協会	ほっとらいふ相談室桃の郷	川中島町今井1387番地 5	285-3408
(編)長野市社会事業協会	ほほえみ	大字富竹1570番地 3	296-1510
(編)長野市社会事業協会	空風	川中島町御厨1392番地10	283-4477
(編)長野市社会事業協会	児童発達支援センターにじいろ キッズらいふ	若里 6 丁目 6 番14号	219-3781
(編)長野市社会事業協会	篠ノ井授産所	篠ノ井小森583	292-0198
(編)長野市社会事業協会	松代福祉企業センター	松代町東条2523- 2	278-3665
(編)長野市社会事業協会	障害者福祉施設すまいる	富竹1570- 3	296-1520
(編)長野市社会事業協会	久遠チョコレート長野店	南千歳 2 丁目12- 3	296-1530
(編)長野市社会事業協会	障害者福祉施設長野市ななせ仲 まち園	鶴賀276番地11	223-2322
(編)長野市社会事業協会	障害者福祉施設長野市ふたば園	篠ノ井石川1523- 2	293-5152
(編)長野市社会事業協会	長野市ひかり学園	若穂川田557- 1	282-5394
(編)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設 ハーモ ニー桃の郷かがやき	川中島町今井1387番地 5	285-3400
(編)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設ハーモ ニー桃の郷びあぼーと	川中島町今井1387番地 5	285-3402
(編)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設ハーモ ニー桃の郷希望の家	川中島町今井1387- 5	285-5303
(編)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設ほたるの 里	松代町東条2450番地 2	278-7874
(編)長野市社会事業協会	長野市障害者福祉施設栗田園	栗田103番地 2	227-7211
(編)長野市社会事業協会	長野授産所	三輪柳原1252- 1	232-2183
長野市	戸隠福祉企業センター	戸隠豊岡2088- 2	254-2179
(編)長野南福祉会	障害者相談支援センターポコア ポコ	栗田732- 1	217-7622
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどう 自立 生活支援室	徳間3222番地	239-7077
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどうフレッ シュとくま	徳間3222	239-7077
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどうワーク ス上駒	上駒沢429- 1	239-7077

療養介護	生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活・日中)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	自立生活援助	相談支援 (特定)	相談支援 (児童)	相談支援 (一般)
									○	○	○
	○										
	○						○				
	○						○				
						○					
	○										
									○	○	○
	○										
							○				
									○	○	
							○				
							○				
				○	○		○				
							○				
	○										
	○										
							○				
							○				
							○				
									○		○
								○			
	○										
							○				

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどう就労定着支援室	上駒沢429- 1	217-5433
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどう ゆったりんどう	大字上駒沢429- 1	295-3077
(編)長野りんどう会	ライフサポートりんどう相談室	大字上駒沢429- 1	295-3077
(株)なから	なから	若穂保科1620番地	254-7523
(株)なから	なから 長野駅前	大字鶴賀南千歳町984	254-7523
(株)なから	なからーにんぐ	大字鶴賀南千歳町984	466-6250
(株)なな色	なな色日和	吉田 5-10-14	266-0913
(株)なな色	なな色ペンギン	三輪 2- 2-29	217-4580
(株)ニャンズ	就労継続支援B型事業所にやんず	若穂保科1747番地 1	285-0745
(NPO)にゅうらいふ	ねばぁぎぶあっぷ	箱清水 1 丁目12番16号	233-0055
(NPO)にゅうらいふ	希望と微笑みぷらん	箱清水 1 丁目12番16号	070-1476-0640
(編)ハーモニー福祉会	ファームセンターレインボー	吉1831番地	080-3156-1647
(編)花工房福祉会	エコーンファミリー	川中島町今井1387- 1	283-8787
(編)花工房福祉会	エコーンファミリー生活介護事業所	川中島町今井1387- 1	283-4187
(編)花工房福祉会	エコーンファミリー朝陽事業所	北尾張部531	283-8787
(編)花工房福祉会	エコーンファミリー今井事業所	川中島町今井1419番地 1	283-8787
(編)花工房福祉会	わくワーク	三輪 8-51-36 アサバハイツ宇木 2 階 208	233-5210
(編)花工房福祉会	炭房 ゆくら	篠ノ井布施高田823- 2	293-5183
(株)ビコウズ	カランコエ	北石堂町1182番地 ベイユビル 3 階 E-1 号室	217-5708
(株)ヒトワ	ディーキャリア長野オフィス	南千歳 2 丁目12-1 長野セントラルビル 7 階	219-3815
(株)ひふみ	ういるサポート長野	石渡47- 5	219-6280
(株)向日葵	相談支援室ひまわり	若槻東条1194- 1 ルミエール三登D102	477-2302
(NPO)ヒューマンネットながの	ヒューマンネットながの相談センター	鶴賀七瀬中町211-15 ゆたかフレンズ 2 F	268-0622
(NPO)ヒューマンネットながの	指定生活介護事業所「りあん」	北堀東田255番 3	217-7553
(株)ファイナンシャルコンサルタント	O s h	大字風間1164- 1	285-9259
(一社)ファシリカ長野	ファシリカ長野	鶴賀問御所1271番地 3 TOIGO WEST 2 階203区画	225-9301
(同)ぷらす	P L U S 1	大字金箱335番地 1	217-0674

療養介護	生活介護	自立訓練（機能）	自立訓練（生活・日中）	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立生活援助	相談支援（特定）	相談支援（児童）	相談支援（一般）
					○						
							○				
									○		○
						○					
						○					
					○						
							○				
	○										
							○				
							○				
									○		
	○						○				
				○			○		○		
	○										
							○				
							○				
				○							
				○	○						
									○	○	
									○	○	
	○										
							○				
				○							
							○				

法人名称	事業所名称	所在地	電話番号
(公)ぶらす	PLUS3	中御所岡田166-1 森ビル新館2階	217-8204
(株)フレンドリー	株式会社フレンドリー	栗田193 木曜館2F	219-3895
(編)森と木	デイセンター風の森	平林2-16-15	259-9980
(編)森と木	モーリー農場	徳間石原田3266	266-0830
(編)森と木	もりすけ	徳間3326	217-0977
(編)森と木	もりときマーケット	大門町53-1	234-3451
(編)森と木	ようこそ森と木ラボ	権堂町2201番地 権堂イーストプラザND 2階202号室	217-8091
(編)森と木	自立サポート森と木	平林1丁目30番1号	259-9970
(編)森と木	森と木LIFE	大豆島5216-1	221-7793
(編)森と木	森と木365デイフロア	東和田926番地1	217-0977
(編)森と木	地域生活相談室 ベターデイズ	東和田926番地1	259-9970
(編)森と木	もりときマーケットII	吉田5-23-26	243-2370
(編)林檎の里	あおぞら日中活動支援センター	上駒沢909-10	296-5337
(NPO)ワークハウス太陽	おおぞら	稲里町田牧880-87	214-6634
(株)わごころ	self-A・わごころ長野東	風間1167	090-1839-7981
(株)わごころ	self-A・わごころ長野	三輪2丁目4-34 アザレビル203	090-1839-7981
(一社)ワンアンドオンリー	ワンアンドオンリー長野	栗田193 木曜館3号室	217-4254

療養介護	生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活・日中)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立生活援助	相談支援(特定)	相談支援(児童)	相談支援(一般)
							○				
							○				
	○										
	○										
	○										
							○				
			○				○				
	○										
	○										
	○										
								○	○	○	○
							○				
	○										
							○				
						○					
						○	○				

③2 入所系サービス事業所

法人名称	事業所名称	所 住 所	電話番号	短期入所	施設入所支援	自立訓練（生活訓練・宿泊型）
(株)イツワ	イツワホーム	若里 1 丁目17番31	266-0120	○		
(獨)絆の会	みらいコーポ稲葉	稲葉689	214-7331	○		
(獨)廣望会	C o C o ホームぼたんの里	若穂保科字板倉2151- 3	268-5220	○		
(獨)廣望会	C o C o ホーム表参道	権堂町2396- 2	268-5220	○		
(獨)国立病院機構	独立行政法人国立病院機構東長野病院	上野二丁目477	296-1111	○		
(獨)国立病院機構	独立行政法人国立病院機構東長野病院一般病棟	上野二丁目477	296-1111	○		
(NPO) さくら会	さくら会短期入所	桜枝町859- 1	232-0778	○		
(獨)信濃の星	のんびりほーむ	稲葉2320- 1	224-1266	○		
(獨)信濃の星	三津和園	信州新町山上条1561番地 1	291-2117	○		
(獨)長野県社会福祉事業団	水内荘	豊野町豊野2230	257-2194	○	○	
長野県	長野県立総合リハビリテーションセンター	大字下駒沢618番地 1	296-3953	○	○	
(獨)ながのコロニー	ハートフル五明	篠ノ井布施五明464番地 1	293-8766		○	
(獨)ながのコロニー	ワークサポート篠ノ井	篠ノ井布施五明464番地 1	293-8766	○	○	
(獨)長野市社会事業協会	ほほえみ	大字富竹1570番地 3	296-1510	○	○	
(獨)長野市社会事業協会	長野市ひかり学園	若穂川田557- 1	282-5394	○	○	
(獨)長野南福祉会	社会福祉法人長野南福祉会短期入所事業所 希来里	稲葉147番地 5	267-5685	○		
(獨)長野りんどう会	ライフサポートりんどうフレッシュとくま	大字徳間3222番地	239-7077	○		○
(獨)花工房福祉会	エコーンファミリーゆうゆう	川中島町今里八反田896番地10	283-7597	○		
(獨)森と木	グリーンハイツ稲田	稲田 2 -55-41	259-9970	○		
(獨)森と木	森と木365	東和田926- 1	217-7022	○		
(獨)裕生会	やどりぎ	大字鶴賀南千歳町982番地	226-4484	○		
ソーシャルインクルー(株)	短期入所長野豊野町	豊野町蟹沢2672	219-3531	○		
(株)たちばな	グループホーム・ピア川中島	川中島町今里11- 1	214-5628	○		

【子育て】

③3 児童福祉施設

種 別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定員	電話番号
乳児院	善光寺大本願乳児院	箱清水三丁目19- 2	(獨)善光寺大本願福祉会	S37. 2. 1	18	232-2292
児童養護施設	三帰寮	大字屋島2373	(獨)大勸進養育院	S23. 4. 10	35	244-8355
児童養護施設	円福寺愛育園	篠ノ井横田798- 1	(獨)円福会	S23. 7. 1	50	292-5022
児童養護施設	松代福祉寮	松代町東条108- 2	(獨)湖会	S27. 5. 10	52	278-2556
助産施設	厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院	篠ノ井会666- 1	長野県厚生連	S42. 11. 1	10	292-2261
	厚生連長野松代総合病院	松代町松代183	長野県厚生連	S48. 10. 29	2	278-2031
	長野赤十字病院	若里五丁目22- 1	日本赤十字社長野県支部	H25. 1. 29	45	226-4131

③4 こども広場

指定管理者	名 称	所 在 地	開所年月日	電話番号
N P O法人「ながのこどもの城いきいきプロジェクト」	もんぜんぶら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」	大字南長野新田町1485- 1もんぜんぶら座 2 F	H15. 6. 1	219-0022 (FAX 223-0731)
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」	篠ノ井布施高田1021	H16. 4. 11	293-8860 (FAX 293-8870)

③5 地域子育て支援センター

名 称	所 在 地	運 営 主 体	開所年月日	電話番号
博愛保育園	大字鶴賀202- 1	(獨)博愛会	H13. 7. 1	227-2204
山王保育園	大字南長野北石堂町1024- 2	長野市	H10. 7. 1	228-6090
りんどう保育園	三輪五丁目44-12	(公財)鉄道弘済会	H14. 4. 1	252-7024
柳町保育園	三輪一丁目 2 -8	長野市	H18. 4. 1	244-9090
杉の子あびつく保育園	大字屋島2336-340	(獨)新志福祉会	H15. 4. 1	222-0044
かざぐるま保育園	稲田二丁目42- 7	(獨)稲田会	H13. 4. 1	241-5177
松ヶ丘保育園	安茂里小市一丁目39-16	(獨)博愛会	H19. 5. 8	228-6180
東部保育園	篠ノ井東福寺745	長野市	H11. 6. 1	293-6222
杉の子保育園	篠ノ井西寺尾2798	(獨)新志福祉会	H25. 4. 1	292-3339
東条保育園	松代町東条2448- 1	長野市	H19. 6. 18	278-7766
ころぼっくるこども園	川中島町御厨1258- 1	(獨)はなぞの会	H15. 4. 1	286-6877
丹波島こども園	青木島三丁目10- 3	(獨)はなぞの会	H22. 4. 1	284-2727
七二会保育園	七二会己997	長野市	H17. 4. 1	229-2958
豊野ひがし保育園	豊野町大倉2196	長野市	H27. 4. 1	257-6868
皐月かがやきこども園	上野二丁目120- 2	長野市	H30. 4. 1	295-6061
ひかりほいくえん	稲里町下水鉋556- 1	(同)Mom’ s sun	R3. 4. 1	285-9434
フレンドこども園	川中島町今井1344- 4	(獨)フレンドこども園	R4. 4. 1	214-7039
ぼらりす	川中島町今里838- 3	(獨)湖会	R6. 4. 1	214-8470

③⑥ ファミリー・サポート・センター

名 称	所 在 地	事業受託者	開所年月日	電話番号
ファミリー・サポート・センター	大字南長野新田町1485-1 もんぜんぷら座2F	NPO法人「ながの こどもの城いきいき プロジェクト」	H13. 4. 1	267-6006

③⑦ 保育所施設

種別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	認可開設 年月日	利用 定員	電話番号
私立 認可 保育 所	加茂保育園	新諏訪一丁目11-31	長野市	S29. 4. 1	50	232-7064 以下FAX兼用
	後町保育園	大字南長野西後町 614-6	長野市	S23. 8. 1	45	232-0333
	山王保育園	大字南長野北石堂町 1024-2	長野市	S23. 8. 1	125	226-7670
	柳町保育園	三輪一丁目2-8	長野市	S24. 7. 1	180	241-7894
	長沼保育園	大字津野203-1	長野市	S49. 4. 1	75	296-9753
	安茂里保育園	宮沖3096-3	長野市	S49. 4. 1	125	228-6075
	中央保育園	篠ノ井御幣川284-2	長野市	S29. 6. 10	98	292-0342
	塩崎保育園	篠ノ井塩崎2184-1	長野市	S44. 4. 1	113	292-2276
	共和保育園	篠ノ井小松原2322-15	長野市	S31. 1. 1	80	292-0613
	西部保育園	篠ノ井ニッ柳779	長野市	S47. 4. 1	150	293-1049
	東部保育園	篠ノ井東福寺745	長野市	S46. 4. 1	100	293-0944
	象山保育園	松代町松代1421-3	長野市	S45. 9. 1	95	278-2085
	豊栄保育園	松代町豊栄2798-1	長野市	S32. 4. 1	60	278-2162
	東条保育園	松代町東条2448-1	長野市	S48. 4. 1	60	278-5100
	寺尾保育園	松代町小島田3571	長野市	S43. 4. 1	60	278-3648
	綿内保育園	若穂綿内6734-3	長野市	S25. 4. 1	125	282-2357
	保科保育園	若穂保科4972-4	長野市	H6. 4. 1	90	282-3133
	昭和保育園	川中島町今井1869-2	長野市	S26. 4. 1	133	284-4479
	青木島保育園	青木島町大塚1361	長野市	S27. 4. 1	170	285-2551
	真島保育園	真島町真島1425-1	長野市	S27. 4. 20	85	284-3637
	七二会保育園	七二会己997	長野市	H17. 4. 9	59	229-2620
	信更保育園（休園中）	信更町氷ノ田3222	長野市	H23. 4. 1	45	—
	豊野さつき保育園	豊野町石2235-1	長野市	S50. 4. 1	70	257-2486
	豊野ひがし保育園	豊野町大倉2196	長野市	H9. 4. 1	138	257-2484
	とがくし保育園	戸隠豊岡1541	長野市	H23. 4. 1	72	254-3393
	鬼無里保育園	鬼無里160-4	長野市	H7. 4. 1	60	256-2582
	大岡保育園（休園中）	大岡甲8001	長野市	S53. 4. 1	45	—
	信州新町保育園	信州新町里穂刈423-1	長野市	H13. 4. 1	130	262-2316 (FAX 291-2119)
	芋井保育園	大字桜599	〔協〕市社会事業協会	S59. 4. 1	20	232-8120 以下FAX兼用
	青池保育園	篠ノ井有旅3692	〔協〕市社会事業協会	S45. 4. 1	20	293-2635
	清野保育園	松代町清野90-1	〔協〕市社会事業協会	S55. 1. 1	30	278-7275
	西条保育園	松代町西条3623-1	〔協〕市社会事業協会	S54. 4. 1	30	278-3728
計	32					

種別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	利用 定員	電話番号
私立 認可 保育 所	川上保育園	上松四丁目6-26	〔協〕博仁会	S53. 4. 1	45	241-8866
	善光寺保育園	箱清水二丁目12-17	〔宗〕善光寺	S24. 3. 10	130	232-6601
	聖フランシスコ保育園	大字鶴賀西鶴賀町 1491-16	〔協〕アントニオ愛児会	S42. 11. 20	120	232-4694
	博愛保育園	大字鶴賀202-1	〔協〕博愛会	S44. 11. 1	250	227-2204
	若葉保育園	大字鶴賀緑町1594	〔協〕長野市私立保育協会	S59. 4. 1	45	232-8210
	秋葉保育園	大字鶴賀緑町1594	〔協〕長野市私立保育協会	S37. 4. 1	60	232-7692
	つましな保育園	大字南長野妻科294-4	〔協〕つましな保育園	S46. 4. 1	60	234-2066
	中御所保育園	中御所二丁目29-7	〔協〕黒木学園福祉会	H31. 3. 27	110	226-7065
	上高田保育園	大字高田1446-1	〔協〕出光会	S55. 4. 1	100	227-6070
	長野保育所りんどう保育園	三輪五丁目44-12	（公財）鉄道弘済会	S33. 10. 1	60	232-1773
	済生会長野保育園	三輪八丁目43-8	〔協〕恩賜財団済生会支部 長野県済生会	S48. 4. 1	80	232-6227
	二輪保育園	三輪八丁目6-31	〔協〕ミツワ会	H27. 4. 1	80	232-7213 FAX兼用
	吉田保育園	吉田三丁目16-16	〔宗〕善敬寺	S28. 4. 1	95	244-3362
	聖徳保育園	大字三才2114	〔協〕聖徳保育園	S46. 4. 1	90	296-3523
	杉の子第2保育園	大字柳原706	〔協〕新志福祉会	S50. 4. 1	280	244-8452
	浅川中央保育園	浅川東条177-3	〔協〕浅川双葉福祉会	S43. 4. 1	70	241-4496
	大豆島保育園	大字大豆島6382	〔協〕大豆島保育園	S51. 4. 1	200	221-1056
	風間保育園	大字風間1910-1	〔協〕光風会	S49. 12. 1	130	221-5496
	杉の子あびっく保育園	大字屋島2336-340	〔協〕新志福祉会	H15. 4. 1	240	222-0088
	雷鳥保育園	大字田子230-1	〔協〕守幼会	S54. 4. 1	80	296-7428
	かざぐるま保育園	稲田二丁目42-7	〔協〕稲田会	S55. 4. 1	110	241-6908
	小柴見保育園	大字小柴見228	小柴見公民館	S28. 3. 6	80	226-9008
	松ヶ丘保育園	安茂里小市一丁目 39-16	〔協〕博愛会	S51. 4. 1	120	228-6173
	杉の子第3保育園	篠ノ井布施五明496-6	〔協〕新志福祉会	S51. 4. 1	140	292-7887
	子供の園保育園	篠ノ井布施高田688-5	〔協〕和良会	H31. 3. 27	60	292-0673
	たんぽぽ保育園	篠ノ井御幣川1160	〔協〕和良会	S49. 4. 1	70	292-3023
	ひよし保育園	篠ノ井横田805-4	〔協〕ひよし保育園	H17. 4. 1	100	292-2285
	杉の子保育園	篠ノ井西寺尾2798	〔協〕新志福祉会	S49. 4. 1	250	292-3413
	まきば保育園	松代温泉330-1	〔協〕松真福祉会	S56. 4. 1	80	278-8330
	御厨保育園	川中島町御厨843-1	〔協〕川中島青葉会	S48. 9. 1	90	285-2033
計	30					

種別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	認可認定 年月日	利用 定員	電話番号
認定こども園	長野市立 皐月かがやきこども園	上野二丁目120-2	長野市	H30. 4. 1	130	295-4100
	長野市 なかじょう保育園	中条2770	長野市	H21. 4. 1	72	268-3529 (FAX 268-3530)
	認定こども園 朝陽学園	大字南堀125-1	(学)朝陽学園	H19. 2. 1	418	254-5220
	認定こども園 若穂幼稚園	若穂綿内8602-1	(学)和田学園	H19. 2. 1	195	282-4412
	幼保連携型認定こども園 円福幼稚園	篠ノ井横田772	(学)円福学園	H24. 4. 1	300	292-1094
	認定こども園 信濃ひまわり幼稚園	大字大豆島2869	(学)黒木学園	H25. 4. 1	180	221-3788
	認定こども園 吉田マリア幼稚園	吉田一丁目16-24	(学)マリア学園	H26. 4. 1	135	241-3897
	認定こども園 ひかり園	檀田二丁目 8-22	(学)浅川学園	H26. 4. 1	140	241-3896
	認定こども園 川田	若穂川田1937	(学)朝陽学園	H29. 2. 1	115	282-2054
	認定こども園 旭幼稚園	三輪四丁目 1-32	(学)旭キリスト教学院	H26.10. 1	102	232-4363
	幼稚園型認定こども園 松代幼稚園	松代町松代167	(学)信濃キリスト教学園	H28. 4. 1	80	278-2041
	認定こども園 古牧東部保育園	大字南長池858	(獨)はちす会	H30. 3. 22	180	243-0470
	フレンドこども園	川中島町今井1344-4	(獨)フレンドこども園	H30. 3. 1	235	284-4315
	長野ひまわり幼稚園	若里一丁目22-16	(学)黒木学園	H30. 3. 27	172	226-2342
	丹波島こども園	青木島三丁目10-3	(獨)はなぞの会	H31. 3. 18	199	284-2727
	小市こども園	安茂里小市 三丁目 8-19	(獨)六花会	R4. 2. 1	98	228-6778
	認定こども園 豊野みなみ	豊野町豊野430-6	(獨)五幸会	R4. 2. 10	80	257-4599
	幼保連携型認定こども園 芹田東部こども園	大字稲葉2166-2	(獨)励精会	R4. 3. 28	90	226-8332
	信学会栗田こども園	七瀬 3-6	(学)信学会	R5. 3. 23	96	226-6254
	信学会若槻こども園	大字若槻団地 1-509	(学)信学会	R5. 3. 23	96	243-2070
	川中島こども園	川中島町上氷鉋143-1	(学)四徳学園	R5. 2. 27	105	284-4069
	ころぼっくるこども園	川中島町御厨1258-1	(獨)はなぞの会	R5. 3. 23	135	286-6868
	北条こども園	北条94-5	(獨)北条保育園	R6. 3. 14	96	243-1703
	認定こども園 すずらん保育園	浅川西条871	(獨)五幸会	R6. 3. 8	66	295-5203
	認定こども園 長野大橋保育園	青木島町大塚463-4	(獨)シオン会	R6. 2. 14	170	285-3788
	認定こども園 下氷鉋保育園	稲里町下氷鉋68-1	(獨)おおぞら作新会	R6. 2. 21	99	284-2137
計	26					

種別	名 称	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	利用 定員	電話番号
地域型 保育園 事業所	おはなし屋保育園	徳間一丁目14-2	(株)ファミリーライズ	H28. 8. 23	12	215-1201
	みらいく保育園	大字西三才2280-1	(一社)信州子育てみらいネット	H29. 3. 31	15	262-1572
	チャイルドセンター レインボー保育園	大字吉1827-1	(獨)ハーモニー福祉会	H28. 9. 8	15	295-8020
	むつみ家ももの木保育園	篠ノ井杵淵1306	(獨)睦会	R2. 1. 28	18	213-7630
	ひかりほいくえん	稲里町下氷鉋556-1	(同)Mom's sun	R3. 2. 5	19	285-9434
計	5					

【子育て】

③ 放課後子ども総合プラン施設

名 称	所 在 地	電話番号
城山子どもプラザ	大字長野東之門町404-1（城山小学校内）	232-3101
鍋屋田子どもプラザ	大字鶴賀上千歳町1365-2（鍋屋田小学校内）	234-2191
加茂児童センター	大字西長野74-4	234-5595
加茂子どもプラザ	大字西長野185-6（加茂小学校内）	234-2201
山王子子どもプラザ	大字中御所30-1（山王小学校内）	226-4416
芹田子どもプラザ	大字栗田16-2（芹田小学校内）	223-9353 227-7319
古牧児童センター	大字高田603-1	259-5000
古牧子どもプラザ	大字高田619-2（古牧小学校内）	243-7510
日詰児童館	大字稲葉2001-1	221-6965
緑ヶ丘子どもプラザ	大字高田2281（緑ヶ丘小学校内）	222-2928
三輪児童センター	三輪八丁目 3-37	235-6974
三輪子どもプラザ	三輪八丁目 3-2（三輪小学校内）	233-2272
吉田児童センター	吉田三丁目22-41	263-7278
吉田子どもプラザ	吉田三丁目12-12（吉田小学校内）	215-8058
裾花児童センター	中御所四丁目17-3	227-0953
裾花子どもプラザ	中御所五丁目 6-1（裾花小学校内）	226-6895
城東子どもプラザ	三輪六丁目14-30（城東小学校内）	234-1255
湯谷児童センター	上松四丁目28-38	244-0701
湯谷子どもプラザ	上松四丁目28-38（湯谷小学校内）	241-2729
南部児童センター	大字鶴賀550	224-2906
南部子どもプラザ	大字鶴賀550-1（南部小学校内）	227-7318
大豆島児童センター	大字大豆島1005-1	221-4670
大豆島子どもプラザ	大字大豆島1004-2（大豆島小学校内）	221-4199
朝陽子どもプラザ	大字北長池1406（朝陽小学校内）	243-7710
柳原児童センター	大字柳原2108-1	259-2208
柳原子どもプラザ	大字小島702（柳原小学校内）	296-4277
長沼児童センター	大字津野190-1	296-5987
古里児童センター	大字金箱559-22	296-3883
古里子どもプラザ	大字金箱439-2（古里小学校内）	295-4050

名 称	所 在 地	電話番号
若槻児童館	大字若槻岡地 1 -384	241-1237
若槻子どもプラザ	大字若槻東条810（若槻小学校内）	295-5411
徳間児童センター	大字徳間570	243-4125
徳間子どもプラザ	大字徳間570（徳間小学校内）	244-2164
稲田児童クラブ	稲田二丁目34- 1	243-1246
浅川子どもプラザ	浅川東条337（浅川小学校内）	241-8086
芋井児童センター	大字上ヶ屋910	235-2232
安茂里児童センター	大字安茂里1133-イ- 1	224-3892
安茂里子どもプラザ	大字安茂里1155（安茂里小学校内）	226-4349
松ヶ丘児童センター	安茂里小市二丁目31- 1	228-6811
松ヶ丘子どもプラザ	安茂里小市二丁目20- 1（松ヶ丘小学校内）	223-5015
篠ノ井中央児童センター	篠ノ井二ッ柳2251	292-7503
通明子どもプラザ	篠ノ井御幣川270（通明小学校内）	292-4265
篠ノ井東児童センター	篠ノ井東福寺1601- 1	293-6911
篠ノ井東子どもプラザ	篠ノ井東福寺1538（篠ノ井東小学校内）	292-4134
篠ノ井西児童センター	篠ノ井二ッ柳523- 7	293-3083
篠ノ井西子どもプラザ	篠ノ井二ッ柳488（篠ノ井西小学校内）	292-4267
共和児童センター	篠ノ井小松原600	293-2778
共和子どもプラザ	篠ノ井小松原600（共和小学校内）	292-4266
信里子どもプラザ	篠ノ井有旅3692（信里小学校内）	292-9559
塩崎児童館	篠ノ井塩崎3350	293-9139
塩崎子どもプラザ	篠ノ井塩崎3333（塩崎小学校内）	292-4139
松代花の丸児童センター	松代町松代262- 1	278-1315
松代花の丸子どもプラザ	松代町松代205- 1（松代小学校内）	278-3347
清野子どもプラザ	松代町清野64（清野小学校内）	278-2395
西条子どもプラザ	松代町西条 4（西条小学校内）	278-3196
豊栄児童館	松代町豊栄2787	278-1288
松代東条児童センター	松代町東条2421	278-8411
東条子どもプラザ	松代町東条2427（東条小学校内）	278-2409
寺尾子どもプラザ	松代町柴260（寺尾小学校内）	278-8807
綿内児童センター	若穂綿内6734- 9	282-5262
綿内子どもプラザ	若穂綿内6656（綿内小学校内）	282-4028
川田子どもプラザ	若穂川田2020（川田小学校内）	282-2092
保科児童センター	若穂保科2646	282-6424
昭和児童センター	川中島町今井1865	284-7488
昭和子どもプラザ	川中島町今井1865（昭和小学校内）	284-2170
川中島児童センター	川中島町上氷鉋146- 1	284-6856
川中島子どもプラザ	川中島町上氷鉋172（川中島小学校内）	284-4270
青木島児童センター	青木島町大塚1310- 2	283-3075
青木島子どもプラザ	青木島町大塚1394（青木島小学校内）	284-4962
大橋児童クラブ	青木島町大塚463- 4（長野大橋保育園内）	285-3788
下氷鉋児童センター	稲里町下氷鉋76- 5	286-2449

名 称	所 在 地	電話番号
下氷鉋子どもプラザ	稲里町下氷鉋50（下氷鉋小学校内）	283-4029
三本柳児童センター	三本柳東二丁目 2	284-5354
三本柳子どもプラザ	三本柳東二丁目 1（三本柳小学校内）	284-4963
真島子どもプラザ	真島町真島1425（真島小学校内）	284-0356
七二会子どもプラザ	七二会丁220（七二会小学校内）	229-2084
豊野西部児童センター	豊野町石1880	257-4649
豊野西子どもプラザ	豊野町石1880（豊野西小学校内）	257-3250
豊野東子どもプラザ	豊野町大倉2213（豊野東小学校内）	257-2459
戸隠子どもプラザ	戸隠豊岡1531（戸隠小学校内）	254-2637
鬼無里子どもプラザ	鬼無里77（鬼無里小学校内）	256-2404
大岡子どもプラザ	大岡乙304- 1（大岡中学校内）	266-2348
信州新町子どもプラザ	信州新町新町1000- 2（信州新町小学校内）	262-3922
中条子どもプラザ	中条2770（中条小学校内）	267-2850

③⑨ 長野市内幼稚園

名 称	所 在 地	電話番号
パドマ幼稚園	大字長野若松町1028	234-5858
信学会長野幼稚園	上松四丁目22- 1	241-4087
ルンビニ幼稚園	大字栗田465	226-7685
長野あけぼの幼稚園	大字鶴賀（七瀬中町）173	226-3419
古牧あけぼの幼稚園	大字高田五分一685	227-6158
あかしや幼稚園	大字東和田577	243-1432
和光幼稚園	西和田二丁目20-22	243-1737
若草幼稚園	吉田三丁目15- 4	241-4151
古里中央幼稚園	大字金箱311	296-1616
信学会昭和幼稚園	大字柳原1455	243-6366
みかさ幼稚園	大字石渡256	243-0027
信学会長野北幼稚園	大字若槻岡地 1 -385	244-2271
信学会安茂里幼稚園	大字安茂里1185- 1	226-7688
信学会裾花幼稚園	伊勢宮二丁目 7 - 1	227-3632
こどもの森幼稚園	大字上ヶ屋2471-2554	239-3302
篠ノ井幼稚園	篠ノ井布施高田351	292-0468
俊英幼稚園	青木島町大塚1535	284-5575
東長野幼稚園	小島田町133	284-1789
南長野幼稚園	稲里一丁目15-12	284-2001

[その他]

(40) 保護施設及び関連施設

種 別	名 称	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定員	電話番号
救護施設	旭寮	新諏訪一丁目25-43	偏信濃福祉	S42. 11. 16	80	232-3412
救護施設	共和寮	篠ノ井岡田797	偏市社会事業協会	S32. 6. 5	100	293-0258
施設数	2 か所			定員の合計	180	
社会事業 授産施設	長野授産所	大字三輪1252- 1	偏市社会事業協会	S27. 5. 26	} 60	232-2183
社会事業 授産施設	長野授産所 七分会分所	七分会己949- 2	偏市社会事業協会	S52. 10. 24		229-2795
社会事業 授産施設	篠ノ井授産所	篠ノ井小森583	偏市社会事業協会	S43. 4. 1	40	292-0198
社会事業 授産施設	松代福祉企業センター	松代町東条2523- 2	偏市社会事業協会	S39. 12. 14	30	278-3665
社会事業 授産施設	戸隠福祉企業センター	戸隠豊岡2088- 2	長野市	S45. 4. 1	30	254-2179
社会事業 授産施設	信州新町授産センター	信州新町山上条 1377- 1	労働者協同組合ワー カーズコープ・セン ター事業団	S30. 9. 1	30	262-2304
社会事業 授産施設	中条社会就労センター	中条4449- 1	特定非営利活動法人 なかじょう	S28. 4. 1	30	267-2216
施設数	6 か所			定員の合計	220	

(41) 隣保館

名 称	所 在 地	設 置 主 体	開設年月日	電話番号
中央隣保館	若里一丁目19- 5	長野市	S55. 4. 1	228-3951
大豆島隣保館	大豆島西沖 3 -20	長野市	S51. 4. 1	221-9273
若穂隣保館	若穂保科2853	長野市	S49. 4. 1	282-3328
豊野隣保館	豊野町浅野1103	長野市	S40. 12. 25	257-5777

13

身体障害者障害程度等級表（その一）

[illegible]

級別		二級	一級	三級	四級
心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害			心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

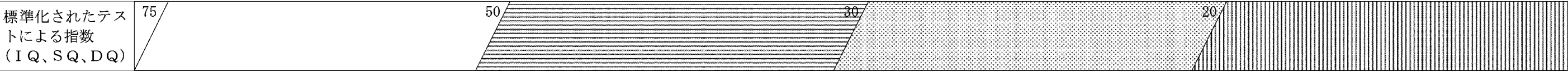
14 知的障害者の知的障害の程度

1 知的障害児者 長野県における療育手帳の障害の程度の目安と表記

療育手帳区分		身体障害者等級	
程度	IQ の目安	1・2・3 級	4・5・6 級
最重度	IQ20 以下	A1 障害児福祉手当該当程度	
重度	IQ21～35	A1	
中度	IQ36～50	A2	B1
軽度	IQ51～75	B2	

2 発達障害の程度の指標（厚生省の知的障害児者実態調査（1975）における知的障害の程度に関する判定資料）

段階 年齢		軽	度	中	度	重	度	最	重	度
5 以	歳 下	・ 日常会話はどうかできる。 ・ 数の理解は少し遅れている。 ・ 運動機能の目立った遅れはみられない。 ・ 身のまわりの始末は大体できるが不完全。		・ 言語による意志表示はいくらかできる。 ・ 数の理解に乏しい。 ・ 運動機能の遅れが目立つ。 ・ 身のまわりの始末は部分的に可能。 ・ 集団遊びは困難。		・ 言葉がごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す。 ・ ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）。 ・ 運動機能の発達の遅れが著しい。 ・ 身のまわりの始末はほとんどできない。 ・ 集団遊びはできない。		・ 言語不能。 ・ 最小限の感情表示（快、不快等） ・ 歩行が不能又はそれに近い。 ・ 食事、衣類の着脱などはまったくできない。		
6 ～	歳 11 歳	・ 普通の学級における学習活動についていくことは難しい。 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 比較的遠距離でも 1 人で通学できる。		・ 日常会話はある程度可能。 ・ 数の理解が身につき始める。 ・ 身辺処理は大体できるが不完全。 ・ ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能。		・ 言語による意志表示はある程度可能。 ・ 読み書きの学習は困難である。 ・ 数の理解に乏しい。 ・ 身近なものの認知や区別はできる。		・ 言語は数語のみ。 ・ 数はほとんど理解できない。 ・ 食事、衣服の着脱など 1 人ではほとんどできない。 ・ 1 人遊びが多い。		
12 ～	歳 17 歳	・ 小学校 3～4 年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的施行や合理的判断に欠ける。 ・ 身辺処理は普通児並にできる。 ・ 基本的な作業訓練は可能である。		・ 小学校 2～3 年生程度の学力にとどまる。 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 簡単なゲームのきまりを理解する。 ・ 単純な作業に参加できる。		・ 身辺処理は部分的に可能。 ・ 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。 ・ ごく簡単なお手伝いはできる。				
18 以	歳 上	・ 小学校 5～6 年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 ・ 事態の変化に適応する能力は弱い。 ・ 職業生活はほぼ可能。		・ 簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。 ・ 適切な指導のもとで対人関係や集団参加がある程度可能。 ・ 社会的なきまりはある程度理解できる。 ・ 単純作業に従事できる。		・ 日常会話はある程度できる。 ・ 数量処理は困難。 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 単純作業にある程度従事できる。		・ 会話は困難。 ・ 文字の読み書きはできない。 ・ 数の理解はほとんどできない。 ・ 身辺処理はほとんど不可能。 ・ 作業能力はほとんどない。		



- ④ 1、「5 歳以下」の欄は、おおむね 4～5 歳児の発達障害を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
- 2、「標準化されたテストによる指数」欄の数と斜線は「おおむね」の意味をもつ。

15 精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
2 級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
3 級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

郵便等による不在者投票制度

※在宅で不在者投票を行うことができる制度です。

日 的	根拠法	要 件	申請手続
身体に重度の障害がある選挙人について、選挙権行使の手段及び機会を拡充するため	公職選挙法第49条第 2 項及び第 3 項 公職選挙法施行令第59条の 2	1．郵便等による不在者投票の対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳に以下のいずれかの記載のある者 - 両下肢、体幹、移動機能の障害 1 級又は 2 級 - 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能の障害 1 級又は 3 級 - 免疫、肝臓機能障害 1 級から 3 級 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、戦傷病者手帳に以下のいずれかの記載のある者 - 両下肢、体幹の障害 特別項症から第 2 項症まで - 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能の障害 特別項症から第 3 項症まで (3) 要介護者で、介護保険の被保険証に要介護状態区分が要介護 5 と記載のある者 2．郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用できる対象者 上記(1)から(3)のいずれかに該当する者で、次の(1)又は(2)に該当する者は、郵便等による不在者投票において、代理記載制度を利用することができます。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が 1 級である者として記載されている者 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第 2 項症までである者として記載されている者	1．問い合わせ先 選挙管理委員会事務局（224－5058） 2．申請に必要なもの 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証